

第1編 一般対策編

(案)

第1章 総 則

第1節 計画の概要

1 計画の目的

香美市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成する計画である。

本計画は、香美市(以下「本市」又は「市」という。)、関係機関、住民、事業者がその有する全機能を有効に発揮し、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

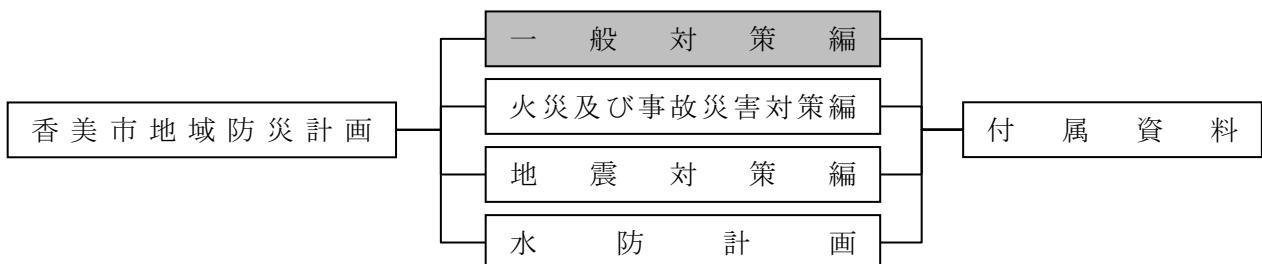
2 計画作成機関

香美市防災会議

3 計画の構成

本計画は、市域において想定される災害に対して、市が処理すべき事務又は業務に関し市域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、一般対策編、火災及び事故災害対策編、地震対策編、水防計画及び付属資料によって構成する。

土砂災害警戒避難体制については、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによるものとする。



一般対策編は、風水害等の対策に関して、総合的かつ基本的な事項を定めるものであり、本市が行う各種対策を「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の時系列ごとに配置している。

本計画の全体構成及び内容は次のとおり。

(1) 総 則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱、本市が行う風水害等の対策に関する計画の方針について定める。

(2) 災害予防計画

風水害等の災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるために、本市及びその他の防災関係機関等が行う災害予防事業及び住民、事業者等が日ごろから行うべき措置等を定める。

(3) 災害応急対策計画

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、これを防御し、応急対応を実施する等、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な措置について定める。

(4) 災害復旧・復興計画

被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧にあたっての基本方針を定める。

4 防災施策の基本方針

本計画の「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の各段階における防災施策の基本方針は次のとおりである。

(1) 防災施策の基本方針

ア 本市は、風水害等による災害が発生しやすい自然条件下にあり、また、近年、降水量が非常に多い等、河川氾濫や土砂災害の危険性が増しており、土砂災害を含む大規模な風水害等が懸念される。これまで災害発生原因分析、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきたところであるが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。

このため、本市においては、「命を守る」ことを基本とし、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害をできるだけ少なくするよう、防災関係機関、住民、事業者が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。

イ 東日本大震災では、避難した後の避難所及び応急仮設住宅の生活において、健康を害する事案が多くある。本市では、避難した後の安全・安心を確保する「命をつなぐ」対策を進める。

ウ 地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、香美市防災会議の委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災対策の策定において女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

エ 自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強いまちづくりを進める。

オ 南海トラフ地震では、沿岸の市町村が甚大な津波災害を受けることが想定される。本市は内陸部にあり、津波災害を受けることがなく、これら被災した市町村を支援することが可能である。本市は、被災自治体に対し、被災者の受入れ、防災活動拠点の活用、行政機能の代行等の広域的な支援を行う。

カ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、指定避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を進める。

(2) 予防計画

【災害に強いまちづくり】

ア 河川施設の安全強化、雨水流出抑制・都市排水対策等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。

イ 土砂災害（がけ崩れ・地すべり・土石流・落石等）の発生する危険がある箇所を事前に把握し、周知を図るとともに、防災工事を推進し二次災害を防止する。

ウ 建築物・公共土木施設及びライフラインの耐震化の安全対策並びに屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を推進する。

エ 大規模災害時の復旧・復興を早期に実現するため、支援組織駐在の拠点、応急仮設住宅、がれき置き場等の用地を確保する。

オ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

【実践的な応急・復旧対策計画を確立し災害に備える】

災害時の応急対策活動に備えるため、防災活動体制、情報管理・広報体制、避難体制、救急・救助体制、医療救護体制等を整備する。

【災害に強い人と組織づくり】

住民及び防災機関の災害対応力を向上させるため、自主防災組織の結成促進・育成、消防団の育成・強化、災害に関する防災教育、実践的な防災訓練を推進する。

(3) 応急対策計画

【迅速、的確な初動活動の実施】

警戒段階又は災害発生直後から、応急活動体制をとるとともに、災害情報の収集・伝達、災害広報、水防・土砂災害警戒等災害防止活動を行う。また、大規模災害の場合は、相互応援、自衛隊の災害派遣等応援協力を早急に要請する。

【被害の拡大防止】

的確な避難情報の発令、指定避難所の開設・運営・管理、避難者の受入れ、救出・救護活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送活動を行う。

【被災者の保護と社会秩序の安定】

ア 生活必需品等の供給・調達、ごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、住宅確保、教育対策等を行う。

イ 被災者の生活確保に資するライフライン等の施設・設備の応急復旧対策を早急に講じる。

(4) 復旧・復興計画

【速やかな災害復旧・復興】

被災地域・施設の復旧・復興の基本方針を早急に決定し、復旧・復興事業を計画的に推進する。そのため、本市にもっとも大きな被害を与えると思われる南海トラフ巨大地震を想定した事前復興計画の策定を検討し、他の災害に役立てるものとする。

【自立的生活再建の支援】

被災者に対する資金援助、り災証明の発行、各種猶予・減免措置等生活再建支援を行う。

5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

6 細部計画の策定

この計画に基づく活動を行うに当たって必要な細部計画については、災害対策本部の各部並びに防災関係機関において定める。

7 国・県の防災計画との関係について

本計画は、国の定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに高知県地域防災計画（以下「県計画」という。）との整合性・関連性を有する。

8 計画の周知・習熟

本市及びその他の防災関係機関は、本計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう日ごろから調査・教育・研修・訓練その他の方法により、本計画及びこれに関連する細部計画等の習熟に努め、災害対策の対応能力を高める。また、住民への周知を図るため、広報・啓発活動に努める。

[注記] 本計画における用語について

- 住民・・・・・・・・市域に住所を有する者をいう。
- 住民等・・・・・・・・上記に加え、他市町村から本市の地域に通学、通勤する者及び災害時に本市の地域に滞在する者等も含める。
- 被災者・・・・・・・・災害にあった者をいう。
- 要配慮者・・・・・・・・香美市内に在住で高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人その他災害時に特に配慮が必要な者とし、以下の条件に該当するものをいう。
 - (1) 身体障害者手帳（1級・2級）を交付されている者
 - (2) 療育手帳（障害程度A1・A2）を交付されている者
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）を交付されている者
 - (4) 要介護度1～5の認定を受けている者
 - (5) 特定疾患受給者証を交付されている者
 - (6) 在宅酸素療法を受けている者
 - (7) 75歳以上の独居世帯又は75歳以上の者のみの世帯の者
 - (8) 妊産婦
 - (9) 乳幼児
 - (10) 外国人
 - (11) その他配慮を要する者
- 避難行動要支援者・・要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である者をいう（詳細は第1編第2章第17節を参照）。
- 防災関係機関・・・・・・・・国、県、市、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。
- 県・・・・・・・・県の部局及び出先機関、教育委員会等をいう。
- 警察・・・・・・・・警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいう。
- 市・・・・・・・・市の部課、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）をいう。
- 消防機関・・・・・・・・消防本部、消防署、消防団をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上及び航空自衛隊をいう。
- ライフライン・・・・・・・・電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいう。
- 指定緊急避難場所・・災害から一時的に避難する場所で、市が指定した場所をいう。
- 指定避難所・・・・・・・・災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活する施設で、市が指定した施設をいう。
- 福祉避難所・・・・・・・・既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者に対するケアが行われ、何らかの特別な配慮がされた避難所のことをいう。
- 広域福祉避難所・・市町村の枠を外した広域の要配慮者が利用する福祉避難所をいう。
- ハザードマップ・・・・・・・・自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図をいう。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれるものもある。
- 事業継続計画（BCP）・・・・・・・・事業者が、大規模な自然災害等、予期せぬ事態に遭遇した場合において、従業員の生命と会社の財産を確保したうえで、災害後でも中核となる事業を継続又は早期復旧することで、ユーザーからの信用と従業員の雇用を維持し、会社を存続させることを目的につくる計画をいう。

○J-アラート（全国瞬時警報システム）・・・津波情報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕がない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて情報を送信し、同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民等に緊急情報を瞬時に伝達するシステムをいう。

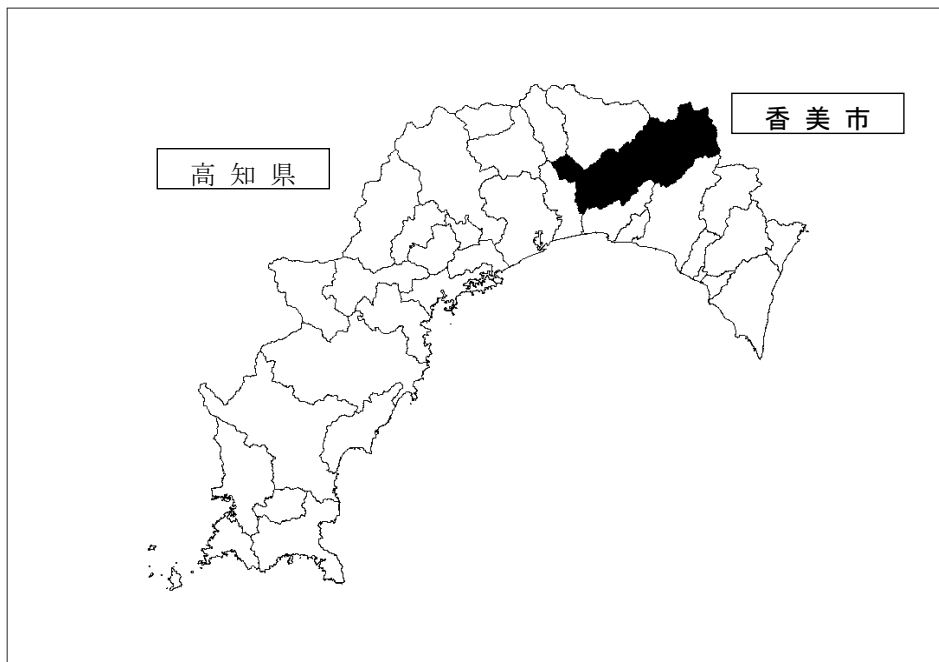
第2節 香美市の特性

1 自然的条件

(1) 位置及び地形

本市は、高知県の北東部、県都高知市から約15kmに位置し、物部川、国分川、吉野川の源流域から高知平野の北東部にあり、面積は537.86km²である。地形は、概ね1,000～1,800mの高峰が周囲にそびえることから急峻で、棚田、集落が広範囲に点在し、市域の約9割を占める森林の多くは、国定公園、県立自然公園等に指定されている。

位置図



位置図(地区別)



各地区の地形は、次のとおりである。

ア 土佐山田地区

北部は吉野川流域と南部は太平洋に注ぐ国分川と物部川流域からなり、それぞれ四国山地を挟み二分されている。吉野川第1支流穴内川流域は、標高1,089mの国見山を筆頭に標高500mの山が重畳し、国分川及び物部川流域は共に山地を背負い、南西部はこれらの河川から育んだ平坦な耕地が広がる高知平野に位置し、太平洋岸へと開けている。

中部里山地域には急峻な地形が多くあり、地すべり危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所の指定を受けたところもある。南部平坦地は古くから稲作が盛んで、用水路が整備されている。

イ 香北地区

地区の中央部を流れる物部川の本流14kmのうち、10kmは、永瀬、吉野、杉田の3つの多目的ダムによって人造湖になっている。四方を四国山脈の支峰神賀山、鉢ヶ森、茂ノ森等それぞれ1,000m級の山並みに囲まれた中山間地帯であり、物部川兩岸の河岸段丘上の緩傾斜地である。

地区内には、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所がある。

ウ 物部地区

周囲は、1,000m～1,800m級の高峰がそびえ、これらの山々から流れ出る谷川は物部川、上葦生川、舞川となり、大柵集落周辺で合流し、永瀬ダム湖となっている。地区の中心地の大柵集落には、地区人口の約40%が集中しており、ほとんどの集落は谷沿いや山の中腹（最高：標高600m）に点在している。地形は、急峻で峡谷型を形成し、東北部の山岳及び溪谷は剣山国定公園に属し、県内屈指の名所となっている。

(2) 地質

中央構造線以南の西南日本外帯は、ほぼ東西方向に走るいわゆる御荷鉢構造線、仏像構造線によって北から順次三波川帯、秩父帯及び四万十帯に分けられ覆瓦状構造をなしているが、秩父帯は更に大樽－杉田構造線、神原谷－岩改構造線によって北帯、中帯及び南帯に分けられている。いわゆる狭義の高知平野は、秩父中帯から南帯にかけての構造性盆地を堆積した第4畳からなり、これら未固結堆積物は、洪積層と沖積層に分けられる。また、周辺の丘陵性山地の所々には洪積層が分布している。

(3) 気候

令和3年の本市の年平均気温は、15.6℃（物部町大柵）であり、年間降水量は、平野部が2,500mm程度であるのに対して山間部では4,000mmに近い降雨があるところもあり、温暖な気候とあいまって森林資源の形成や農作物の育成に適した地域である。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯数

令和2年国勢調査によると、本市の人口は26,513人、世帯数は12,033世帯であり、前回の調査（平成27年）と比べると、54世帯増加しているものの、1,000人も人口が減少している。

また、令和2年の本市総人口に占める0～14歳の割合は9.9%、65歳以上の割合は38.1%であり、本市総世帯に占める65歳以上の単身世帯は18.0%と、本県の17.7%を上回る等、少子化と高齢化が著しく進行している。

特に、中山間地域では高齢化、過疎化が進行し、森林資源や環境を維持することが困難になることが予想される。

(2) 交通

本市圏域は、高知県の北東部、県都高知市から約15～40kmに位置し、高知市の中心部まで自家用車利用で約30分～1時間の位置にある。また、市内にはJR土讃線の土佐山田駅（特急停車駅）、近隣には高知龍馬空港、高知自動車道南国インターチェンジがあり、各交通機関を利用して岡山、大阪、東京まで約1～2時間圏内となっている。

本市の動脈としての道路は、一般国道195号、一般県道日ノ御子土佐山田線、久保大宮線等である。市道、農林道の整備も順次進み集落を繋ぐ道路網が整備されつつある。

災害は、地震、集中豪雨による土砂崩れ、河川の氾濫による田畑、家屋への浸水の危険性が強く、特に北部、南部の山間地は土砂崩れにより道路を寸断されるおそれがある。また、行き止まりの道は少なくなってきたが、一本道しかない集落も残されており、陸路が寸断された場合は、代替路が確保されていない地域が多く、空路での緊急輸送に頼らざるを得ない状況である。

第3節 被害想定

この節では、本市の特性を踏まえ、各種災害による被害を想定する。

1 風水害

(1) 風水害

本市は、地形的に南に面しており、南風に乗ってくる雨雲による集中豪雨が起こりやすい。平坦部では、河川並びに用排水路の氾濫、堤防の決壊による浸水、及び市街地部の雨水を処理できない内水氾濫の被害が予想される。山間部では、河川の氾濫による家屋への直接的な影響は少ないと考えられるが、台風は雨だけでなく強風を伴うため家屋やビニールハウスの倒壊、農作物への被害が予想される。また、それらによる水道、電気等のライフラインへの被害は、管内で広域的に発生することが予想され、道路損壊等による孤立集落の発生とともにライフライン被害による孤立集落の発生が予想される。また、近年発生が増加している局地的大雨（ゲリラ豪雨）による風水害及び土砂災害の発生も懸念される。

(2) 竜巻等突風災害

近年、竜巻等の突風による被害が全国で発生している。竜巻は、積乱雲又は積雲に伴って発生する渦巻であり、年間を通じて日本のどこかで発生し、特に台風シーズンに多く発生している。竜巻等の突風による災害は、破壊力が大きく、人命のみならず、交通機関等への局地的に甚大な被害をもたらす場合がある。

2 土砂災害

本市は、山間部の傾斜地に存在する集落が多く、集中豪雨が発生した場合、土砂崩れ、土石流災害、急傾斜地の民家への崖崩れ、地すべりの発生、道路の崩壊等の可能性が非常に高い。また、築年数の古い木造住宅も多く存在しており、特に山間部の急傾斜地にも同様の住宅に単身又は単一の世帯のみの高齢者が居住している割合が高いため、財産的被害及び人的被害が比較的多くなる可能性のほか、発災時の被災状況確認、復旧等の対応が困難となることが予想される。

3 火災

(1) 一般火災

地震及び落雷により発生する火災以外の一般火災は人為的災害がほとんどである。原因には煙草の不始末、コンロ、電気機器、たき火、放火等種々あるが、冬季の乾燥中、強風中の火災は大火になるおそれがある。市街地部には老朽木造住宅の密集地があり、狭い路地とあいまって特に危険性が高い。また、山間部の山の斜面に接した民家の火災は山林に延焼するおそれがある。山間地には林道が少なく、一度火災が起こると消防車が進入できない。また、冬季には特に水利が不便となり大火となる危険性が高い。

(2) 林野火災

森林率が高い本市は、林野火災発生の可能性が高く、急峻な山地での水利の確保が困難なため、大規模な火災に拡大することがある。

第4節 香美市防災会議

1 設置及び所掌事務

市は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、香美市防災会議を設置し、その所掌事務を定める。

所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 「本計画」を作成し、その実施を推進すること
- (2) 市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) (1)～(4)までに掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 組織及び運営

香美市防災会議の組織及び運営に関しては、香美市防災会議条例（平成18年香美市条例第20号）及び香美市防災会議運営要綱（令和3年告示第184号）の定めるところによる。

第5節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、市域における防災業務の実施に関して次の責務を負う。

(1) 市

市は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、その市の地域に係る防災計画を作成して防災活動を実施する。

また、住民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、本計画に、地区防災計画を定める。

(2) 県

県は、法令等の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

特に南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織「高知県南海トラフ地震対策推進本部」を設置し、南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図る。

被災により市が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を市町村に代わって行う。また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市域、県域を越えた広域防災支援体制を構築する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

(4) 自衛隊

自衛隊は、災害派遣を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香美市	1 本計画の作成及びこれに基づく対策の実施 2 香美市防災会議に係る事務 3 香美市災害対策本部等防災対策組織の整備 4 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 5 防災に係る教育、訓練 6 県及びその他の防災関係機関との連絡調整 7 防災に必要な資機材等の整備、備蓄及び点検 8 生活必需品、食料等の備蓄及び点検 9 給水体制の整備及び点検

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	10 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導、その他住民の自発的な防災活動の促進 11 災害危険箇所の把握 12 各種災害予防事業の推進 13 防災知識の普及 14 水防、消防等応急対策 15 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 16 避難情報の発令及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設 17 災害時における教育、保健衛生 18 災害広報 19 被災者の救護及び救助活動 20 食料、医薬品、その他物資及び復旧資機材の確保 21 災害対策要員の確保・動員 22 緊急輸送の確保 23 防災関係機関が実施する災害対策の調整 24 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等 25 被災者生活再建支援制度に係る事務 26 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置 27 義援金の受領、配分 28 災害復旧・復興の実施
香美市消防本部 香美市消防署 香美市消防署香北分署	1 消防力の維持・向上 2 市と一体化した地域防災力の向上 3 香美市消防団の体制整備・消防力の向上 4 災害情報の収集・伝達 5 消防活動 6 救助・救急活動 7 避難誘導 8 行方不明者の搜索 9 その他災害対策本部長が指示する災害応急対策
香美市消防団	1 団員の能力の維持・向上 2 消防活動 3 救助・救急活動 4 避難活動 5 行方不明者の搜索 6 その他災害対策本部長が指示する災害応急対策
市立小中学校	1 避難体制の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における児童・生徒の保護及び誘導 3 市が実施する災害応急対策への協力 4 指定避難所の管理・運営、炊き出し等への協力
保育園	1 避難体制の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における園児の保護及び誘導 3 市が実施する災害応急対策への協力

(2) 県

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高知県 中央東福祉保健所 中央東農業振興 センター 中央東林業事務所 中央東土木事務所 南海トラフ地震対策 推進中央東地域本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 高知県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及、防災教育及び訓練の実施 4 自主防災組織の育成支援、その他住民の自発的な防災活動の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 市町村が実施すべき避難情報の発令及び指定避難所の開設の代行 9 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 10 被災者の救助及び救護活動 11 緊急輸送の確保 12 食料等、医薬品、その他物資の確保 13 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 14 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 15 その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置 16 災害復旧・復興の実施
南国警察署 香美警察庁舎	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模災害時における治安並びに警察行政の調整 2 避難誘導、被災者の救出その他人命保護 3 交通規制、緊急通行車両の確保及び緊急交通路の確保 4 行方不明者の調査及び死体の検視 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置

(3) 指定地方行政機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 4 警察通信の確保及び統制 5 管区内各県警察への気象警報等の伝達
四国財務局 高知財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 2 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 3 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で、金融機関への次の事項の実施要請 <ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の融資 ・預貯金の払戻し及び中途契約 ・手形交換、休日営業等の配慮 ・保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ・その他非常金融措置

	<ul style="list-style-type: none"> 4 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け 5 地方公共団体に対する短期資金の貸付け 6 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
四国厚生支局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	<ul style="list-style-type: none"> 1 農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 5 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、日本政策金融公庫資金等の融資 7 応急用食料・物資の供給に関する支援
四国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> 1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 2 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国産業保安監督部 四国支部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 2 危険物等の保安の確保 3 鉱山における災害の防止 4 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局 高知運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車による輸送のあつせん 2 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達のあつせん
大阪航空局 高知空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 2 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 2 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 3 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 4 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 1 各種非常通信訓練の実施及びその指導

	<ol style="list-style-type: none"> 2 高知県非常通信協議会の育成指導 3 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 4 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 5 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 2 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 3 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 4 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 5 労働条件の確保に向けた総合相談 6 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 7 被災労働者に対する労災保険給付 8 労働保険料の納付に関する特例措置 9 雇用保険の失業認定に関すること 10 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 2 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 3 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 4 直轄河川の水質事故対策、通報等 5 災害関連情報の伝達及び提供 6 防災知識の普及、啓発活動及び防災訓練の実施 7 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

(4) 自衛隊

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 2 県、市町村が実施する防災訓練への協力 3 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索及び救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去) 4 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

(5) 指定公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7 通信病院の医療救護活動 8 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 9 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
四国旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の保全 2 救援物資及び避難者の輸送の協力
西日本電信電話(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達
(株)NTTドコモ四国 KDDI(株) ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の確保
四国電力(株) 四国電力送配電(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の保全、保安 2 電力の供給
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 現金の確保及び決済機能の維持 2 金融機関の業務運営の確保 3 非常金融措置の実施
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護活動及び助産 2 こころのケア 3 死体の処理 4 血液製剤の確保及び供給のための措置 5 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 6 被災者に対する救援物資の配布 7 義援金の募集受付 8 防災ボランティア活動体制の整備
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 3 生活情報、安否情報の提供 4 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速道路(株)	管理する道路等の保全及び災害復旧

(6) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)高知県医師会	1 災害時における救急医療活動 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した救急医療活動
(一社)高知県LPガス協会	1 ガス施設の保全、保安 2 ガスの供給 3 指定避難所への支援
(一社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	1 気象警報等の放送 2 災害時における広報活動 3 住民に対する防災知識の普及 4 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 5 生活情報、安否情報の提供
とさでん交通(株) (一社)高知県バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県建設業協会	災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力
(公財)高知県消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員等の教養・訓練及び育成 3 要配慮者等の避難支援への協力
(公社)高知県看護協会	1 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(社福)高知県社会福祉協議会	1 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 2 災害時における福祉施設の人材確保の協力 3 災害時におけるボランティア活動 4 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付け
(株)高知新聞社	1 県民に対する防災知識の普及 2 災害時における広報活動 3 災害時における生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県歯科医師会	1 災害時における歯科医療救護活動 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動

(公社) 高知県薬剤師会	<ol style="list-style-type: none">1 災害時における薬剤師の派遣2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
--------------	--

(7) その他公共的団体

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
ジェイアール四国バス(株)	救援物資及び避難者の輸送の協力
J A高知県	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災組合員に対する融資又はその斡旋 2 農作物の災害応急対策の指導 3 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 4 食料物資、救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 5 被害状況調査及び応急対策への協力
香美郡医師会	災害時における医療救護活動の実施
(社福) 香美市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 市が行う災害対策への協力 3 市災害ボランティアセンターの設置・運営 4 要配慮者の応急対策 5 被災者の保護及び救援物資の支給 6 その他市が行う避難及び応急対策への協力 7 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付け
香美市商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災組合員に対する融資又はその斡旋 2 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 3 被災会員の被害状況調査についての協力
香美森林組合 物部森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災組合員に対する融資又はその斡旋 2 被害状況調査及び応急対策への協力 3 風倒木、被害木、漂流木の処理
土地改良区水利組合	水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧
社会福祉施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難訓練の実施 2 被災者の保護についての協力
(公社)高知県建築士会	被災建物の応急危険度判定士の派遣協力

第6節 住民、事業者の責務

1 住民

住民は、「自らの安全は自ら守る」という「自助」意識を持ち、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等、それぞれの立場で防災に寄与するものとし、災害時には相互に協力し助け合い、被災を最小限に止める。

(1) 平時に果たす役割

- ア 風水害をはじめ一般防災に関する知識の習得
- イ 地域固有の災害危険性の理解と認識
- ウ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- エ 指定緊急避難場所、避難路、指定避難所等の確認
- オ 飲料水、食料、生活必需品の備蓄（非常持ち出し・最低3日分以上（可能であれば7日分以上））
- カ 市から発令される避難情報に基づく迅速な避難の実施
- キ 実践的な防災訓練への参加
- ク 災害教訓の伝承

(2) 災害時に果たす役割

- ア 正確な情報の把握及び伝達
- イ 近所との声のかけ合いと適切な避難
- ウ 出火防止措置及び初期消火
- エ 組織的な応急復旧活動への参加と協力

2 事業者

事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し等、防災活動の推進に努める。

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 二次災害の防止
- (3) 事業の継続
- (4) 地域への貢献・地域との共生

第2章 災害予防計画

第1節 風水害の予防

大雨、台風時における洪水のみならず、地震時における河川、ため池の堤防決壊により発生する洪水等、水害全般の被害を未然に防止するため、また、近年発生が増加している局地的大雨（ゲリラ豪雨）による災害の防止又は軽減を図るため、あらゆる関係者が協働して計画的に水害予防対策を実施する。

1 流域治水の推進

気候変動により水害が頻発化・激甚化している状況を踏まえ、あらゆる関係者の協働により流域全体で行う持続可能な治水対策「流域治水」の取り組みを推進する。

(1) 物部川水系流域治水プロジェクト

物部川水系流域治水協議会でとりまとめた「物部川水系流域治水プロジェクト」の取り組みを実施する。

(2) 国分川水系流域治水プロジェクト

高知土木事務所管内・中央東土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議でとりまとめた「国分川水系流域治水プロジェクト」の取り組みを実施する。

2 河川対策

(1) 河川・堤防の巡視

各河川管理者及び水防関係機関は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため定期的に点検し、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川の改修

ア 市の管理する準用河川・普通河川の改修は、その必要箇所を調査し、防災上緊急性の高いものから順次整備を進める。

イ 国・県の管理する河川については、各管理者の整備計画に基づき改修計画が進められているが、市は堤防の決壊により人家等に被害を及ぼすおそれがある箇所については、管理者に対して、改修を要請する。

3 雨水対策

(1) 雨水幹線の整備

現在整備中の雨水幹線は引き続き整備を促進し、市街地の浸水被害の解消に努める。

(2) 水路施設等の整備

市は、水路の改修整備を図るとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握や水門の管理に努める。

4 避難確保等対策

(1) 洪水時の迅速な避難の確保

洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、消防団・自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立等、迅速な避難ができる体制づくりに努める。

(2) 洪水浸水想定区域内の要配慮者施設等への対応

洪水浸水想定区域において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、電話、FAX、メール等により洪水予報を伝達する。

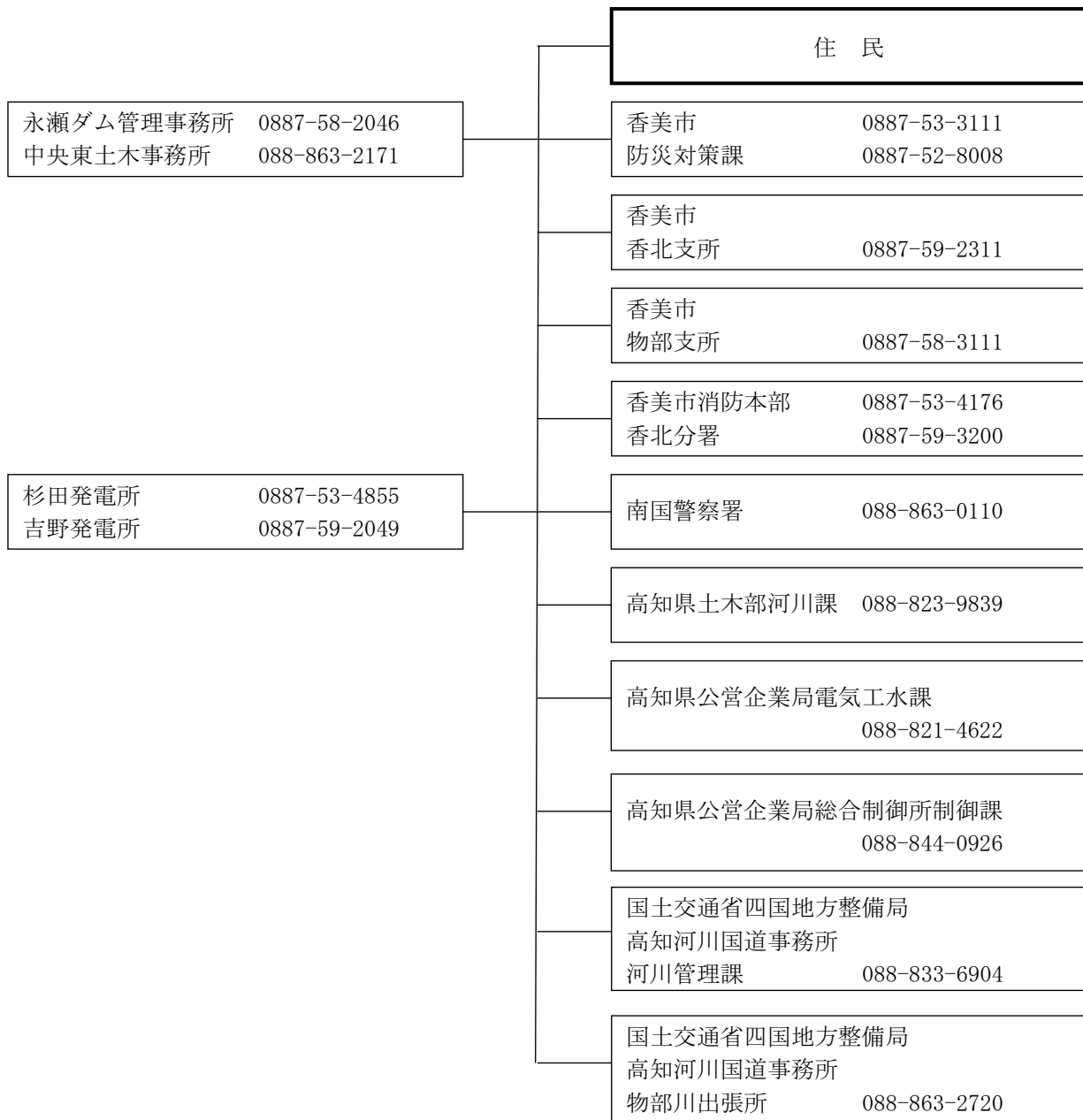
(3) ハザードマップの活用

洪水浸水想定区域図に基づき作成したハザードマップの活用について住民等への周知を図り、自主的な被害軽減行動を図る。また、住民等が避難情報の入手のいかんにかかわらず、自らが的確な判断・避難を行えるよう、防災意識向上のための広報・PR活動を行う。(4) 物部川洪水時の災害情報等の伝達
ダム放流警報は下流の警報局のサイレンあるいは警報車により広報巡回して危険を知らせる。物部川洪水時の災害情報等をダム警報局から放送し、住民等に伝達する。

【放送する警報局】

清爪警報局、永瀬発電所警報局、神母ノ木警報局、八王子警報局、戸板島警報局

ダム放流連絡予報連絡図



5 竜巻等突風災害の予防

近年、竜巻等の突風による被害が全国で発生している。竜巻は、積乱雲または積雲に伴って発生する渦巻であり、年間を通じて日本のどこかで発生し、特に台風シーズンの9月に多く発生している。竜巻等の突風による災害は、破壊力が大きく、人命のみならず、交通機関等への局地的に甚大な被害をもたらす場合があるため、竜巻等の突風による被害及び避難行動について、住民に啓発する。

第2節 土砂災害の予防

本市の地勢、地質、地盤及び市街地の実態を十分調査し、土砂災害が予想される箇所を把握する。また、住民に公表し、避難体制づくり、土地所有者に対する保安措置の指導、危険地域に存する家屋の移転奨励、崩壊防止工事の実施等、関係機関との密接な連絡を保ち、適切な予防措置に努める。

1 危険箇所の調査・把握・周知

(1) 市

市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について住民等への周知に努める。また、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所について、県と協力して現状を調査し、該当区域に標識を設置し、周知に努める。

(2) 関係地域の住民への周知

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の結果等を参考に、がけ崩れ等の災害の危険性等に関する状況を把握し、ハザードマップを活用し、関係地域の住民に周知を図る。

(3) 危険地域住民への指導

危険地域住民に対し、急傾斜地等の危険箇所の早期発見に努めるよう指導する。

急傾斜地等の危険箇所の条件

危険な場所	傾斜が30度以上、高さが5m以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、湧水、浮石、谷出口、溪流内
危険な前兆	湧水、流量、湧水量の増加・減少、濁水、転石、倒木、流木、地鳴り等

2 警戒避難体制の整備

(1) 行政の役割

ア 住民への指導

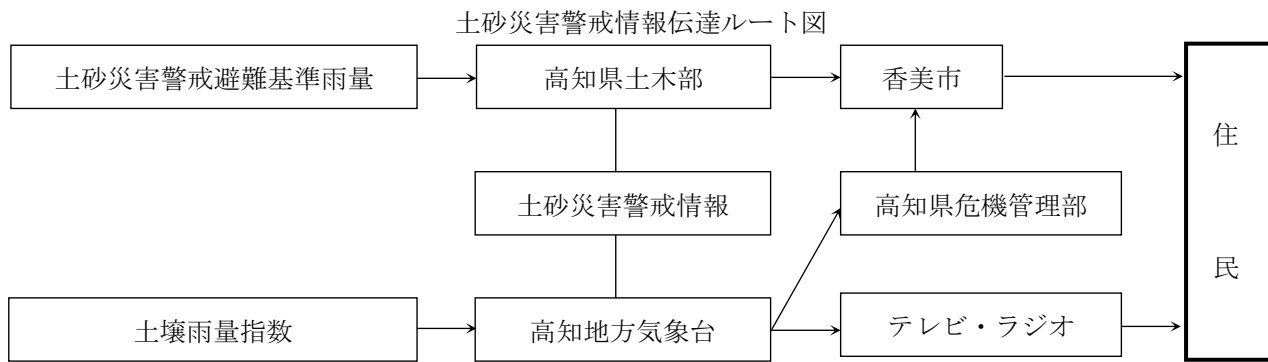
危険度の高い急傾斜地等の周辺において、保全・管理に関する住民への指導を実施する。

イ 勧告・改善命令

必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

ウ 周辺住民等への周知

大雨警報（土砂災害）の発表中において、土砂災害について、より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、高知地方气象台と県が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報を参考として、土砂災害警戒区域ごとの警戒・避難基準を作成し、周辺住民等への周知徹底を図る。



(2) 住民の役割

住民は、土砂災害の危険性が高まった場合には、前兆現象等の把握等により自ら避難する。避難情報が発令された場合は、各自安全な方法で避難する。

3 災害危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

市は、県及び警察署、消防本部と連携して、災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、梅雨期、台風期等豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施する。また、平常時より当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂、湧水、地表水、危険雨量等についての把握を行う。

4 予防対策

(1) 急傾斜地の崩壊や土石流等の予防対策

急傾斜地の崩壊や土石流等による災害から住民の生命、財産を守るため、県や関係機関に対し区域指定、対策工事の実施等を要望する。また、がけ崩れ等、住家に対し被害が予測されるときには、速やかに避難情報を発令する等、災害の防止に努める。

ア 土石流対策

(ア) 土石流危険渓流の定義

土石流危険渓流は、以下の3通りに分けられる。

a 土石流危険渓流Ⅰ

土石流危険渓流Ⅰとは、土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流をいう。

b 土石流危険渓流Ⅱ

土石流危険渓流Ⅱとは、土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流をいう。

c 土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ

土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲとは、土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる当該区域に流入する渓流をいう。

(イ) 対策

物部川等一級河川及びその他の河川流域において、荒廃が著しい箇所を対象に、砂防えん堤工、流路工等の土石流防止対策を実施する。

イ 地すべり対策

(ア) 地すべり危険箇所の定義

地すべり危険箇所とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象、又はこれに伴って移動する現象により、被害が生じるおそれのある箇所をいう。

(イ) 地すべり防止区域の定義

地すべり防止区域とは、地すべりにより、相当数の居住者等に危害が生じる可能性のある地域として、県知事の意見を基に所管大臣が法律に基づいて指定する区域をいう。法律により指定された点が地すべり危険箇所とは異なる。

(ウ) 対策

地すべり防止区域のうち、特に滑動が著しい地区の防止対策を重点的に推進する等、市は、地すべりによる災害防止に必要な諸施策を実施する。

また、市は、物部川等、一級河川及びその他の河川流域においても、地すべり防止の対策を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊対策

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所の定義

急傾斜地崩壊危険箇所は、以下の3か所に分けられる。

a 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰとは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む）ある箇所をいう。

b 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱとは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が1～4戸ある箇所をいう。

c 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲとは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家がない場合でも、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所をいう。

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域の定義

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じる可能性のある地域として、市長の意見を基に県知事が法律に基づいて指定する区域をいう。法律により指定されている点が急傾斜地崩壊危険箇所とは異なる。

(ウ) 規制事項

急傾斜地崩壊危険区域内においては、崩壊を予防する観点から、次の行為について県知事の許可を必要とする。

- a 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- b ため池、用水路等の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造
- c のり切、切土、掘さく又は盛土
- d 立木竹の伐採
- e 木竹の滑下又は地引による搬出
- f 土石の採取又は集積
- g その他急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

(エ) 対策

急傾斜地の所有者等が崩壊防止対策を行うことが困難又は不適當な場合、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により、県と協議のうえ、斜面の崩壊防止対策を実施する。

(2) 山地災害予防対策

県や関係機関と協力して、山地災害の発生の危険性の高い箇所等を中心に、森林の土砂流出防止機能や水源涵養機能の高度発揮を図るとともに、治山施設の整備と森林の整備を重点的に実施する。

ア 治山事業

イ 地すべり防止事業

5 住宅移転等の促進

関係機関及び県と連絡調整を図り、各種制度の活用による危険住宅の移転等の促進に努める。

第3節 都市構造の防災化

災害に強いまちづくりを推進するため、防災的な土地の利用推進、都市の不燃化及び耐震化の推進、防災空間の確保等、都市防災の整備事業を推進する。

本市は、香美市振興計画や香美市都市計画マスタープランに基づき、適正な土地利用を進め、災害に備えた安全なまちづくりを推進する。

1 土地利用の推進

(1) 市街地の面的整備の推進

本市の既成市街地には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたところが多く、空洞化が進んでいる。木造住宅が密集し旧来の道路形態が残る市街地において、災害時に住民が歩いて指定緊急避難場所に到達できる道路や消防活動困難地域の解消に資する道路を整備する。また、公園整備とあわせた周辺の建築物の不燃化を推進する。

(2) 新規開発に伴う指導

ア 優良宅地の推進

都市計画法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）においてそれぞれ規定されている宅地造成に関する許可等により優良宅地化を推進し、災害の防止に努める。

イ 法令に基づく調整・指導

各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。

2 都市の不燃化

(1) 建築物の不燃化・耐震化

建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づく建築確認による不燃化及び耐震化の向上と、大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心とした既存建築物について、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防災上、避難上の各種改善指導を行う。

(2) 消火活動困難地域の解消

ア 道路・空地等の確保・拡充

各種面的整備等により道路・空地等を確保・拡充し、老朽木造住宅による密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

イ 道路幅員の確保

建築物の建て替え等の際に、建築基準法の接道要件の指導徹底や、交差部の局部改良を行い、緊急車両通行のための最低限の道路幅員を確保する。

(3) 消防水利の整備

ア 水利の整備

消防水利の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、管路の耐震化や、消防水利、防火水槽（耐震性貯水槽）の整備を推進する。

イ 水道消火栓以外の水利の整備

大規模地震時には水道消火栓が使用できないことを想定し、河川、プール等、様々な水利の整備・活用を図る。

3 都市の防災構造化対策の推進

(1) 道路、公園、緑地、空地等の整備推進による市街地内の防災空間の確保

(2) 防災拠点施設の整備、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯等、都市防災構造化の積極的な推進

第4節 建築物・公共施設災害の予防

災害時に避難、救護、その他応急活動の拠点となる防災機関施設・文教施設、道路・橋梁等の公共土木施設において、安全性を確保し、災害の防止対策を推進する。

1 建築物の安全化

(1) 防災基幹施設

ア 施設機能の確保

本庁、支所、消防、警察等の防災関係機関の施設、医療機関、学校、公民館等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。

イ 電源の整備

防災関係機関及び医療機関の施設については、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及び自家発電設備等の整備を図る。

(2) 一般建築物

ア 安全化の推進

建築基準法等に基づく建築確認を通じて、建築物や敷地等の安全化を推進する。

イ 安全確保の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される建築物や敷地等について、安全確保のための措置を講ずるよう指導する。

ウ 耐震改修、建て替えの促進

個人住宅の耐震診断の推進により耐震改修、建て替えの促進を図る。

(3) 特殊建築物

建築基準法第6条第1項第1号に規定される特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店等不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテル等多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設等）について、次のとおり安全化推進のための対策を実施する。

ア 特殊建築物の不燃化等の推進

イ 所有者及び管理者による敷地、構造及び設備の状況に関する定期的な調査・検査の実施

ウ 消防本部等の協力による防火点検の実施

エ 建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に関する積極的な指導

2 公共施設の安全化

(1) 道路施設の安全化

ア 道路の整備

災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う。

イ 危険箇所の解消

落石等による通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。

ウ 安全性の確保

橋梁等の道路構造物について点検を行い、安全性に問題のある施設については、順次補強を行い安全性の確保を図る。

エ 道路の管理

道路の冠水による事故を未然に防ぐため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

(2) 文教施設の防災対策の整備

学校・教育施設等の耐震診断・耐震改修を計画的に行い、安全化を図るとともに、指定避難所として防災機能が発揮できるよう、必要な設備の整備を行う。

第5節 ライフライン施設災害の予防

上下水道、電力、ガス等ライフライン施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の予防対策を実施する。

1 上水道施設

- (1) 災害時に備えた施設・設備の整備を促進し、漏水の未然防止を図る。
- (2) 応急給水及び応急復旧活動に関する方策を作成する。
- (3) 管路のループ化等によりバックアップ体制を構築し、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (4) 近隣市町村と災害時相互応援協定を締結する等、相互協力体制を整備する。
- (5) 緊急時に対応可能な浄水・給水場の整備を図る。
- (6) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄及び整備を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2 下水道施設

- (1) 処理場、ポンプ場、幹線管渠等の根幹的施設について、被災時にも機能を保持する構造化を目指す。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制の整備に努める。
- (3) 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- (4) 施設、設備等の管理図書の分散、保管を図る。

3 電力施設

- (1) 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講ずる。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。
- (4) 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定する。
- (5) 施設、設備等の管理図書の分散、保管を図る。

4 電気通信施設

- (1) 電気通信設備等については、平時より災害を考慮した対策を講ずる。
- (2) 災害時非常通話を確保し、システムの整備に努める。

5 LPガス施設

- (1) 事業所の耐震化、浸水対策、LPガス容器の流出防止に努める。
- (2) LPガス容器について、流出及び転倒防止措置及びガス漏えい防止措置を実施する。
- (3) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

第6節 農林施設災害の予防

農林業施設の改修を実施し、施設の増強を図り、災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

1 農業対策

(1) 農業施設

ア 湛水防除対策

湛水による被害を未然に防止するため、排水機構の改善、排水路の改修等の整備を図る。

イ ため池

大雨で出水が予想される場合は、管理者に対し事前の放水による水位管理を指導するとともに、漏水被害等の防止を図るため、老朽化したため池の補強、改良工事、日常の管理及び補修の技術等について支援を行う。

また、漏水等により被害が予想される地域の自治会、自主防災組織等に対し、防災対策の周知、啓発を行うとともに、管理者、地域と情報を共有し防災体制の連携を図る。

ウ 農道

各管理主体が、維持管理を十分行うように努め、危険箇所を把握し必要な措置をとる。

エ 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地の基盤を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止するよう管理を指導する。

オ 農業用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について災害を最小限に防止するために必要な措置を指導する。

(2) 農作物に対する措置

気象情報に留意し、農作物の災害予防について時期別、作物別の技術的な面についての予防措置及び対策を関係機関と連携し指導する。

(3) 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、防疫（予防接種）を徹底しておく。

なお、災害発生時には、飼料確保が困難なので、事前に十分な検討を行う。

2 林業対策

(1) 林業施設

ア 林道

道路の崩壊等、林業施設災害を防止するため危険箇所を把握するとともに適正な措置に努める。

イ 林地保全

森林の持つ水源涵養機能、国土保全機能が高度に発揮できるよう間伐、保育等の適正な森林整備の推進に努める。

第7節 防災活動体制の整備

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。

1 災害対策本部体制の整備

(1) 初動体制の整備

ア 動員計画の策定

災害時における職員の動員計画を定める。なお、動員の系統及び時系列順の連絡方法について、可能な限り具体的に計画する。

イ 非常参集体制の整備

(ア) 非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員の動員体制を整備する。

(イ) 職員参集システム（携帯電話のメール機能を活用した連絡・参集手段をいう。）等の整備を図る。

(ウ) 交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努める。

ウ 職員初動マニュアルの活用

災害対策本部の各班が実施すべき活動内容を具体的に記した職員初動マニュアルを随時更新し、職員に周知を図るとともに、定期的に訓練を行うように努める。

(2) 勤務時間外の協議体制の整備

勤務時間外に大規模な災害が発生した場合、市長等の幹部職員の登庁を待つことなく必要な意思決定と迅速・確実な連絡を行うことのできる体制の整備に努める。

(3) 災害対策本部室等の整備における留意事項

以下の点に留意し、災害対策本部室等の整備を行う。

ア 災害対策本部室・本部事務室の整備及び災害対策本部の運営体制の整備

イ 災害時に備えた非常電源・自家発電機の整備

ウ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備

エ 応急対策用地図及びデータ等の配備

オ 非常用電話回線の増強

カ 仮眠室等の整備

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための適切な空間の確保

2 応援協力体制の整備

(1) 他の市町村との相互協力体制の整備

高知県内の市町村により締結された「高知県内市町村災害時相互応援協定」の内容に基づく相互応援体制の整備を推進する。

(2) 自衛隊との連携体制の整備

平常時における協議や防災訓練実施等を通じ、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、自衛隊及び県との間で情報連絡体制及び災害派遣要請の手順等を取り決めておく。

(3) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備

ア 指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時の連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化する。

イ 災害時において食料・燃料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。

3 災害救助法等の運用体制の整備

(1) 運用体制の整備

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく災害救助の適用基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 資料の準備

災害救助法の実務に関する必要な資料の準備を行う。

(3) マニュアルの作成

災害救助法の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを、県の指導及び他の適用事例等を参考に作成する。

第8節 情報管理・情報伝達体制の整備

1 情報通信設備の整備

- (1) 防災行政無線
- (2) 災害時優先電話

災害時において電話回線が異常に輻輳し、つながりにくい場合は、災害時優先電話を利用し、通信の確保を図る。

2 情報伝達体制の整備

- (1) 高知県総合防災情報システムの運用体制の整備

高知県総合防災情報システムは、平常時は道路規制情報、水防情報、気象情報を提供するとともに、災害時には、県内の災害情報を収集し、市町村及び関係機関への確に伝達するシステムであり、大規模災害が発生した際の災害情報の一元化により、災害情報の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。同システムの訓練や研修のシステムを活用して、関係職員の操作の習熟を図り、災害時に円滑な運用ができるように備える。

- (2) 住民への的確な情報伝達体制の整備

ア 情報伝達手段の整備

防災行政無線や災害時優先電話など、多様な手段の整備に努める。

イ 設備及び体制の充実

放送事業者及びライフライン関係機関と協力し、発災後の経過に応じて、被災者等に提供すべき情報と、その伝達体制について整理し、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を伝達できるよう、設備及び体制の充実を図る。

ウ 広報体制の整備

要配慮者に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる広報体制を整備する。

- (3) 報道機関との連携体制の整備

ア 伝達方法の確立

報道機関と協議し、地上デジタル放送を活用した災害情報の伝達方法の確立を図る。

イ 連絡体制の構築

災害広報に関する放送要請の方法について、連絡体制の構築を行う。

第9節 避難体制の整備

大規模災害時には、住民の避難を要する地域が多く発生するため、被害軽減のための措置を講ずるとともに、あらかじめ避難計画を定め、災害時において住民が安全・的確に避難行動ができるよう必要な体制を整備する。

また、警戒レベル・避難情報の発令・伝達に関し、どのような状況において、どのような対象地区の住民に対して避難情報を発令すべきか等の具体的な判断基準等についてを定めた「避難情報の判断・伝達マニュアル」を活用する。

第1 人的被害を未然に防ぐための避難対策

1 避難情報の発令基準の策定

(1) 「避難情報の判断・伝達マニュアル」の策定

「避難情報の判断・伝達マニュアル」の基本的な考え方は次のとおりとする。

項目	検討・記載する事項	
対象とする災害及び警戒すべき区域	水害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民が避難行動をとる必要のある河川と区間の特定 ○ 対象とする河川の特性を把握
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害の発生するおそれのある箇所特定 ○ 土砂災害の発生しやすい気象条件を把握
避難すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難が必要な区域の特定 ○ 当該区域での災害の模様や避難情報の発令の判断に関する特性の把握 	
避難情報の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難情報（警戒レベル3高齢者等避難・警戒レベル4避難指示・警戒レベル5緊急安全確保）の意味合いと、住民に求める行動を確認 ○ 住民が避難するために必要な時間を把握 ○ 避難すべき区域ごとに、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示及び警戒レベル5緊急安全確保の発令基準を策定 	
避難情報の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝達文の内容の設定 ○ 伝達手段及び伝達先の設定 	
参考とすべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の災害記録（浸水実績、土砂災害記録等） ○ 洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図、土砂災害危険箇所図 ○ 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒避難基準雨量 ○ 河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、重要水防箇所、水門の状況等） ○ 災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等） ○ 避難情報の発令につき参考とすべき情報（水位情報、雨量情報等） ○ 情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等） 	

(2) ハザードマップの活用

国、県が作成する洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図等の地図情報をもとに、市内における災害危険箇所等の状況を把握することにより洪水、土砂災害に関するハザードマップを活用し、関係地域の住民に周知を図る。

2 避難体制の整備

(1) 避難計画の策定

ア 市の避難計画

次の事項を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知を図る。

(ア) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

自主防災組織及び自治会長等から、被災地の状況を早期に把握することができる体制づくりに努める。

(イ) 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

(ウ) 避難情報の発令基準

洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や発令基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを活用する。

(エ) 消防団による避難誘導の計画

消防本部と連携し、消防団による避難行動要支援者を含む住民の避難誘導計画を作成するよう努める。

(オ) 洪水浸水想定区域における避難計画

a 洪水浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項をあらかじめ定め、洪水浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、これら施設の名称及び所在地を把握し、当該施設管理者及び利用者並びに住民に対し、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知を図る。

b 洪水浸水想定区域内の要配慮者等が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

(カ) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における避難計画

下記第2「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めるところによる。

イ 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の作成を支援する。留意事項は次のとおりである。

病院	収容施設の確保、移送方法、保健、衛生、入院患者に対する避難実施方法等、患者を他の機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。
社会福祉施設等	避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難施設の確保、保健衛生対策及び給食等の実施方法に留意する。
不特定多数の者が出入りする都市施設等	多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法に留意する。

ウ 学校、保育園、幼稚園の避難計画

多数の幼児、児童生徒等を混乱なく安全に避難させるために、施設の実態に即した具体的な避難計画を作成するよう指導する。留意事項は次のとおりである。

(ア) 通学路の確認

家庭訪問、児童カード等により児童の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用排水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更等に備える。

(イ) 連絡方法の確認

臨時休校・下校措置の地域、保護者への連絡方法を明確にしておく。

(ウ) 保護者への理解

災害時の学校、保育園、幼稚園の対応について、学校の広報紙、PTA総会等を利用して保護者に理解を得ておく。

(エ) 学校周辺の危険箇所の把握

大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく。

(オ) 避難計画の作成

指定緊急避難場所、避難経路、誘導方法に留意し、避難計画に明記する。

エ 避難誘導體制の整備

(ア) 避難者の誘導體制の整備

避難者を安全かつ迅速に避難させることができるよう、以下の点に留意し誘導體制を整備する。

- a 消防団や自主防災組織等のもとの組織的な避難誘導
- b 避難行動要支援者の優先避難
- c 危険区域を考慮した避難経路の指定
- d 誘導員の配置、車両による移送等の検討
- e 消防団や自主防災組織等の誘導員等の安全確保

(イ) 自主避難体制の整備

土砂災害や河川の増水等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらゆる機会を通じてその指導に努める。

(ウ) 避難指示等の伝達体制の整備

危険区域ごとに避難指示等の伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。

(エ) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、個別避難計画を以下の点に留意し作成し、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

- 日ごろから避難行動要支援者の掌握に努め、避難指示が確実に伝達できる手段・方法を定める。
- 地域住民、避難誘導員、自主防災組織等による地域ぐるみの避難誘導方法を具体的に定める。
- 地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、利便性や安全性、高齢者や障害者の介護等に必要設備や備品等について十分配慮したうえで避難場所や避難経路を定める。

(2) 大規模広域災害時の避難体制の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるように、必要な協力体制の構築や応援協定の締結などに努めるとともに、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

3 指定避難所等の選定

(1) 指定避難所

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、被害を受けた住民や、被害を受けるおそれのある住民等が避難する施設として指定避難所を定め、住民に対し、その所在、名称、受入れ可能人数等の周知を図る。

【指定避難所の施設基準】

- ア 耐震性が確認されている施設
- イ 洪水時に浸水しない施設
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に入っていない施設

(2) 指定緊急避難場所、一時避難場所

ア 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として指定緊急避難場所を定め、その所在、名称等を住民に周知を図る。

イ 一時避難場所

- 一時避難場所は、自治会や自主防災組織において定め、選定後は市に通知する。市は、災害の危険地域等、不適当な地域の中に一時避難場所が選定されていた場合には変更等の助言をする。
- 運営は、自治会・自主防災組織等地域で行うことを基本とする。
- 一時避難場所は、一時的な安全を目的としているため、避難日数は概ね2～3日を限度とする。

(3) 指定緊急避難場所等の住民への周知

指定緊急避難場所、避難経路等について、平常時から以下の方法により周知を図る。なお、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から周知徹底するように努める。

- ア 広報紙、パンフレット、インターネット、ハザードマップ
- イ 誘導標識、避難施設案内図、避難施設表示板等の設置
- ウ 防災訓練

(4) 避難誘導標識の整備

指定避難所、指定緊急避難場所等への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努め、避難経路等について住民に周知を図る。

4 指定避難所の管理体制の整備

(1) 避難所運営マニュアルの作成

指定避難所の管理運営体制を明確にするため、次に示す事項について定めた避難所運営マニュアルを作成する。

- ア 指定避難所運営組織と役割分担
- イ 指定避難所受入れ準備
- ウ 指定避難所として開放する部分とその順位
- エ 指定避難所使用のマナー

(2) 指定避難所担当班員の配置

指定避難所の開設が必要となった場合に速やかに必要な措置を講じるため、担当班は災害種別と規模により適切に班員等の配置を行う。

ただし、大規模地震災害時は市職員が配置されないことが想定されることから、別途「受援計画」や別途マニュアル等で定めるものとする。

(3) 指定避難所運営の知識の普及

平常時において、施設管理者のほか自治会・自主防災組織・住民に対し、災害時における指定避難所の管理・運営のための必要な知識の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(4) 指定避難所の感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。

5 市が管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

- a 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- b 施設の防火点検及び設備、備品等転倒、落下防止措置
- c 出火防止措置
- d 消防用設備の点検、整備
- e 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ・コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- a 診療所にあつては、重症患者、新生児、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要措置
- b 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、上記アに掲げる措置をとるほか、災害対策本部又はその支部の事務局と連携して、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部を市が管理する施設以外の施設に措置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるように協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

6 代替路の整備

大規模災害時には、土砂崩れ等により集落が孤立するおそれがあり、避難路を確保しておく必要があるため、緊急的な代替路として利用可能な道路を整備する。

第2 土砂災害警戒避難体制の整備

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報及び予警報については、高知地方気象台及び高知県からの連絡、高知県防災砂防課のホームページ、テレビ、消防団、防災パトロール、地域住民等の情報から迅速に収集する。また、住民等に情報が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、インターネット、緊急速報メール、登録制メール、SNS、消防団による戸別伝達、防災パトロール、広報車等で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。（第1編「一般対策編」第3章第2節「伝達系統図」を参照）

2 避難場所・避難経路

土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。避難経路については、土砂災害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果はハザードマップに掲載し、周知する。

3 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。また、自治会・自主防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

4 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、電子メール、FAX、防災行政無線等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

5 救助

土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し行方不明者の捜索及び救出等を実施する。関係機関だけでは救出が困難な場合は、各協力団体等に救出活動の応援を要請する。

6 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制に関する事項

避難情報が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行う。また、土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識の普及啓発を行うことなどの取組みを行う。

- 7 ハザードマップの作成及び周知
土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めることとする。
- 8 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等
土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設について、本計画にその名称及び所在地を示すと共に当該要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援する。
- 9 土砂災害警戒情報
土砂災害のおそれがある場合に、市町村単位で、高知地方気象台と高知県防災砂防課が連携して発表する土砂災害警戒情報について、防災行政無線システムの電話、FAX、電子メール、その他総合防災情報システム等により情報を受信する。
- 10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難情報の発令（判断基準・発令対象区域）
「避難情報の判断・伝達マニュアル」に定める。
- 11 土砂災害緊急情報の通知があった場合の取扱い
「避難情報の判断・伝達マニュアル」に定める。
- 12 避難情報の発令・解除の際の助言
「避難情報の判断・伝達マニュアル」に定める。

第10節 救助・救急体制の整備

市及び消防本部は、被害を最小限にとどめるため、消防・救助・救急体制の整備に努める。

1 消防体制の整備

(1) 出火防止対策

ア 出火防止措置や安全対策の普及

各家庭、事業者等に対し、広報・訓練・技術指導等あらゆる機会を利用した、出火防止措置や安全対策の普及を図る。

イ 安全化の指導

L Pガスを扱う家庭及び事業者に対して、販売事業者等の協力を得て、安全化の指導を図る。

ウ 防災教育の推進と防災行動力の向上

各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育の推進と防災行動力の向上を図る。

エ 安全な機器の普及

耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備、ガス漏れ警報器、漏電遮断機、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等、出火を防ぐための安全な機器の普及を図る。

オ 防災訓練への参加

(2) 初期消火

ア 消火資機材の普及

各家庭や事業者等に即した消火資機材の普及を図る。

イ 消火器、バケツ等の普及啓発

ウ 防災行動力の向上

住民防災行動力の向上のため訓練を推進し、要配慮者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

エ 協力体制づくり

事業者においては、自主防災体制の強化、住民防災組織等との連携強化、地域との協力体制づくりを図る。

(3) 消防力強化

ア 消防計画の構築

常備消防力を最大限に活用できるよう、各種災害に対応した消防計画を構築し、即応体制の構築を図る。

イ 実施指導

様々な消防活動に対応できるよう資機材を整備し、自主防災組織、地域住民の参加による救助資機材の活用訓練を実施指導する。

ウ 消防車両・防火水槽の整備

小型ポンプ付積載車、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽を整備する。

エ 資機材・要員の整備

消防団機能の充実を図るため、資機材、要員及び消防団施設を整備する。

2 救助・救急体制の整備

(1) 市及び関係機関等による救助・救急体制の整備

ア 救助作業

救助作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請について検討する。

イ 孤立予想地区の救出・救護

孤立予想地区の救出・救護については、救出方法や情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について検討する。

ウ 救急救命士等救急隊員の養成

救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成する。

エ 関係団体との協定

必要な重機を確保するため、関係団体と協定を締結する等の連携を図る。

(2) 医療情報収集体制の強化

傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、高知県救急医療・広域災害情報システム（こうち医療ネット）を有効に活用し、医療情報収集体制を強化する。

(3) 住民・自主防災組織等の救出・救護活動強化

ア 消防署、警察署との協力

消防署、警察署と協力し、自主防災組織や事業者等へ救出・救護に関する啓発を行う。

イ 教育指導

住民、自主防災組織等が防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救出・救護活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努めるよう、これらの活動を支援する。また救出・救護活動を効果的に実施するための教育指導を行う。

(4) 救出、救助、救急用の車両及び資機材の整備

ア 救助用装備・資機材の整備

救出、救助事象に対応するため、消防本部、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材を整備する。

イ 救助車両の整備

災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車両を整備する。

ウ 救急車両の整備

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、高度救急用資機材を装備した救急車両を整備する。

第11節 災害時医療救護体制の整備

災害時には、住民の生命と安全を守るため、迅速かつ確かな医療救護が要求される。

このため、市は、県及びその他の防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

1 災害時医療救護体制の整備

災害により医療機関が被災するとともに、多数の傷病者が発生し、医療の途を失った傷病者に対し、市は県及び医療機関と連携して医療等を提供する。市は、次の事項について関係機関と協議し、整備しておく。

- (1) 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた「香美市災害医療救護行動計画」の策定及び関係者への周知
- (2) 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努め、平時から住民へ周知
- (3) 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携
- (4) 救命講習を開催する等、応急手当等の普及啓発
- (5) 被災者の健康管理と相談に関することについて、「香美市災害時公衆衛生活動マニュアル」の策定
- (6) 家庭看護の普及啓発

2 医薬品等の供給体制の整備

市は、医薬品等の供給・確保のため、以下の体制整備に努める。

- (1) 医薬品、医療用資器材等の備蓄
- (2) 医薬品卸業者、薬剤師会等と連携した医薬品等の確保及び供給体制の整備

3 通信体制及び輸送体制の整備

市は、通信・輸送体制の整備のため、以下の体制整備に努める。

- (1) 通信体制や緊急輸送体制の整備
- (2) 県及び関係機関と連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制及び保有する機動力を効率的に活用できる体制の整備

4 高知県救急医療・広域災害情報システム（こうち医療ネット）の活用

県内の病院、診療所、歯科診療所、薬局及び消防機関等をインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報について住民に周知を図るとともに、医療機関相互の連携にも活用し、災害発生時には、医療機関の被災状況等を収集し、それに基づき被災地の医療活動を支援する。このシステムは国の広域災害・救急医療情報システムに接続するので、大規模災害時には全国的な支援・救援体制を確立することができる。

第12節 緊急輸送体制の整備

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。また、重要な防災拠点を指定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画について、多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進する。

1 緊急輸送道路ネットワークの形成

(1) 防災拠点の指定

庁舎、消防署、警察署、医療施設等、防災上重要な施設を拠点施設として指定する。

(2) 緊急輸送道路の選定

県が定める緊急輸送道路とのアクセス等を考慮して、市域の緊急輸送道路を選定する。

なお、県では、緊急輸送道路の選定に当たり、次の区分を設けている。

ア 第1次緊急輸送道路

- ・広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
- ・県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ道路とする。

- ・市町村役場
- ・病院等の医療拠点
- ・警察、消防、自衛隊等の救援拠点
- ・物資の集積拠点地

ウ 第3次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ道路とする。

- ・市町村が地域防災計画で定める防災拠点

(3) 緊急輸送道路の周知

平時より防災関係機関及び住民に対し、指定した緊急輸送道路の周知に努める。

2 輸送拠点の確保

(1) 臨時ヘリポート候補地の指定

災害時のヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時ヘリポート」という。）候補地を選定し、整備に努める。

(2) 物資輸送拠点の指定

救援物資の集配拠点となる施設を物資輸送拠点として選定する。

なお、物資輸送拠点の選定については、「物資配送マニュアル（受援計画（物的支援の受け入れ編）・物資配送計画）」（令和4年3月）の定めるところによる。

3 輸送手段の確保

(1) 輸送手段の確保

ア 市有車両のうち、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

イ 災害時において運送事業者等の保有する車両を有効活用できるよう、平時よりこれらの事業者と協議する等、協力体制の確保に努める。

(2) 人員の確保

ア 緊急輸送の荷役に必要な人員については、「物資配送マニュアル（受援計画（物的支援の受け入れ編）・物資配送計画）」（令和4年3月）の定めるところによる。

イ 燃料の確保

自家給油取扱所（香美市消防署香北分署、香美市消防署（整備予定））や災害対応型給油所を活用する。

(3) 道路啓開

障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を策定する。

また、南海トラフ地震発生に伴う道路啓開は「高知県道路啓開計画（Ver. 3.1）」（2022年3月 高知県道路啓開計画作成検討協議会）に基づき実施するものとし、応急復旧等を迅速に行うため、高知県中央東土木事務所と連携し、啓開ルートの優先順位の調整等を行う。

4 交通機能の確保

市道・農道・林道において、災害発生時における交通機能の確保を図るための体制整備に努める。

第13節 食料・飲料水及び生活必需品の供給体制の整備

災害時発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

1 基本的な考え方

(1) 想定される災害の種類と対策の対応

備蓄数量の目標は、市内での被害が最大となる災害に基づき設定する必要があるため、本計画においては、「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について」（平成25年5月15日）における被害想定を考慮するものとする。

※ 当該被害想定は、平成17年度国勢調査の人口を用いたものであるため、最新の国勢調査の人口と比較した比率を乗じて算定した値を最新の被害想定とすることとなっている。

(2) 発生時の人口分布と対策

公的備蓄数量の目標値は夜間人口を基準とする。災害時より輸送経路が被災し、市街地及び遠隔地からの輸送が困難になることも考慮する。

(3) 発生時間と備蓄品目との対応

最悪のケースにも対応できるよう、災害発生の季節及び時間帯を考慮した上で備蓄品目を選定する（冬季用の防寒用品等）。

(4) 備蓄物資の分散と集中

広域化した市域を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、各備蓄拠点を設け、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせた方法により備蓄を推進する。

(5) 備蓄物資の更新

備蓄物資は、保存期限（品質保証期限、賞味期限等）までに更新し、目標とする備蓄数量を常に維持するように努める。なお、保存期限を迎える備蓄物資については、やむを得ない事由により廃棄する場合を除き、防災教育、防災訓練、その他公益性のある事業等に有効に活用する。

2 食料の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

ア 供給対象者

避難者及び災害応急対策活動従事者とする。

イ 備蓄品目

子供（乳幼児）から大人まで、食べることのできる非常食の備蓄を行う。

備蓄品目	○ アルファ米（特定アレルギー不使用を含む）	○ 乾パン
	○ 即席粥	○ 缶詰 ○ 乳児食（液体ミルク等）

ウ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定と運用

(ア) 被害想定に基づき、必要備蓄品目及びその数量、災害時における調理品目及びその数量、調達先、輸送方法等その他必要な事項について備蓄計画を策定し、適切な食料及び資機材の備蓄を推進する。

(イ) 応援協定の締結先と調達計画についてあらかじめ協議を行う。

(2) 食料の備蓄

被害想定に基づく避難者数の概ね3日分に相当する量を目標に食料の備蓄体制を整備する。また、住民に対し、各家庭においても、最低3日以上（可能であれば7日以上）の食料を備蓄するよう広報紙等により啓発する。

(3) 食料の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制については、生産者及び販売者並びに近隣市町村、県と十分に協議を行い、業者との協定の締結に努める。

3 飲料水の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

ア 供給対象者

避難者及び断水した被災者並びに災害応急対策活動従事者とする。

イ 備蓄品目

備蓄品目	○ 飲料水	○ 給水用資機材	○ 生活用水
------	-------	----------	--------

ウ 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画の策定と運用

被害想定に基づき、備蓄数量、災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を調達計画として策定し、適切な飲料水及び資機材の備蓄を推進する。

(2) 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達

ア 市は、被害想定に基づく断水人口の3日分に相当する量を目標として飲料水及び給水用資機材の備蓄を行う。

また、住民に対し、各家庭においても、最低3日以上（可能であれば7日以上）の飲料水を備蓄するよう広報紙等により啓発する。

イ 迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資機材（給水タンク、ポリ容器、給水袋、小型浄水装置等）を整備する。 (3) 生活用水の確保

ア 井戸の活用

(ア) 民間の既設井戸の分布状況に関する調査を行い、災害時に地域に開放してもらうよう災害時協力井戸としての活用推進を図る。

(イ) 災害時協力井戸について、所在地、使用に当たっての留意事項等を地域の住民に対し周知を図る。

イ 河川・プールの水の活用

河川やプールの水を災害時の生活用水として活用できるよう、浄水装置やポンプの整備を推進する。

ウ 家庭における備蓄の推進

風呂のため水、水道水の備蓄等、家庭において生活用水の備蓄が行われるよう、広報紙や防災訓練等を通じ住民の意識啓発を図る。

4 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

ア 供給対象者
避難者とする。

イ 備蓄品目

備蓄品目	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 消毒液 <input type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> パーティション <input type="checkbox"/> 炊き出し用具 <input type="checkbox"/> 毛布等避難生活に必要な物資 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資
------	---

ウ 生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定
被害想定に基づき、必要備蓄品目及びその数量、災害時における調達品目及びその数量、調達先、輸送方法等について、調達計画を策定し体制を整備する。

エ 生活必需品の調達・輸送体制の整備

- (ア) 指定避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。
- (イ) 調達・輸送体制について販売業者と十分に協議を行い、協定の締結に努める。

第14節 廃棄物等の処理体制の整備

建物の浸水や焼失、倒壊等により大量に発生する廃棄物や、ライフライン等の被災により、処理不能となったし尿を効率的に処理できるように、廃棄物の処理体制を整備する。

1 廃棄物処理体制の整備

「香美市災害廃棄物処理計画」（平成29年12月）に基づき、多量に発生する災害廃棄物、特にがれきの発生量を推定し、収集運搬処分先の体制を整備する。

(1) 廃棄物処理に関する優先項目

ア 緊急対応

- (ア) 搬送路確保作業時の災害廃棄物の除去
- (イ) 危険物、有害物の拡散防止

イ 援助対応

- (ア) 危険廃棄物の隔離
- (イ) 援助物資の容器包装廃棄物の分別

ウ 復興対応

- (ア) 主要な災害廃棄物の受入れ先調達
- (イ) 災害廃棄物の分別徹底とリサイクルの推進
- (ウ) 災害廃棄物の適正な現場処理

(2) 災害廃棄物に関する予測と調査

ア 事前把握予測

対象となる地区全域の土地の特性や、地形、地質条件等の自然条件を踏まえたうえで、具体的に発生が予測される浸水危険エリアや土砂崩れ、法面の崩壊、堤防の決壊、火災の延焼等の把握を行う。

イ 被災程度の予測

対象となる地区全域のインフラ・土地利用条件を踏まえたうえで、具体的に発生が予測される道路交通網の破断、建築物・家屋の崩壊、危険物質の漏洩、可燃物の爆発等の把握を行う。

(3) 災害廃棄物の仮置場の選定

災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮設置場の候補地をあらかじめ選定する。

ア 他の応急対策活動に支障がない

イ 環境衛生に支障がない

ウ 搬入に便利

エ 分別、焼却、最終処分等に便利

(4) 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

補修等に必要な資機材の備蓄及び点検、補修に備えた施工業者等との連絡、協力体制を確立する。

2 し尿処理体制の整備

(1) し尿回収処理計画の作成

大規模災害による、指定避難所を中心としたし尿発生に対応するための「し尿回収処理計画」を作成し、災害に備える。

(2) 近隣市町村との応援協力体制の整備

近隣市町村との相互応援協力体制を整備し、大量のし尿を迅速に処理する体制を整える。

(3) 民間業者との協力体制の整備

し尿処理業者等と連携し、し尿処理の応急体制の整備を図る。

(4) 災害用仮設トイレの整備等

ア し尿処理業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等と連携し、仮設トイレ等の調達・確保体制の整備を図る。

イ 仮設トイレの備蓄を計画的に推進する。

ウ 災害時に一般開放することが可能な公共施設のトイレについて、事前に把握を行う。

第15節 消防団及び自主防災体制の整備

大規模災害による被害を軽減するには、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団・自主防災組織等の活動を整備し、防災体制を強化する。

1 消防団の育成強化

(1) 体制の整備

ア 消防団は、消防本部と並んで、地域社会における消防防災の中核として、重要な役割を果たしている。地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団員の員数確保、地域社会における消防団への協力体制の確保等を図る。

イ 青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により、消防団員の確保を図る。

ウ 事業者への働きかけを実施し、職員の入団促進を図る。

(2) 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。

(3) 環境整備

ア 消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努める。

イ 被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業者の理解・協力が得られるように努める。

ウ 地域防災力の向上のため公務員、特殊法人等の公務員に準じる職員の入団促進を図る。

(4) 住民に対する消防団活動の周知

市広報紙等を活用し、消防団活動の周知を図る。

(5) 自主防災組織と連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

2 自主防災組織等の育成強化

(1) 自主防災組織の結成促進

ア 市では、自治会等を単位とした自主防災組織の結成促進を進めている。今後、すべての自治会等において自主防災組織が結成されるよう、計画的に推進する。

イ 地域住民に対し、自主防災組織の必要性等について、積極的、計画的な広報等の啓発活動を行い防災意識の高揚を図るとともに、防災活動が能率的に処理されるように、十分な理解と協力を求める。

(2) 自主防災組織等の育成

ア 自主防災組織の設立及び研修、訓練への補助並びに防災士組織への支援

イ 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供

ウ 自主防災組織の必要性についての広報

エ 防災訓練、研修会等の実施への支援

オ 啓発資料の作成

カ 地域防災施設の整備支援

- (3) 自主防災活動のリーダーの育成
地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施する。
- (4) 自主防災組織の編成
自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。
- ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
- イ 多様な世代が参加できるような環境を整備し、女性の参画の推進に努める。
- ウ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- エ 班編成（例）
- 会長（指揮）
 - 情報班（情報の収集・伝達）
 - 消火班（消火器具等による初期消火）
 - 救出・救護班（傷病者の救出・救護）
 - 避難誘導班（住民の避難誘導）
 - 給食・給水班（給食・給水活動）
- (5) 自主防災組織と消防団・防犯活動団体・防災士組織との連携
- ア 自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。
- イ 防災訓練や研修等を通じ、自主防災組織と防犯活動団体や防災士組織との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。
- (6) 自主防災組織等の活動
活動内容は、地区の実情にあわせ、各組織で決定する。

平常時の活動	災害時の活動
1 災害に関する知識の普及	1 集団避難・避難行動要支援者の避難誘導
2 地域における危険箇所の把握と周知	2 地域住民の安否確認
3 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知	3 救出・救護の実施
4 防災訓練の実施・「地区防災計画」作成への協力	4 初期消火活動
5 高齢者、障害者等の要配慮者の把握	5 情報の収集伝達
6 家庭における防災点検の実施	6 給食・給水の実施及び協力
7 情報収集・伝達体制の確認	7 指定避難所の運営に対する協力
8 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検	

3 事業者による自衛防災組織の育成強化

事業者は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成・強化等に努める。

- (1) 災害時に事業者が果たす役割
- ア 従業員や利用客の安全確保

イ 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力

ウ 事業の継続

エ 二次災害の防止

(2) 事業者の自衛防災組織の防災活動

ア 平常時の自衛防災組織の活動

(ア) 防災訓練の実施

(イ) 施設及び設備等の整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

(エ) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成

(オ) 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

イ 災害時の自衛防災組織の活動

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 避難誘導

(ウ) 救出・救護

(エ) 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

(3) 市の支援

事業者が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に役立つ情報提供を進める。

第16節 中山間地孤立集落防止対策の整備

市域の9割を森林が占め、大規模災害時に土砂崩れ等により孤立化が予想される地区が多数存在する。孤立化が予想される地区の実態を把握し、地区における孤立時の自立性を高める対策を推進する。

1 孤立の定義

本計画において、地区及び集落の孤立とは、被災時に次の要因等により外部からのアクセスが困難となり、住民の生活が困難又は不可能となる状態をいう。

- (1) 地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- (2) 地区へのアクセス道路が一本のみ
- (3) 地区又は集落へのすべてのアクセス道路が土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）に隣接

2 通信手段の確保

- (1) 通信施設の被災や輻輳等による障害に備え、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線等の多様な通信手段の確保に努める。
- (2) 携帯電話の通話可能範囲をあらかじめ把握しておく。
- (3) 通信設備障害により地区の状況が把握できない場合に備え、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達等バックアップ体制を整える。

3 救助体制の確立

住民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目は次のとおりとする。

- (1) 地区内の人数
- (2) 傷病者の有無及び傷病の程度
- (3) 要配慮者の有無
- (4) 備蓄状況（食料、水、医薬品、毛布等）

4 孤立に強い地区づくり

(1) 備蓄の整備

水、食料等の生活物資に加え、医薬品、非常用電源、救助用資機材等地区単位で自活できるような体制を目標に備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

ハザードマップの配布や孤立化を想定した防災訓練を通じ、危険箇所、指定緊急避難場所の周知を図る。

(3) 要配慮者の把握

平素より、高齢者世帯、寝たきりの病人、障害者等優先して救護すべき住民の実態の把握を行う。

(4) 自主防災組織の育成

消防機関等の到着までの間に適切な応急措置が行えるよう、地区内住民による自主防災組織の結成を強く推進するとともに、防災意識の啓発に努める。

5 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立化の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う体制を整備する。

第17節 要配慮者対策の整備

災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等、多様な視点への配慮が必要である。

1 要配慮者の把握

- (1) 災害時における避難誘導及びその他支援を効率的に行うために要配慮者を把握する。
- (2) 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(令和3年5月改定 内閣府(防災担当))や「高知県災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」(令和4年1月改定 高知県)及び「香美市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)」(令和3年12月)に基づき、関係各課連携のもと、要配慮者を特定・把握する。

2 地域ぐるみの支援体制づくり

住民(自主防災組織、自治会等)、社会福祉協議会、民生委員等と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

3 在宅の避難行動要支援者等への支援

- (1) 避難支援等関係者となる者
避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防団、消防署、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織及びその他関係者を避難支援等関係者とする。
- (2) 避難行動要支援名簿に記載する者の範囲
本市に在住で、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下のアからケのいずれかの要件に該当する者とする。ただし、コからシに該当する場合は、対象外とする。
 - ア 身体障害者手帳の部位「視覚」、「聴覚」、「上肢」、「下肢」、「体幹」、「運動機能障害上肢」、「運動機能障害下肢」、「総合等級」の等級が1級又は2級を交付されている者
 - イ 療育手帳(障害程度A1・A2)を交付されている者で特に支援を必要とする者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている者で特に支援を必要とする者
 - エ 医療的ケアの必要な障害児・者
 - オ 障害支援区分が4以上の障害者
 - カ 要介護3以上で特に支援を必要とする者
 - キ 特定疾病受給者証を交付されている者で特に支援を必要とする者
 - ク 75歳以上の独居で特に支援を必要とする者
 - (ア) 精神障害者保健福祉手帳2級を交付されている者
 - (イ) 要介護度1・2の認定を受けている者
 - (ウ) 在宅酸素療法を受けている者
 - (エ) その他支援を要する者

※ 独居とは、同一家屋又は同一敷地内に実際に親類等が住んでいないことを指し、住民票上の世帯員にとらわれない。

 - ケ 上記以外で市長が要支援者と判断した者
 - コ 介護保険又は障害者福祉サービスにおける入所施設への入所している者(週末等に一時帰宅する者も含む。)

サ グループホーム及びサービス付き高齢者専用住宅（一部例外有）へ入居している者（週末等に一時帰宅する者も含む。）

シ 長期にわたり医療機関へ入院しており、1年以内に退院の見込みがない者

なお、特定疾病受給者証の交付を受けている方については、個別に状況を確認のうえ、名簿へ登録するものとする。

- 避難行動要支援者について、特に支援が必要となる避難行動が困難な理由を整理すると、以下のとおりである。
 - ① 災害に関する警報や避難情報等の必要な情報を取得することの困難
 - ② 災害に関する警報や避難情報等の必要な情報を理解することの困難
 - ③ 災害が発生、又は発生のおそれがある時に、避難が必要かどうか判断することが困難
 - ④ 実際に避難するための移動等が困難
- 災害対策基本法第49条の10に基づき、(2)のア～ケの在宅の方を「避難行動要支援者名簿」に登録する。避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録する。
 - ① 氏名
 - ② 年齢
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号その他連絡先
 - ⑥ 避難にあたり支障のある事由
 - ⑦ 上記以外に避難支援等の実施に関し必要と認める事項
- 避難行動要支援者名簿は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

市において、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部署で把握している情報の集約に努める。

また、市が把握していない情報（例えば、難病患者に係る情報等）の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められる時は、災害対策基本法第49条の10に基づき、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、災害対策基本法に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みを構築し、名簿情報を定期的に見直す。

(5) 避難行動要支援者名簿の提供に関する事項

避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に対して、平常時には、事前提供に対して同意を得られた方の名簿が提供できる。現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿を避難支援等関係者その他の者に提供できる。

(6) 避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講じる。

- ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること
- ウ 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること
- エ 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないように指導すること
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するように指導すること
- カ 名簿情報の取扱状況を報告させること
- キ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報取扱いに関する研修を開催すること

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

要配慮者が円滑に避難するため、又は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達にあたっては、以下の事項を配慮する。

- ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ウ 高齢者や障害者等に合った必要な情報を選んで流すこと
- エ 外国人に対する情報提供の方法について検討すること

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援するが、個人や支援者の家族等の生命、身体を守ることが大前提となる。

(9) 地域住民による支援

市は、避難行動要支援者とともに個別避難計画を策定する。自主防災組織等は、その策定を支援する。

(10) 市における支援体制の確立

災害発生時の避難支援は、迅速に避難できるよう、避難情報の伝達を行う等、市があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。

災害発生時の避難誘導、安否確認及び救出については、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等、多様な団体と連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握を行うとともに、個別避難計画等の避難誘導體制の整備に努める。また、消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備する。

長期の避難については、指定避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居等について、要配慮者に配慮した計画を策定する。

(11) 防災教育・訓練の実施

住民・関係機関と連携して、要配慮者に対し防災知識を普及し防災訓練を実施する。実施に当たり要配慮者が自らの対応能力を高め、十分に発揮できるよう個々の態様に応じた効果的な方法を検討する。

4 社会福祉施設等における防災対策

高齢者や障害者等が利用する社会福祉施設の防災対策を示す。

(1) 実態把握と継続的な防災対策

施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。また、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災対策に継続的に取り組む。

(2) 施設・設備の安全確保対策

施設管理者は、施設の耐震化に努め、洪水浸水想定区域外への移転や建て替えを検討する。立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施する。

ア 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備

イ 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等

ウ 垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の設備等

また、危険物の管理や家具・書棚等の転倒防止対策等の安全管理に努める。

(3) 施設入所者の避難対策

夜間・休日における災害の発生や状況によっては、施設入所者が二度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成する。また、夜間の勤務者数での訓練等、実践的な避難訓練や、災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練を実施する。消防団や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。

(4) 長期的な避難と広域連携

長期的な避難が必要な場合、入所者等一人ひとりについて、他事業者等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。また、広域的な避難に備え、県内及び他府県の同種又は類似の施設との相互の避難と受入れに関する災害協定の締結に努める。

(5) 介護職員等の応援派遣体制・受援体制の整備

避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努める。また、各施設は、他事業者等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

(6) 防災関係機関との連携

市は、要配慮者入所施設等の被災後の状況を想定し、代替的なものも含め所在市町村及び施設管理者との連絡体制を確立する。また、消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行う。

第18節 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために実施できなくなる場合がある。そうした場合には、被災していない方やボランティア等の自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなる。こうした自発的な支援の環境整備を推進する。

1 関係機関等との連携強化

市は、平時より県、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等）の活動を支援し、災害発生時の役割分担、協力体制等について確認しておく。

2 ボランティア受入体制の整備

市は、社会福祉協議会と連携し、災害発生時にボランティアの受入れ、調整等を行う「災害ボランティアセンター」について、体制の整備を図る。

〈災害ボランティアセンターの役割〉

(1) 状況把握及び報告

被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、被災地内外に情報を提供する。

(2) ボランティアの受入れ

ボランティアの申し出者を受け付け、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、ボランティア受付名簿を作成する。

(3) ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民等からボランティア依頼を受け付け、また相談に応じる。

(4) ボランティアコーディネート

ボランティアの申し出と依頼をコーディネートし、的確なボランティア活動を促進する。

(5) ボランティア団体・行政との連絡調整

地元ボランティア団体、被災地に入ったボランティア団体及び行政との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を促進する。

(6) ボランティアの健康管理

ボランティアの健康管理に関して、保健所等関係機関と連携をとり、安全な活動のための指導を行う。必要に応じて医療救護班の巡回等を調整する。

3 活動環境の整備

災害時に市外からのボランティアを受け入れるための活動拠点を定め、その活用のために必要な体制の整備に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

4 災害ボランティアの育成

(1) 県及び関係団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努める。

(2) 教育機関において、若年層における災害ボランティアの育成に努める。

(3) 市内の事業者等との連携により、企業ボランティアの育成に努める。

第19節 防災知識の普及

住民の防災意識を高め、家庭や職場、学校における地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

1 住民に対する施策

市は、自らが実施する取組みや住民の防災意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し知らせる。

(1) 普及内容

ア 知識

- (ア) 各機関の実施する防災対策
- (イ) 災害の基礎知識
- (ウ) 地域の災害特性・危険場所

イ 災害への備え

- (ア) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (イ) 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策
- (ウ) 防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加
- (エ) 最低3日分以上（可能であれば7日分以上）の食料・飲料水
- (オ) 携帯トイレ、トイレットペーパー等の物資の備蓄
- (カ) 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (キ) 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定避難所や指定緊急避難場所での行動の確認
- (ク) 災害時の家族内での連絡体制の確認
- (ケ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方の確認
- (コ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動の確認

ウ 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法
- (イ) 要配慮者への支援
- (ウ) 正確な情報の収集方法

(2) 広報媒体

ア 講演会、説明会等による防災知識の普及

イ 印刷物による防災知識の普及

- (ア) 緊急時の行動マニュアルの配布
- (イ) ハザードマップ等の配布
- (ウ) 広報紙等の防災記事による住民啓発

ウ 報道機関、テレビ・ラジオ等による防災知識の普及

エ インターネットを活用した防災知識の普及

2 職員に対する施策

市職員に対し、次の事項を含む防災教育を行う。

(1) 気象災害に関する基礎知識

- (2) 災害の種別と特性
- (3) 本計画及び市の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 防災対策として現在講じられている対策の知識
- (7) 今後災害対策として取り組む必要のある課題
- (8) 家庭及び地域における防災対策
- (9) 自主防災組織の育成強化対策
- (10) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、各部署において、所属職員に対し、十分に周知を図る。
また、各部署は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

3 学校における施策

(1) 児童生徒に対する教育

ア 児童生徒が災害に関する知識を身につけ、安全に避難する方法について理解し、状況に応じて自ら意思決定し、適切な行動がとれるよう、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。

(イ) 各教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害に関する基礎的知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（指定緊急避難場所・避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。

(ロ) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行う。

イ 学校での防災教育の際、保護者や地域住民に対し参加を求め、授業を公開する等の工夫をして、学校を核とした地域全体の防災意識の向上を図る。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 災害時に教職員のとるべき行動とその意義

イ 傷病者の応急手当

ウ 災害時に特に留意する事項等に関する研修

4 保育園・幼稚園の園児に対する施策

災害時、自分で自分の生命を守ろうとする行動がとれるよう、家庭、地域と連携しながら取り組みを広げていく。

5 防災上重要な施設の職員等に対する施策

防災上重要な施設の管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習、立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底を図る。

6 事業者に対する施策

事業者の防災担当者に対し、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献）を十分認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員の教育等を積極的に推進するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を行うことについて、講習会等を通じ普及に努める。

7 災害教訓の伝承

- (1) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (2) 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (3) 市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとし、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

8 危険物を有する施設等における防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

9 犯罪や暴力の防止の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗等の犯罪の多発が予想されることから、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得等に関する防災研修を推進する。また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第20節 実践的な防災訓練

市、防災関係機関、住民等の防災力を向上させ、相互の連携を確認し、また、本計画の実効性を検証するため、防災訓練の実施を推進する。

1 訓練の実施

中央防災会議が決定する「総合防災訓練大綱」に示される基本的な考え方を踏まえ、以下のような訓練を実施する。

(1) 水防訓練

梅雨期及び台風時の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、水防訓練を実施するとともに、必要に応じて、水防関係機関相互が緊密な連携をもとに合同訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに、必要に応じて、消防関係機関相互が緊密な連携をもとに合同訓練を実施する。

(3) 無線通信訓練

災害時における情報の収集、伝達のための通信網を確保し、通信及び通信機器操作の技術の練磨に努めるため防災行政無線の通信訓練を実施する。また、災害使用時の誤操作を防ぐため、平時より防災行政無線を利用した通信を行い、操作の習熟に努める。

(4) 参集・災害対策本部設置訓練

全職員が災害時に適切に参集し、配備するとともに、迅速に災害対策本部を設置することができるように、訓練を実施する。

(5) 情報収集・伝達訓練

災害情報の収集、集約、伝達、広報を適切かつ迅速に行うことができるように、訓練を実施する。

(6) 避難訓練

指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認や、避難方法、避難所の開設及び運営の手順を習得するため、洪水、土砂災害等の災害を想定した避難訓練を実施する。なお、自助及び共助の観点から、住民参加型の訓練も積極的に取り組む。

(7) 図上訓練

災害時の災害応急対策の手順を確認し、習得するために、具体的な被害を想定した上で、地図を用いた訓練（避難所運営ゲームなど）を実施する。

(8) 実地訓練

災害による被害を最小限に留めるため、消火、医療・救護、救助・救急等の体制の強化を図ることを目的として実地に訓練を実施する。また、住民等の防災力を向上させるために初期消火訓練や応急手当訓練を実施する。

(9) 総合訓練

防災関係機関等と協力、連携体制の強化を図るとともに、本計画の実証の踏まえた総合的な訓練を実施する。

(10) 広域訓練

大規模広域災害時の広域避難など、県及び他市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施する。

2 配慮すべき事項

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応を踏まえた避難所開設・運営等の訓練の導入を推進する。この際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、多様な視点に十分配慮する。

3 訓練の評価

訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 組織体制

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部長

ア 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長とする。

イ 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

ウ 本部長は、本市の教育委員会に対し、市域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をする。

エ 本部長は、市域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災行政機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求める。

(2) 災害対策副本部長

ア 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長とする。

イ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 災害対策本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(4) 部

災害対策本部に部（事務局を含む。以下同じ。）を置く。

(5) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(6) 活動組織

ア 部に部長（事務局は局長と称する。以下同じ。）及び副部長（事務局は次長と称する。以下同じ。）を置く。

イ 部長は本部員とし、部を統括する。

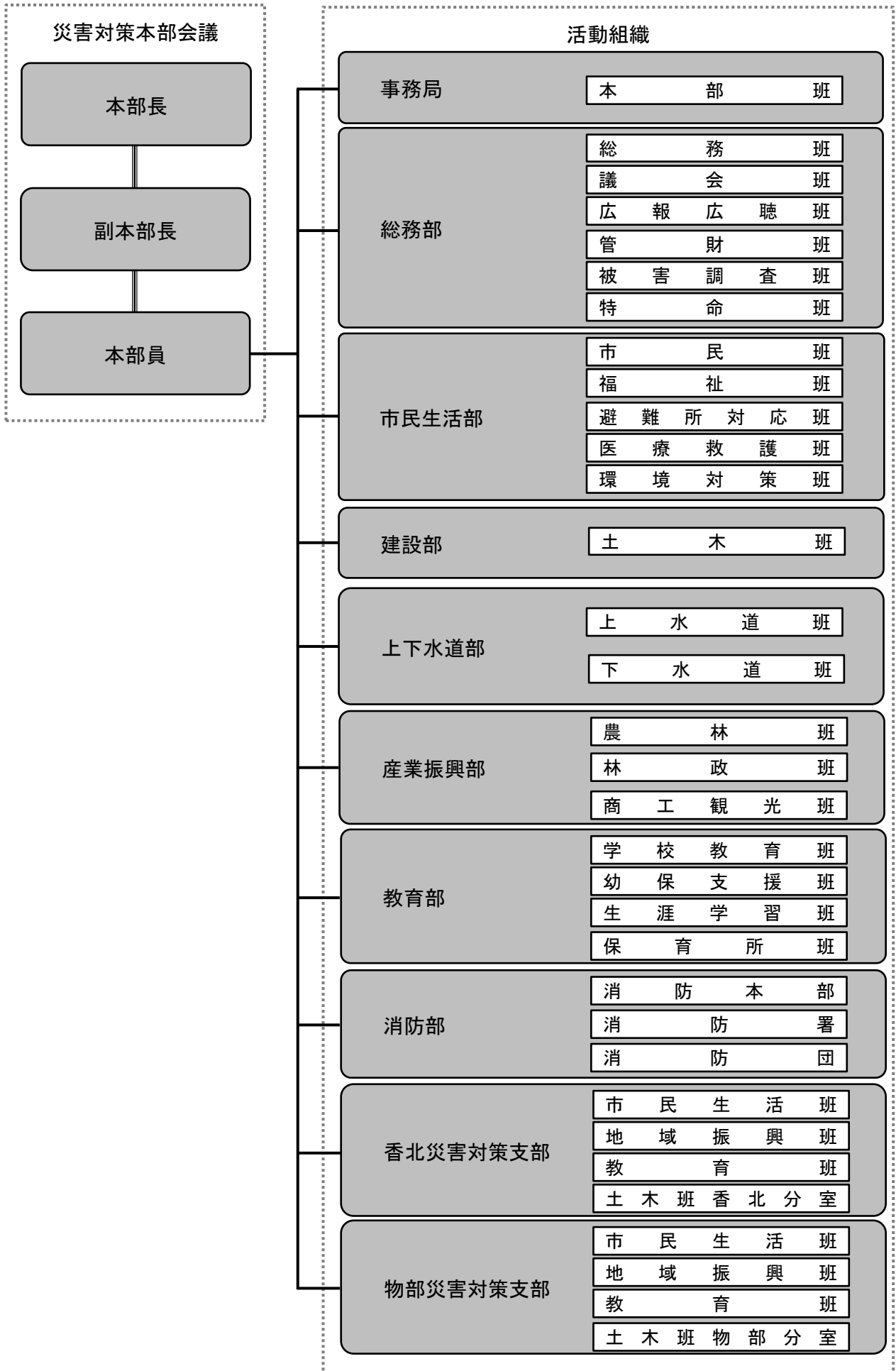
ウ 副部長は、部長を助ける。

エ 部に班を置く。

オ 部及び班は、行政組織を基に機能別に編成する。

カ 班長は、班の責任者として班を統括し、部長の指示に従い任務を遂行する。

キ 班員は、班長の指示に従い任務を遂行する。



2 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部長

ア 現地災害対策本部長、本部員及びその他の職員は、本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(2) 現地対策本部本部員及びその他の職員

現地対策本部本部員及びその他の職員は、本部長が指名する者をもって充てる。

第2 災害対策本部及び現地災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の運営は、災害対策基本法、香美市災害対策本部条例の規定に基づき、本計画の定めるところにより行う。

1 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置基準

市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な災害応急対策を必要とするとき、次の基準により災害対策本部を設置する。

- 高知県下に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水警報が発令され、相当規模の災害発生が予想されるとき
- 市域に大規模な地震、火災、爆発、その他重大な人為的災害が発生し、その必要があると認めるとき
- 市域にその他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるとき

イ 災害対策本部の設置の要請等

副本部長又は本部員は、災害対策本部の設置をする必要があると判断したときは、その設置について、本部長に要請することができる。ただし、非常事態であるときは、直ちに設置し、事後に本部長の承認を得る。

ウ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部（支部を含む。）は、次の場所に置く。ただし、その場所が被災した場合は、被害の状況に応じて臨機応変に対応する。

災害対策本部の設置場所

名称	設置場所 (被災した場合の対応)
災害対策本部	香美市役所本庁舎3階会議室 (本庁舎敷地内に仮設本部を設置)
香北災害対策支部	香美市役所香北支所内 (支所敷地内又は近隣の公共施設等に仮設支部を設置)
物部災害対策支部	香美市役所香北支所内 (支所敷地内又は近隣の公共施設等に仮設支部を設置)

エ 標識の掲示

災害対策本部（支部を含む。）は、設置場所（被災した場合は代替施設の場所をいう。）に標識を掲示する。

オ 災害対策本部の解散

本部長は、市域に災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部の解散を決定する。なお、解散後も、実施すべき災害応急対策があるときは、平常時の事務分掌に基づいて各課への事務の引継ぎを行う。

カ 災害対策本部の設置又は解散の通知

災害対策本部を設置し、又は解散した場合には、電話その他適当な方法により、その旨を報告若しくは通知し、又は公表する。

災害対策本部の設置又は解散の報告・通知・公表先

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表方法
香美市役所本庁舎	防災対策課長	庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
香北支所・物部支所	防災対策課長	庁内電話・FAX
消防本部	防災対策課長	庁内電話・FAX・口頭
南国警察署	防災対策課長	電話・FAX・口頭
高知県危機管理・防災課	防災対策課長	電話・高知県防災行政無線電話・FAX 高知県総合防災情報システム
報道機関	総務課長 (広報広聴班)	電話・FAX・口頭又は文書 高知県総合防災情報システム
住民	総務課長 (広報広聴班)	広報車・報道機関・口頭・その他迅速な方法

(2) 本部長の職務の代理

ア 本部長が次のいずれかに該当する場合には、本部長の職務を代理する。

- (ア) 本部長による指揮・監督が困難な場合
- (イ) 本部長が不在で直ちに連絡が取れない場合

イ 本部長の職務の代理は、次に掲げる順位による。本部長の職務は、副本部長が代理することとなっているため、あらかじめ副本部長に任命する必要がある。

本部長の職務の代理順位

- | |
|--|
| 第1順位：副市長
第2順位：教育長
第3順位：総務課長
第4順位：防災対策課長又はその他の課長 |
|--|

(3) 災害対策本部会議の運営

ア 災害対策本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。

イ 災害対策本部会議は、次に掲げる事項に関する基本方針を決定する。ただし、緊急を要し、これを開催するいとまがない場合は、この限りでない。

- (ア) 災害情報・被害状況に関すること
- (イ) 配備体制に関すること
- (ウ) 部の活動方針に関すること
- (エ) 避難情報の発令、警戒区域の設定に関すること
- (オ) 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること
- (カ) 災害救助法の適用に関すること
- (キ) 避難所の開設・閉鎖に関すること
- (ク) その他災害応急対策に関すること

ウ 災害対策本部会議の事務は、事務局が処理する。

2 現地災害対策本部の運営

(1) 現地災害対策本部の設置

本部長は、次に示す基準により、現地災害対策本部を設置する。

- 被害が局地的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき
- 土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難情報の決定・通報並びにその他の救援・救助措置を行うために必要と認めるとき

(2) 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部の設置場所は、次のとおりとする。

名称	設置場所
現地災害対策本部	災害現場近くの公共施設等

(3) 委譲権限

本部長は、現地災害対策本部長の指名に当たって、次の権限を委譲する。

- ア 現地災害対策本部所管地域の避難情報の発令、警戒区域の設定
- イ 現地災害対策本部所管地域の人的かつ物的応急公用負担

3 各部の班編成及び事務分掌

大規模な災害が発生した場合を想定して、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときから時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理する。

- 初動活動期 おそれ段階～災害発生後2、3日程度
- 応急活動期 災害発生2、3日後～1、2週間程度
- 復旧活動期 災害発生1、2週間～1か月程度

(1) 各班共通

班の名称	事務分掌	主な活動開始時期		
		初動	応急	復旧
各班共通	1 班内職員の動員、配備に関する事	●		
	2 所管事項に関する被害状況及び災害応急対策活動等の情報収集・とりまとめに関する事	●		
	3 所管施設の点検及び応急復旧に関する事	●		
	4 来庁者への安全確保に関する事	●		
	5 部・班が独立して行う活動内容に関する応援要請に関する事	●		
	6 ボランティアの受入れと関係業者との連絡・調整に関する事		●	
	7 所掌事務に係る災害復興対策に関する事			●
	8 日ごとの記録と整理に関する事	●	●	
※ 各班は、災害応急対策活動の中で伝達すべき情報について、迅速かつ的確な広報を行う。 ※ 各班は、災害応急対策活動に必要な物資の需要を把握し、当該班の属する部は、これをとりまとめる。 ※ 災害対策の進行状況により、他班の応援が可能な状況にあるときは、積極的に応援活動を行う。				

(2) 事務局

班の名称	事務分掌	主な活動開始時期		
		初動	応急	復旧
本部班	1 災害対策本部、現地災害対策本部の設置・閉鎖に関する事	●		
	2 本部会議の庶務に関する事	●		
	3 本部の事務の総合調整及び各部との連絡に関する事	●		
	4 本部運営及び本部長の命令伝達に関する事	●		
	5 総合的な災害対策の立案及び各部間の調整に関する事	●		
	6 避難情報・警戒区域の設定に関する事	●		
	7 気象情報等関連情報の収受及び伝達に関する事	●		
	8 支部、県、警察、その他の防災関係機関、自主防災組織との連絡調整に関する事	●		
	9 自衛隊の派遣に関する事	●		
	10 応援派遣の要請に関する事	●		
	11 防災行政無線放送に関する事	●		
	12 各部からの情報のとりまとめに関する事	●		
	13 防災行政無線設備の被害調査・応急・復旧に関する事	●		
	14 避難者・負傷者・死亡者等の情報の管理に関する事		●	
	15 被害状況のとりまとめに関する事		●	

(3) 総務部

班の名称	事務分掌	主な活動開始時期		
		初動	応急	復旧
総務班	1 職員の安否に関する事	●		
	2 登庁職員による被害概要報告のとりまとめに関する事	●		
	3 職員の動員・配置の把握に関する事	●		
	4 コンピュータシステムの保守及び復旧に関する事	●		
	5 災害対策従事職員の給与・食事・宿泊・健康管理・公務災害その他バックアップ業務に関する事	●		
	6 災害視察・見舞者等への対応に関する事		●	
	7 他の自治体からの応援職員の受入に関する事		●	
広報広聴班	1 災害情報、避難情報、医療情報等の伝達・広報に関する事	●		
	2 自治会等からの被害情報の収集に関する事	●		
	3 報道機関等への情報の提供に関する事	●		
	4 被災者相談窓口の開設・運営に関する事		●	
	5 被害状況等の撮影保存及び記録に関する事		●	
議会班	1 議会との連絡調整に関する事<香美市議会BCP>	●		
管財班	1 食料・応急用衣料・寝具等救援物資の調達・管理及び輸送配給に関する事	●		
	2 災害応急対策に係る物資の調達に関する事	●		
	3 備蓄・調達物資の管理及び輸送に関する事	●		
	4 物資輸送拠点等の開設・運営に関する事	●		
	5 緊急輸送の実施に関する事	●		
	6 庁舎等施設の被害調査・応急・復旧に関する事	●		
	7 災害応急対策に係る予算の調整・編成に関する事		●	
	8 復興に向けての財政措置に関する事			●
	9 燃料の調達に関する事	●	●	●
	10 応急仮設住宅の建設用地の確保に関する事		●	
被害調査班	1 建物及び宅地の被害調査に関する事		●	
	2 り災証明書の発行・り災台帳の作成に関する事		●	
	3 被災者等への税の減免等に関する事			●
特命班	1 本部長の指示による特命に関する事	●		
	2 他班の応援協力に関する事	●		
※ 義援物資の募集・受付・配分・配送について、管財班の職員及び特命班の職員をもって専門班を組織し、その対応業務を総合的に行う。				

(4) 市民生活部

班の名称	事務分掌	主な活動開始時期		
		初動	応急	復旧
市民班	1 住民の安否情報に関する事	●		
	2 被災者名簿の作成に関する事	●		
	3 遺体の埋火葬の手続きに関する事	●		
福祉班	1 要配慮者支援拠点設置に関する事	●		
	2 要配慮者の救援・避難誘導・移送・安否確認・避難状況の把握に関する事	●		
	3 医療救護所の開設に関する事（医療救護班を主として業務）	●		
	4 遺体の収容、検死検案所の開設・運営に関する事	●		
	5 ボランティア、民生委員等社会福祉協議会との連絡及び協力要請に関する事	●		
	6 福祉団体等との連絡調整に関する事	●		
	7 日本赤十字社との調整に関する事	●		
	8 ボランティアに関する受入れ等総合調整に関する事（ボランティアセンターの立ち上げ）	●		
	9 指定避難所・福祉避難所の開設及び運営に関する事	●		
	10 災害救助法の申請事務に関する事		●	
	11 災害救助法に基づく救助事務及び連絡調整に関する事		●	
	12 被災者の生活支援に関する事		●	
	13 義援金の募集・配分及び義援金配分委員会の設置に関する事		●	
	14 被災者の広域避難に関する事		●	
	15 災害弔慰金・見舞金の支給に関する事			●
	16 災害援護資金等貸付に関する事			●
	17 被災者生活再建支援金の申請受付、県への申請に関する事			●
	18 応急仮設住宅への入居受付に関する事			●
	19 仮設住宅に入居した要配慮者への支援に関する事			●
避難所対応班	1 指定避難所の開設及び運営に関する事	●		
	2 避難者の収容及び把握に関する事	●		
	3 避難者名簿の作成に関する事	●		
	4 避難者の生活支援に関する事	●		
	5 備蓄・調達・応援物資を管理する管財班との調整に関する事	●		
	6 指定避難所での応援物資の供給に関する事		●	
	7 指定避難所での飼育動物（ペット）対策に関する事		●	
医療救護班	1 医療救護所の開設及び運営に関する事（福祉班を副として業務）	●		
	2 医師団等医療関係団体・医療機関との連携・調整に関する事	●		
	3 医療資器材・薬品等の調達に関する事	●		
	4 応急医療救護に関する事	●		
	5 傷病者等の搬送の協力に関する事	●		
	6 遺体の検死検案に関する事	●		
	7 感染症の予防及び対策に関する事	●		
	8 医療救護に関する応援の要請に関する事		●	
	9 被災者の健康管理と相談に関する事		●	
環境対策班	1 災害ごみ・廃棄物の収集・処理の応急対策計画の策定に関する事	●		
	2 災害ごみ・廃棄物収集体制の周知に関する事	●		
	3 し尿の緊急収集・処理に関する事	●		
	4 防疫（消毒等）・衛生に関する事	●		
	5 災害ごみ・廃棄物の収集に関する事		●	
	6 死亡獣畜等の処理に関する事		●	
	7 仮設トイレの設置及び管理に関する事		●	

(5) 建設部

班の名称	事務分掌	主な活動開始時期		
		初動	応急	復旧
土木班	1 農地・農業用施設の被害調査に関する事	●		
	2 農地・農業用施設の応急復旧に関する事		●	
	3 農地・農業用施設の本復旧に関する事			●
	4 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の被害調査に関する事	●		
	5 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の応急復旧に関する事		●	
	6 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の本復旧に関する事			●
	7 斜面災害の調査及び危険区域等の安全確保に関する事	●		
	8 市道の交通規制及び緊急輸送道路・避難路の確保に関する事	●		
	9 公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の被害調査に関する事	●		
	10 公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の応急復旧に関する事		●	
	11 公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の本復旧に関する事			●
	12 がれき、その他障害物の除去に関する事		●	
	13 応急対策用資機材の調達と輸送に関する事		●	
	14 建設業団体等との連絡調整に関する事		●	
	15 民間の被害復旧（土木・建築）の相談に関する事			●
	16 被災住宅・宅地の危険度判定及び実施本部の運営に関する事		●	
	17 応急仮設住宅の建設に関する事			●
	18 被災住宅の応急修理の相談に関する事		●	
	19 都市復興・住宅復興に関する事			●

(6) 上下水道部

班の名称	事務分掌	主な活動開始時期		
		初動	応急	復旧
上水道班	1 水道施設の被害調査・復旧に関する事	●		
	2 断水・給水等に係る広報に関する事	●		
	3 応急給水拠点の開設・運営に関する事	●		
	4 応急給水に関する事	●		
	5 水道業団体等との連絡調整に関する事	●		
	6 水道施設の本復旧に関する事		●	
下水道班	1 下水道施設・都市排水施設の被害調査に関する事	●		
	2 市街地の排水対策に関する事	●		
	3 下水道施設・都市排水施設の応急復旧に関する事		●	
	4 下水道施設の本復旧に関する事			●

(7) 産業振興部

班の名称	事務分掌	主な活動開始時期		
		初動	応急	復旧
農政班	1 避難者の避難誘導に関する事	●		
	2 市道の交通規制に関する事（建設部と協力して行う）	●		
	3 農産物の被害調査に関する事	●		
	4 応急用米穀、そ菜の調達、斡旋に関する事	●		
	5 農業関係団体との連絡調整に関する事	●		
	6 家畜伝染病予防対策及び病虫害の防除に関する事	●		
	7 所管事項に係るり災台帳の作成・り災証明書の発行に関する事		●	
	8 り災農家に対する融資に関する事			●
林政班	1 避難者の避難誘導に関する事	●		
	2 市道の交通規制に関する事（建設部と協力して行う）	●		
	3 林業関係団体との連絡調整に関する事	●		
商工観光班	1 市道の交通規制に関する事（建設部と協力して行う）	●		
	2 商工業・観光業・観光施設の被害調査に関する事	●		
	3 観光客に対する緊急安全対策に関する事	●		
	4 商工会・観光業団体との連絡調整に関する事	●		
	5 買占め、売り惜しみの監視に関する事		●	
	6 消費生活に関する相談、苦情処理に関する事		●	
	7 所管事項に係るり災台帳の作成・り災証明書の発行に関する事		●	
	8 被災中小企業に対する融資の斡旋及び復旧指導に関する事			●

(8) 教育部

班の名称	事務分掌	主な活動開始時期		
		初動	応急	復旧
学校教育班	1 児童・生徒の避難・救護に関する事	●		
	2 児童・生徒の安否確認に関する事	●		
	3 学校施設の被害調査・応急復旧に関する事	●		
	4 被災教職員の措置及び教職員動員計画に関する事	●		
	5 指定避難所の供与及び受入れに関する事	●		
	6 指定避難所の管理運営に関する事（避難所対応班との調整に関する事）	●		
	7 被災者への炊き出しに関する事	●		
	8 学校給食センター施設の被害調査・応急復旧に関する事		●	
	9 応急教育の実施及び学校教育の再開に関する事		●	
	10 被災学校施設の復興に関する事			●
幼保支援班	1 保育に関する総合調整に関する事	●		
	2 保育所等利用者の安否情報の収集に関する事	●		
	3 保育施設の被害調査・応急復旧に関する事		●	
	4 保育所・子育て支援センターの再開に関する事		●	
	子育て支援センターなかよしに関する事務			
	1 利用者の避難・救護に関する事	●		
	2 施設の被害調査・応急復旧に関する事		●	
	3 保育士の動員計画に関する事	●		
	4 保育の再開に関する事		●	
	5 子育て支援センターの再開に関する事		●	
生涯学習班	1 所管施設の被害調査に関する事	●		
	2 指定避難所の供与及び受入れに関する事	●		
	3 指定避難所の管理運営に関する事（避難所対応班との連携に関する事）	●		
	4 社会教育関係団体との連絡調整に関する事		●	
	5 文化財等の被害調査及び復旧に関する事		●	
	6 所管施設の応急復旧に関する事		●	
	7 指定避難所閉鎖への協力に関する事		●	●
保育所班	1 園児の避難・救護に関する事	●		
	2 園児の安否確認に関する事	●		
	3 施設の被害調査・応急復旧に関する事	●		
	4 保育士の動員計画に関する事	●		
	5 応急保育に関する事		●	
	6 園児に係る相談に関する事		●	
	7 保育所の再開に関する事		●	

(9) 消防部

班の名称	事務分掌	主な活動開始時期		
		初動	応急	復旧
消防本部	1 消防、水防、被災者の救出、救助、救護、行方不明者捜索等のとりまとめに関する こと	●		
	2 消防関係職員及び消防団員の動員及び応援職員の受入れその他消防部の庶務に関 すること	●		
	3 火災、水害等被害状況の調査のとりまとめに関すること	●		
	4 危険物及びガス施設等の被害調査に関すること	●		
	5 危険物、ガスその他爆発物等の災害防止緊急措置に関すること	●		
	6 火災り災証明に関すること		●	
消防署	1 消防、水防その他防災活動に関すること	●		
	2 人命救助に関すること	●		
	3 避難情報の伝達に関すること	●		
	4 避難者の避難誘導及び救出に関すること	●		
	5 被災者の救急及び救護に関すること	●		
	6 行方不明者の捜索に関すること	●		
	7 災害情報の収集及び調査に関すること	●		
消防団	1 消防、水防その他防災活動に関すること	●		
	2 人命救助に関すること	●		
	3 避難情報の伝達に関すること	●		
	4 避難者の避難誘導及び救出に関すること	●		
	5 被災者の救急及び救護に関すること	●		
	6 行方不明者の捜索に関すること	●		
	7 災害情報の収集及び調査に関すること	●		

(10) 香北災害対策支部

班の名称	事務分掌	主な活動開始時期		
		初動	応急	復旧
市民生活班	事務局・総務部が管轄する事務			
	1 災害全般に関すること	●		
	2 職員の安否に関すること	●		
	3 職員の動員・配置の把握に関すること	●		
	4 災害対策支部の設置・閉鎖に関すること	●		
	5 支部会議の庶務に関すること	●		
	6 支部の事務の総合調整並びに各部の連絡に関すること	●		
	7 支部の運営及び本部長・支部長の命令伝達に関すること	●		
	8 総合的な応急対策の立案及び各部間の調整に関すること	●		
	9 気象情報等関連情報の收受及び伝達に関すること	●		
	10 住民への広報広聴に関すること	●		
	11 各部からの情報のとりまとめに関すること	●		
	12 被害状況のとりまとめに関すること		●	
	市民生活部が管轄する事務			
	1 要配慮者の救援及び避難誘導に関すること	●		
	2 医療救護所の開設に関すること（医療救護班を主として業務）	●		
	3 住民の安否情報に関すること	●		
	4 被災者名簿の作成に関すること	●		
	5 遺体の埋火葬に関すること	●		
	6 指定避難所の開設及び運営に関すること	●		
	7 避難者の収容及び把握に関すること	●		
	8 避難者名簿の作成に関すること	●		
	9 避難者の生活支援に関すること		●	
10 指定避難所での応援物資の配付に関すること		●		
11 指定避難所での飼育動物（ペット）対策に関すること		●		
地域振興班	産業振興部が管轄する事務			
	1 避難者の避難誘導に関すること	●		
	2 農産物の被害調査に関すること	●		
	3 応急用米穀、そ菜の調達、斡旋に関すること	●		
	4 農業関係団体との連絡調整に関すること	●		
	5 家畜伝染病予防対策及び病害虫の防除に関すること	●		
	6 所管事項に係るり災台帳の作成・り災証明書発行に関すること		●	
	7 り災農家に対する融資に関すること			●
	8 林業関係団体との連絡調整に関すること	●		
	9 商工業・観光業・観光施設の被害調査に関すること	●		
	10 観光客に対する緊急安全対策に関すること	●		
	11 商工会・観光業団体との連絡調整に関すること	●		
	12 買占め、売り惜しみの監視に関すること		●	
	13 消費生活に関する相談、苦情処理に関すること		●	
	14 所管事項に係るり災台帳の作成・り災証明書発行に関すること		●	
	15 被災中小企業に対する融資の斡旋及び復旧指導に関すること			●
	市民生活部・環境対策班が管轄する事務			
	1 災害ごみ・廃棄物収集体制の周知に関すること	●		
	2 し尿の緊急収集・処理に関すること	●		
	3 防疫（消毒等）・衛生に関すること	●		
	4 災害ごみ・廃棄物の収集に関すること		●	
	5 死亡獣畜等の処理に関すること		●	
	6 仮設トイレの設置及び管理に関すること			●
上下水道部が管轄する事務				
1 水道施設の被害調査・復旧に関すること	●			
2 断水・給水等に係る広報に関すること	●			
3 応急給水拠点の開設・運営に関すること	●			

	4 応急給水に関する事	●		
	5 水道施設の本復旧に関する事		●	
	6 下水道施設の被害調査に関する事	●		
	7 下水道施設の応急復旧に関する事		●	
	8 下水道施設の本復旧に関する事			●
教育班	教育部が管轄する事務			
	1 乳幼児・児童・生徒の避難・救護に関する事	●		
	2 乳幼児・児童・生徒の安否確認に関する事	●		
	3 保育施設・学校施設・所管施設の点検に関する事	●		
	4 指定避難所の供与及び受入れに関する事	●		
	5 指定避難所の管理運営に関する事	●		
	6 被災者への炊き出しに関する事	●		
	7 指定避難所閉鎖への協力に関する事			●
土木班香北分室	建設部が管轄する事務			
	1 農地・農業用施設の被害調査に関する事	●		
	2 農地・農業用施設の応急復旧に関する事		●	
	3 農地・農業用施設の本復旧に関する事			●
	4 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の被害調査に関する事	●		
	5 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の応急復旧に関する事		●	
	6 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の本復旧に関する事			●
	7 斜面災害の調査及び危険区域等の安全確保に関する事	●		
	8 緊急輸送道路・避難路の確保に関する事	●		
	9 公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の被害調査に関する事	●		
	10 公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の応急復旧に関する事		●	
	11 公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の本復旧に関する事			●
	12 がれき、その他障害物の除去に関する事		●	
	13 応急対策用資機材の調達と輸送に関する事		●	
14 建設業団体等との連絡調整に関する事		●		

(11) 物部災害対策支部

班の名称	事務分掌	主な活動開始時期		
		初動	応急	復旧
市民生活班	事務局・総務部が管轄する事務			
	1 災害全般に関すること	●		
	2 職員の安否に関すること	●		
	3 職員の動員・配置の把握に関すること	●		
	4 災害対策支部の設置・閉鎖に関すること	●		
	5 支部会議の庶務に関すること	●		
	6 支部の事務の総合調整並びに各部の連絡に関すること	●		
	7 支部の運営及び本部長・支部長の命令伝達に関すること	●		
	8 総合的な応急対策の立案及び各部間の調整に関すること	●		
	9 気象情報等関連情報の收受及び伝達に関すること	●		
	10 住民への広報広聴に関すること	●		
	11 各部からの情報のとりまとめに関すること	●		
	12 被害状況のとりまとめに関すること		●	
	市民生活部が管轄する事務			
	1 要配慮者の救援及び避難誘導に関すること	●		
	2 医療救護所の開設に関すること（医療救護班を主として業務）	●		
	3 住民の安否情報に関すること	●		
	4 被災者名簿の作成に関すること	●		
	5 遺体の埋火葬に関すること	●		
	6 指定避難所の開設及び運営に関すること	●		
	7 避難者の収容及び把握に関すること	●		
	8 避難者名簿の作成に関すること	●		
9 避難者の生活支援に関すること		●		
10 指定避難所での応援物資の配付に関すること		●		
11 指定避難所での飼育動物（ペット）対策に関すること		●		
地域振興班	産業振興部が管轄する事務			
	1 避難者の避難誘導に関すること	●		
	2 農産物の被害調査に関すること	●		
	3 応急用米穀、そ菜の調達、斡旋に関すること	●		
	4 農業関係団体との連絡調整に関すること	●		
	5 家畜伝染病予防対策及び病害虫の防除に関すること	●		
	6 所管事項に係るり災台帳の作成・り災証明書発行に関すること		●	
	7 り災農家に対する融資に関すること			●
	8 林業関係団体との連絡調整に関すること	●		
	9 商工業・観光業・観光施設の被害調査に関すること	●		
	10 観光客に対する緊急安全対策に関すること	●		
	11 商工会・観光業団体との連絡調整に関すること	●		
	12 買占め、売り惜しみの監視に関すること		●	
	13 消費生活に関する相談、苦情処理に関すること		●	
	14 所管事項に係るり災台帳の作成・り災証明書発行に関すること		●	
	15 被災中小企業に対する融資の斡旋及び復旧指導に関すること			●
	市民生活部・環境対策班が管轄する事務			
	1 災害ごみ・廃棄物収集体制の周知に関すること	●		
	2 し尿の緊急収集・処理に関すること	●		
	3 防疫（消毒等）・衛生に関すること	●		
	4 災害ごみ・廃棄物の収集に関すること		●	
	5 死亡獣畜等の処理に関すること		●	
6 仮設トイレの設置及び管理に関すること			●	
上下水道部が管轄する事務				
1 水道施設の被害調査・復旧に関すること	●			
2 断水・給水等に係る広報に関すること	●			
3 応急給水拠点の開設・運営に関すること	●			

	4 応急給水に関する事	●		
	5 水道施設の本復旧に関する事		●	
教育班	教育部が管轄する事務			
	1 乳幼児・児童・生徒の避難・救護に関する事	●		
	2 乳幼児・児童・生徒の安否確認に関する事	●		
	3 保育施設・学校施設・所管施設の点検に関する事	●		
	4 指定避難所の供与及び受入れに関する事	●		
	5 指定避難所の管理運営に関する事	●		
	6 被災者への炊き出しに関する事	●		
	7 指定避難所閉鎖への協力に関する事			●
土木班物部分室	建設部が管轄する事務			
	1 農地・農業用施設の被害調査に関する事	●		
	2 農地・農業用施設の応急復旧に関する事		●	
	3 農地・農業用施設の本復旧に関する事			●
	4 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の被害調査に関する事	●		
	5 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の応急復旧に関する事		●	
	6 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の本復旧に関する事			●
	7 斜面災害の調査及び危険区域等の安全確保に関する事	●		
	8 緊急輸送道路・避難路の確保に関する事	●		
	9 公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の被害調査に関する事	●		
	10 公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の応急復旧に関する事		●	
	11 公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の本復旧に関する事			●
	12 がれき、その他障害物の除去に関する事		●	
	13 応急対策用資機材の調達と輸送に関する事		●	
14 建設業団体等との連絡調整に関する事		●		

第3 動員計画

1 職員の配備体制

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合における市職員の配備体制は、次の基準による。
 なお、消防部の配備体制は別途定める。

職員の配備基準（風水害等の場合）

体制区分		配備基準	配備内容	動員基準
市町村配備	第1次防災体制 準備体制	○ 大雨注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、警報級の現象が予測される場合であって、配備体制が必要であると認められるとき	○ 気象状況の進展を見守る連絡要員を配置する。	○ 次に掲げる部署の必要と認められる人員 ・防災対策課 ・香北支所市民生活班 ・物部支所市民生活班 ・建設課
	第2次防災体制 注意体制	○ 大雨注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、警報級の現象が発生するおそれが極めて高いとき ○ 前線や台風等が接近・通過することが予想されるとき	○ 防災気象情報等の分析や防災関係機関との情報共有、警戒レベル3高齢者等避難の発令を判断することのできる体制をとる。	○ 次に掲げる部署の必要と認められる人員 ・防災対策課 ・香北支所市民生活班 ・物部支所市民生活班 ・建設課 ・上下水道局
災害対策本部設置	第3次防災体制 警戒体制	○ 警戒レベル3相当情報があったとき ○ 第2次防災体制では処理できないと認められるとき	○ 災害が発生するおそれが高まっているため、直ちに警戒レベル3高齢者等避難を発令する段階。 第2次防災体制の配備内容に加えて、指定避難所の開設や警戒レベル4避難指示の発令を判断することのできる体制をとる。	○ 次に掲げる災害対策本部の人員 ・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・各部の必要と認められる副部長、班長及び班員（本部班は全員）
	第4次防災体制 非常体制	○ 警戒レベル4相当情報があったとき ○ 警戒レベル5相当情報があったとき ○ 第3次防災体制では処理できないと認められるとき	○ 次のいずれかの段階にあるため、必要と認められる全ての災害応急対策をとることのできる体制をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高いため、直ちに警戒レベル4避難指示を発令する段階。 ・災害が発生し、又は切迫しているため、緊急安全確保を必要とする段階。	○ 次に掲げる災害対策本部の人員 ・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・各部の必要と認められる副部長、班長及び班員（本部班は全員）
	第5次防災体制 緊急非常体制	○ 警戒レベル5相当情報があったとき ○ 第4次防災体制では処理できないと認められるとき	○ 異常な大災害が発生し、又は切迫しているため、全職員による災害応急対策体制をとる。	○ 全職員

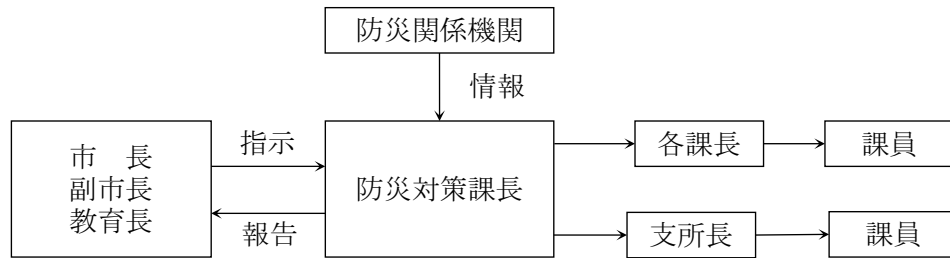
2 職員の動員

(1) 招集・連絡

ア 勤務時間内における動員配備

- (ア) 市長は、直ちに必要な配備体制を決定し、防災対策課長に対して、職員の配備に関する伝達を指示する。
- (イ) 防災対策課長は、各課長・支所長に対して、電話等により職員の配備を伝達する。
- (ウ) 各課長・支所長は、課員に対して配備を指示する。

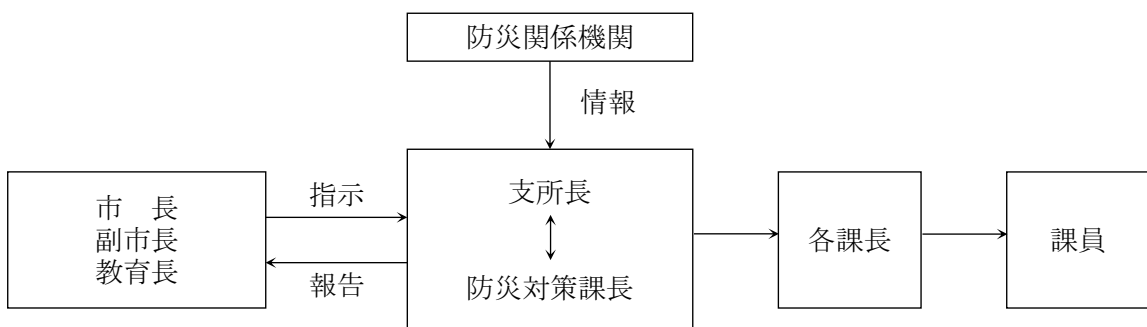
伝達系統図（勤務時間内）



イ 勤務時間外における動員配備

- (ア) 防災対策課長又は支所長は、いずれかの配備基準に該当するときは、直ちに市長に連絡する。
- (イ) 市長は、直ちに必要な配備体制を決定し、防災対策課長に対して、職員の配備に関する伝達を指示する。
- (ウ) 防災対策課長は、各課長・支所長又は全職員に対して、職員参集システム等により職員の配備を伝達する。なお、各課長・支所長に対する伝達であるときは、各課長・支所長は、課員に対して配備を指示する。

伝達系統図（勤務時間外）



(2) 勤務時間外において所定の場所に参集できない職員の対処

状 況	対 処
災害の状況（道路の閉塞、通行状況やバス、鉄道の運休等）により、所定の参集ができない場合	最寄の市の施設（本庁、支所）に参集し、所属長の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に従って災害応急対策を実施する。
災害の状況（道路の閉塞、通行状況やバス、鉄道の運休等）又は本人若しくは家族の負傷等、その他やむを得ない事情により、いずれの施設にも参集できない場合	何らかの手段をもって、その旨を所属長又は最寄の市の施設へ連絡する。

(3) 配備に対する職員の心構え

ア 災害に備えて、あらかじめ職員の配備体制及び自己の任務の習熟に努めること。

イ テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、緊急速報メール、高知県防災アプリ、防災行政無線放送等により、防災気象情報、避難情報、配備体制等の把握に努めること。

ウ 職員の配備基準に該当する場合において、配備の伝達・指示がないときは、自らが課長に連絡をとり、配備の指示を受けること。また、連絡がとれない場合には、自らの判断で参集し、災害応急対策を実施すること。

(4) 職員の配置

災害対策本部が設置されたときは、直ちに災害対策本部会議を開催し、職員の参集状況に応じた職員の配置（人事異動）を協議する。その際、次に掲げる事項に配慮する。

【職員配置を行う上での配慮事項】

- 災害に対処できる配置であること
- 災害対応の長期化に備え、職員の交代勤務などの措置が考慮されていること
- 警戒体制から非常体制へ、非常体制から緊急非常体制へ円滑に移行することができること
- 総務部総務班を通して、他部への応援の要請、派遣を行うこと

3 労働力の確保

災害応急対策を実施するに当たって、市職員の動員のみでは労力的に不足する場合、次のとおり労働力を確保する。

(1) 従事協力命令

市長は、災害応急対策実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、住民等の従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

対 象 事 業	区 分	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	市長	災害対策基本法第65条第1項
		警察官	災害対策基本法第65条第2項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	県知事	災害救助法第7, 8条
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	県知事 (市長)	災害対策基本法第71条
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官	警察官職務執行法第4条
水 防 作 業	従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条
消 防 作 業	従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項

ア 従事命令等の執行

- (ア) 従事命令等の執行に際しては、必要最小限とする。
- (イ) 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付する。

イ 損害賠償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事し、そのことによって死亡あるいは負傷し、若しくは疾病等にかかった人又は遺族に対する補償は、次の法律に基づき行う。

- (ア) 災害対策基本法第84条
- (イ) 消防法第36条の3
- (ウ) 災害救助法第18条
- (エ) 水防法第45条
- (オ) 警察官の職務に協力援助した人の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）

第2節 災害情報の収集・伝達

1 気象警報等の収集・伝達

市及びその他の防災関係機関は、高知地方気象台等から発表される気象警報等をあらかじめ定めた伝達システムで関係機関及び住民に伝達、周知を図る。

(1) 気象警報等

ア 気象警報等の発表

高知地方気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合には、気象警報等を発表して注意を喚起し、警戒を促す。

イ 警報等の種類と発表基準

(ア) 注意報

県内のいずれかの地域において災害が発生するおそれがある場合に発表される。

(イ) 警報

県内のいずれかの地域において重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。

(ウ) 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合等に注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、高波に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報等がある。

ウ 土砂災害警戒情報の発表

高知地方気象台は、県土木部防災砂防課と連携して土砂災害のおそれがある場合に土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 気象警報等の伝達

ア 高知地方気象台から通報を受けた県は、総合防災情報システムの電話、FAXにより、速やかに市に伝達する。

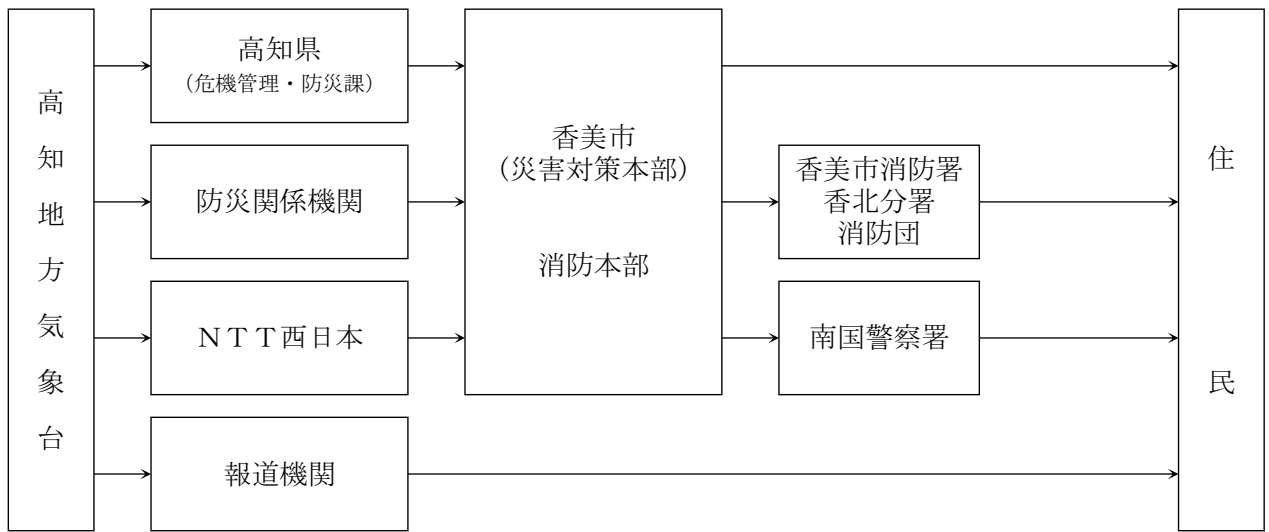
イ 市には、防災情報マルチネットワークシステムにより、自動的に配信されることになっている。

ウ 本部内及び関係機関等への伝達

本部内及び関係機関等への伝達は、本章第1節「応急活動体制」の配備体制等の伝達に準じて行う。

エ 市は、市防災行政無線、広報車等を利用し、住民に対して警報等を伝達する。また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮する。

伝達系統図



(3) 気象情報に関する説明会

高知地方気象台は、台風、大雨等により災害の発生が予想される場合、気象情報に関する説明会を開催する。

(4) 火災気象通報

ア 火災気象通報の通報と伝達

(ア) 高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報する。

強風・乾燥注意報と同一基準。

(イ) 県は、火災気象通報を市（消防本部）に伝達する。

イ 火災警報の発令

市（消防本部）は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令することができる。

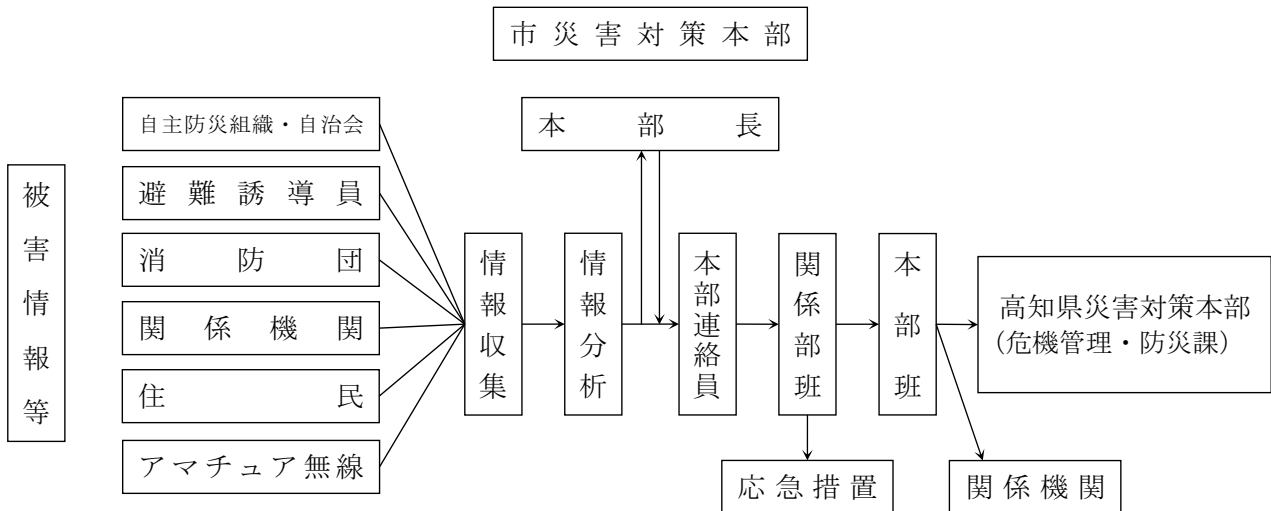
- ◇県から火災気象通報を受けた場合
- ◇火災の予防上危険であると認めた場合

2 被害情報等の収集・伝達

市及びその他の防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害情報を早期に収集して被害規模を把握する。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関等に伝達する。

(1) 情報の収集・伝達

市は、次の活動により被災地や被害規模等の把握に努める。



(2) 被害状況の報告

ア 県への報告

(ア) 市は、イの状況について、県に報告を行う。

(イ) 市は、通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行う。この場合、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。

(ウ) 市の報告は、高知県総合防災情報システムを優先利用する。

イ 必要な情報の種類

(ア) 災害の概況

- a 発生場所
- b 発生日時
- c 災害種別

(イ) 被害の状況

- a 人的被害、住居被害等
- b ライフラインの被害状況

(ウ) 応急対策の状況

- a 応援の必要性
- b 災害対策本部の設置及び解散
- c 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- d 避難情報の発令の状況
- e 指定避難所の設置状況（自主避難の状況を含む。）
- f 実施した応急対策

(エ) その他必要な事項

ウ 報告の区分

(ア) 即報

報告すべき災害等を覚知したときは、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告する。

(イ) 確定報告

応急対策を終了した後20日以内に消防庁へ報告する。

エ 報告の取扱い

(ア) 被害状況等の報告は次の取扱要領等に基づいて行い、2つの報告は一体的に取り扱う。

a 災害報告取扱要領

b 火災・災害等即報要領

(イ) 報告すべき災害の範囲

a 災害救助法の適用基準に合致するもの

b 市が災害対策本部を設置したもの

c 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

d 災害による被害が当初は軽微であっても、今後a～cの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの

e 地震が発生し、市の区域内で震度4以上を記録したもの

f その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

消防庁の連絡先

平日（9：30～17：45）

◇消防庁窓口：消防庁応急対策室

◇N T T回線：03-5253-7527（電 話）

N T T回線：03-5253-7537（F A X）

◇地域衛星通信ネットワーク：TN-048-500-7527（電 話）

地域衛星通信ネットワーク：TN-048-500-7537（F A X）

夜間（上記以外）

◇消防庁窓口：宿直室

◇N T T回線：03-5253-7777（電 話）

N T T回線：03-5253-7553（F A X）

◇地域衛星通信ネットワーク：TN-048-500-7782（電 話）

地域衛星通信ネットワーク：TN-048-500-7789（F A X）

高知県危機管理部危機管理・防災課

区 分		番 号
N T T 回 線	T E L	088-823-9320
	F A X	088-823-9253
県 防 災 行 政 無 線 地 上 系	T E L	県防-8001-9320
	F A X	県防-8001-9253

(3) 異常現象発見時の通報

ア 災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく市、消防署、警察署に通報する。

(ア) 水害（河川、ため池、道路等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、道路冠水等

(イ) 土砂災害・山地災害（山地、河川、ため池、道路等）

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下等

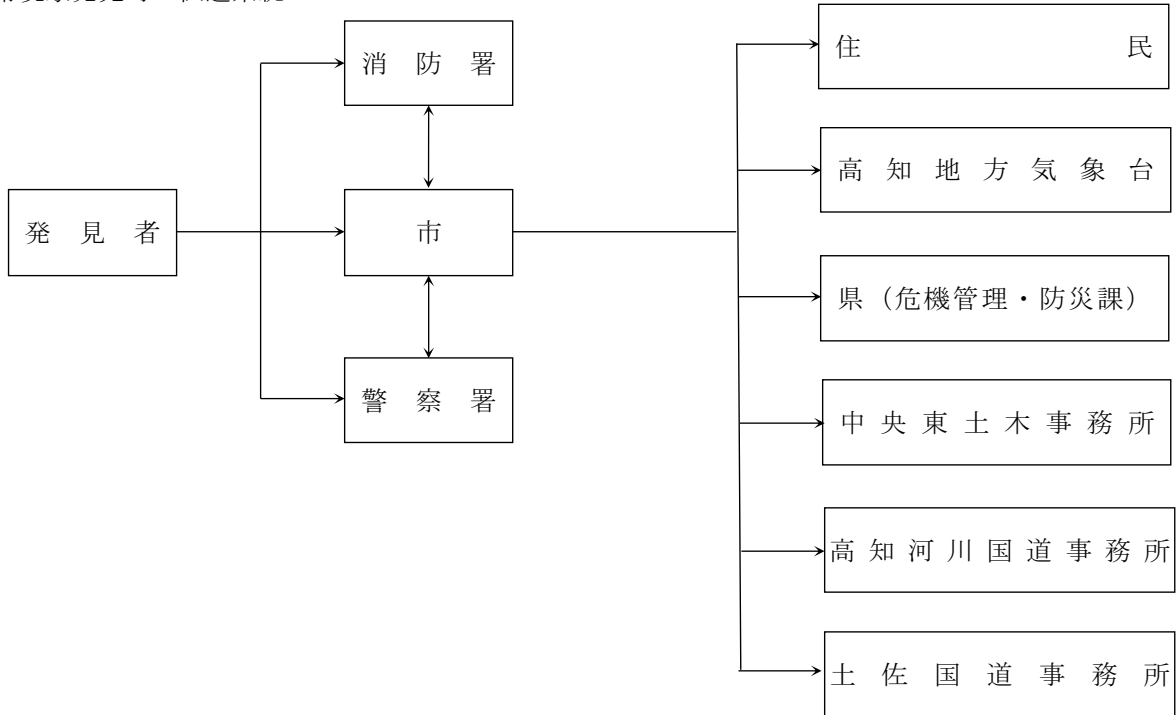
(ウ) 異常気象現象

竜巻等の異常な気象現象等

イ 通報を受けた者は、県、気象台、その他所定の箇所に通報する。

ウ 市は、必要に応じ関係機関と連携して住民への周知徹底を図る。

異常現象発見時の伝達系統



第3節 災害広報

災害発生前から生活再建時期までに災害関連情報を住民に迅速かつ的確に伝達するため、報道機関との連携、広報紙の発行等、効率的な広報活動を実施する。

1 広報活動

(1) 広報体制

ア 防災関係機関との連携

災害対策本部は、防災関係機関と連携して、浸水・土砂災害等に係る避難情報、住民の身体・財産に係る緊急広報を実施する。

イ 災害対策本部に対する情報提供

各部は、定期的に災害対策本部に対して、災害情報、生活関連情報等を報告する。

ウ 各部に対する情報提供

本部班は、報告を受けた情報を整理し報道機関に対する災害報道発表資料を作成するとともに、各部への情報提供を行い情報の共有化を図る。

エ 報道機関、各部に対する情報提供

広報広聴班は、報道機関への情報提供、会場及び発表時間等の調整その他報道対応全般に関することを実施する。

(2) 広報内容

災害時に住民の求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化していくことから、概ね次の区分により迅速かつ的確な広報を行う。

時期	広報の内容	主な実施機関・市担当班
初 動 活 動 期	気象・地震関連の情報	本部班
	要配慮者等対策	福祉班・避難所対応班・医療救護班・広報広聴班
	安否情報 ※	市民班
	避難誘導、避難情報	警察署・消防署・消防団・福祉班
	指定避難所の開設・運営	避難所対応班・学校教育班・生涯学習班・市民生活班
応 急 活 動 期	被害状況や危険箇所の情報	土木班・農政班・林政班・広報広聴班・消防署・消防団・警察署・上下水道部
	巡回救護の実施	医療救護班
	心のケア	医療救護班
	緊急輸送道路及び交通規制	広報広聴班・土木班・警察署
	上水道の応急・復旧対策	上水道班
	下水道の応急・復旧対策	下水道班
	飲料水・生活用水の供給	上水道班・管財班
	食料の供給	管財班・福祉班・避難所対応班・市民生活班
	生活必需品の供給	管財班・福祉班・避難所対応班・市民生活班
	感染症予防・防疫・衛生	医療救護班・環境対策班・保健所
生活ごみの処理	環境対策班・保健所	

建築物の修理・解体・応急仮設住宅の募集	土木班・福祉班・広報広聴班
---------------------	---------------

※ 災害による死者、行方不明者、安否不明の情報については、高知県の「災害時における人的被害情報の公表基準」及び香美市個人情報保護条例（平成18年香美市条例第14号）に基づき判断する。なお、安否情報の照会については、内閣府による通知に基づき別途定めるものとする。

(3) 広報の方法

ア 報道機関との連携

災害発生直後は、主に報道関係機関と連携し、迅速な広報に努める。

イ 報道機関に対する情報提供

収集した災害情報や市の対策の重要事項を報道機関に発表し、情報提供に努めるとともに、迅速、的確な報道について協力を得る。

ウ 広報車、防災行政無線による広報

災害の状況に応じて、必要地域へ防災行政無線や消防無線による広報を行うとともに、広報車による広報を実施し、特に必要が認められる地域に対しては、職員の派遣や通信手段を確保する。

エ 広報紙等による広報

複雑な情報を被災者に的確に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し配布する。

オ 通信メディアによる広報

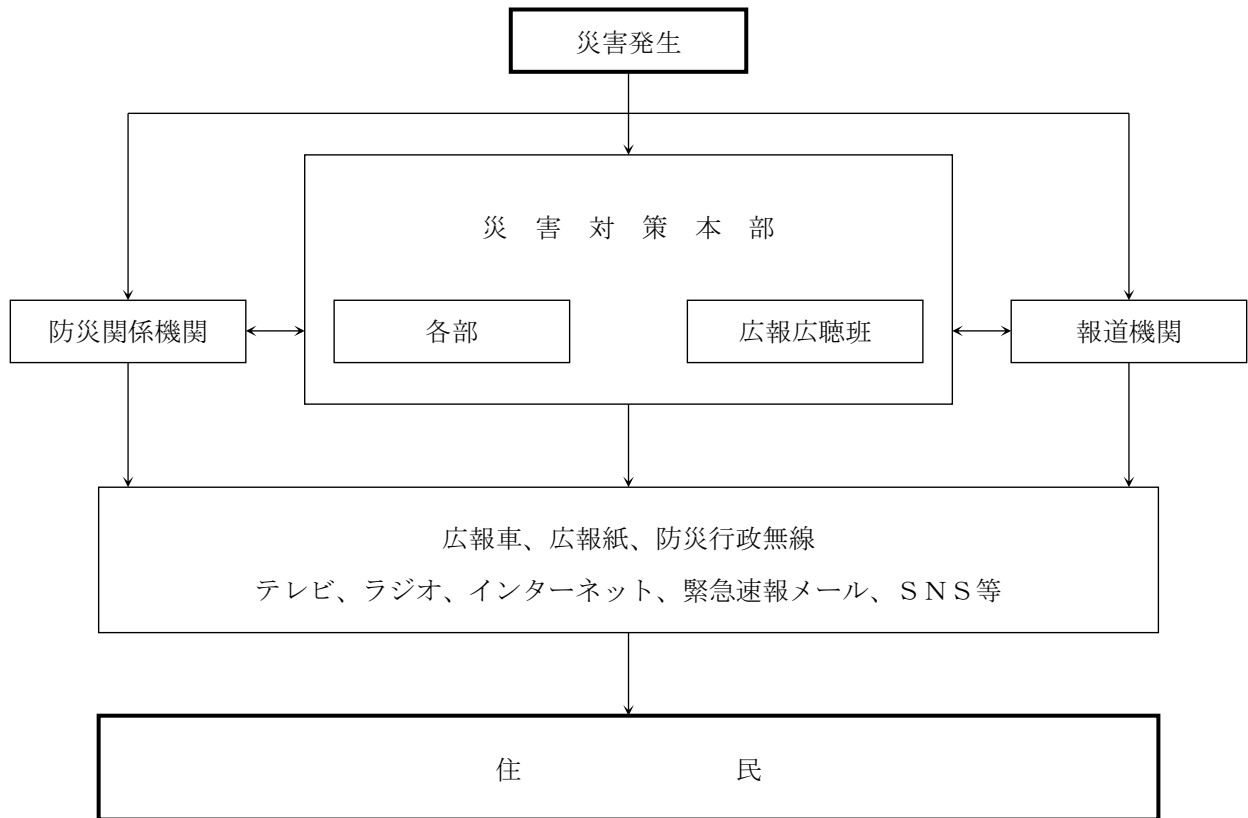
FAX、インターネット、緊急速報メール等の通信メディアによる情報伝達を可能な限り実施し、住民への広報を補完する。

カ 要配慮者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動が取りにくい高齢者、障害者及び外国人等に対応する広報については、各種ボランティア団体等と連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施する。

キ 窓口での広報

必要に応じて住民からの問い合わせに対応するための窓口を設置して広報を行う。なお、窓口の設置は、下記「3 広聴活動」における相談窓口に準じて行う。



2 被災者に対する情報伝達

要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅（みなし仮設）への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行う。また、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体で情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるように努める。

3 広聴活動

災害時における被災者からの相談、要望、照会等や全国各地からの問い合わせ等に対応するため、速やかに広聴体制の確立を図るとともに、国、県等防災関係機関及び関係する各部との連携を密にしながら広聴相談活動を実施する。

(1) 相談窓口の設置

災害の状況により必要と認めるときは、被災者からの相談・要望を受けるため、市役所内に被災者総合相談窓口を開設するとともに、支援情報を住民に提供する。

(2) 巡回相談の実施

災害の状況により必要と認めるときは、巡回相談（地区集会所、指定避難所等）を実施する。

(3) 相談窓口開設の周知

相談窓口を開設したときは、開設の周知を積極的に行う。

第4節 応援要請

大規模災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して市やその他の防災関係機関単独では対応できない場合は、国の機関、県、他の市町村及び民間等の協力を得て災害対策を行う。この際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、健康管理やマスク着用等を徹底するとともに、適切な空間の確保に配慮する。

1 国の機関への応援要請

(1) 国土交通省への応援要請

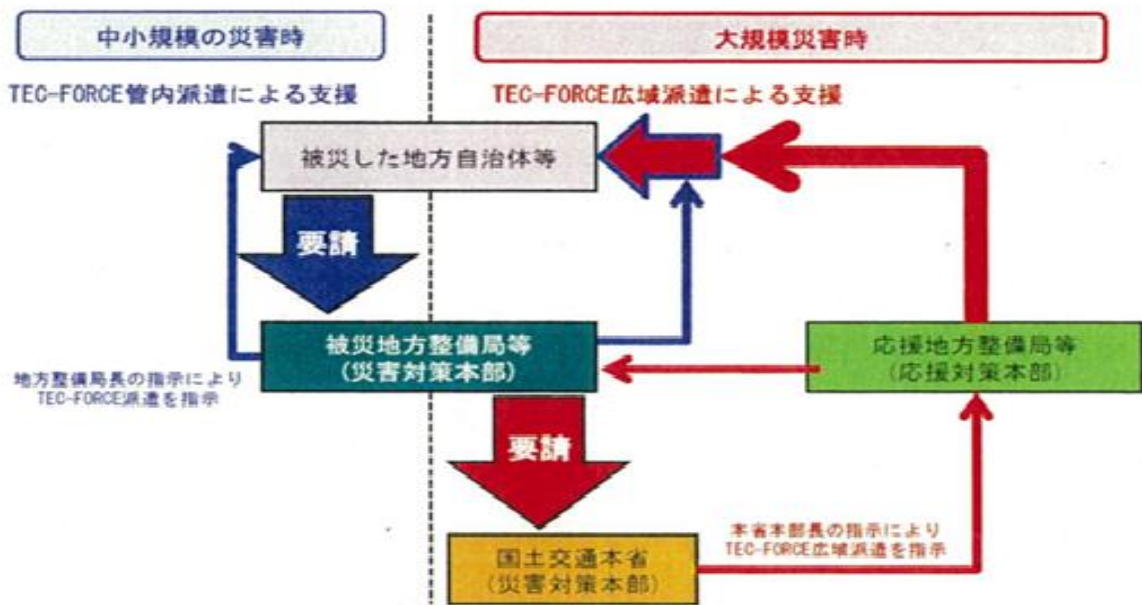
市長は、災害に際し、市職員の動員だけでは、人命または財産を保護するための応急対策の実施が不可能または困難であると認められる場合に派遣要請を行う。

応援要請又は職員の派遣要請は、応援の内容等を明らかにしたうえで文書にて行うが、緊急の場合は、電話で要請し、後日文書を送付する。

要請先	四国地方整備局（高知河川国道事務所）
要請方法	文書（緊急の場合は電話で行い、事後文書送付）
応援の要請	派遣を必要とする理由
	希望する派遣区域および活動内容
	要請責任者の職氏名
	災害派遣時における特殊携行装備または作業種類
	派遣地への最適経路
	連絡場所および現場責任者氏名ならびに標識または誘導地点およびその標示

※ 国土交通省独自の判断によりTEC-FORCE（リエゾンを含む。）が派遣される場合がある。

<派遣および撤収要請手続き経路図>



※災害状況から判断し、要請を持たずに派遣する場合があります。

2 自治体への応援要請

(1) 県、他の市町村への応援要請

ア 県への応援要請

市長は、必要と認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、県知事に対し応援の要請を行う。

応援要請又は職員の派遣要請は、応援の内容等を明らかにしたうえで文書にて行うが、緊急の場合は、電話、県防災行政無線で要請し、後日文書を送付する。

要請先	県知事（危機管理・防災課）
要請方法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
応援の要請	災害の状況
	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
	応援を必要とする職員の職種別人員数
	応援を必要とする場所及び期間
	その他職員の応援について必要な事項

イ 他の市町村への応援要請

市長は、必要と認めるときは、災害対策基本法第67条及び「高知県内市町村災害時相互応援協定」に基づき、協定市町村に対し、応援の要請を行う。

要請先	協定市町村
要請方法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
応援の要請	災害の状況
	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
	応援を必要とする職員の職種別人員数
	応援を必要とする場所及び期間
	その他職員の応援について必要な事項
応援の種類	食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
	救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
	被災者を一時収容するための施設の提供
	被災児童、生徒等の一時受入れ
	物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
	特に要請があった事項

(2) 職員の派遣要請

ア 職員の派遣要請

市長は、必要と認めるときは、災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条に基づき、県知事に対し、他の市町村、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方公共機関の職員派遣の斡旋を求める。

要 請 先	指定地方行政機関の長、指定公共機関等、県知事（危機管理・防災課）
要 請 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
職員の派遣 要請・あつせん	派遣・幹旋を要請する理由
	派遣・幹旋を要請する職員の職種別人員数
	派遣を必要とする期間
	派遣される職員の給与その他勤務条件
	その他必要な事項

イ 派遣職員の給与等経費負担

他市町村等から派遣された職員の給与等経費負担は、災害対策基本法施行令第18条の規定に基づき行う。

3 消防における相互応援協力

(1) 県内消防本部の応援

ア 消防・救急相互応援協定による応援要請

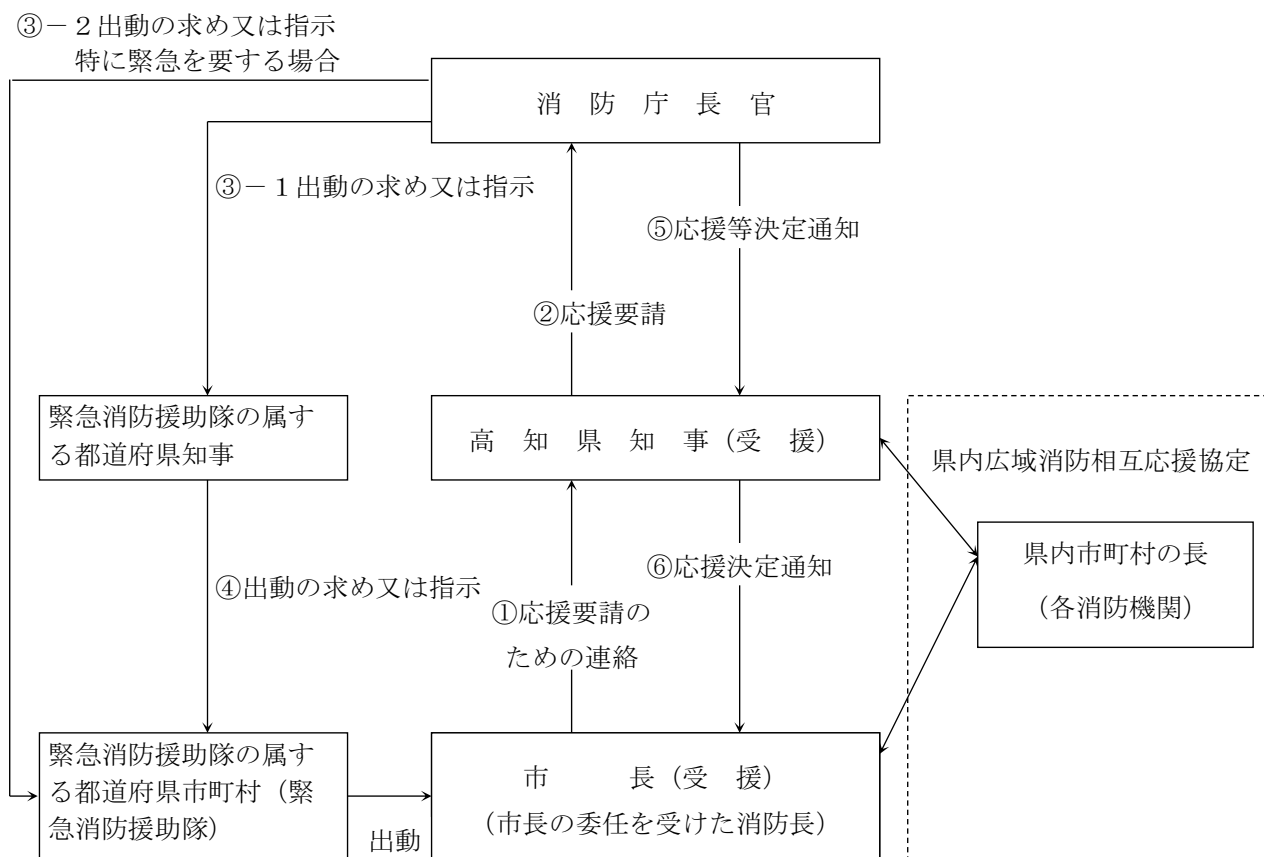
市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ相互応援協定に基づき、他の消防機関に対し応援要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊による応援

ア 応援要請

- (ア) 市長は、被害が甚大で、市の消防力では対応が困難と判断される場合は、速やかに県知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。
- (イ) 県知事は、依頼又は自らの判断により消防庁長官に要請を行う。
- (ウ) 県知事は、消防庁長官から応援等決定の通知を受けたときは、速やかに市長（市長の委託を受けた消防長）に通知する。

緊急消防援助隊応援要請系統図

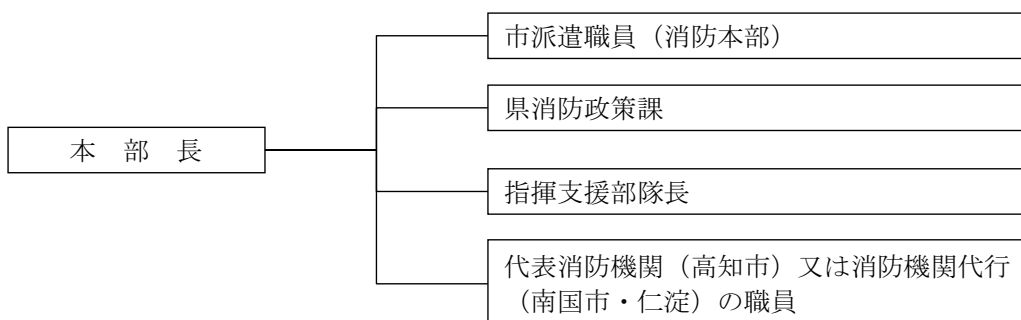


〔消防組織法（昭和22年法律第226号）の根拠条項〕

①②		第44条第1項
③-1	求めによる場合 指示による場合	第44条第1、2項 第44条第5項
③-2	求めによる場合 指示による場合	第44条第4項 第44条第5項
④	求めによる場合 指示による場合	第44条第3項 第44条第6項

イ 消防応援活動調整本部の編成・組織

県知事は調整本部を設置する。（被災地が2つ以上ある場合、又は知事が必要と認めるとき）



ウ 消防応援活動調整本部の業務

- (ア) 被災状況、高知県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理
- (イ) 被災地消防本部、消防団、高知県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整
- (ウ) 緊急消防援助隊の部隊移動
- (エ) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整
- (オ) 高知県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制
- (カ) 高知県災害対策本部との連絡調整
- (キ) 高知県災害医療対策本部との連絡調整
- (ク) その他必要事項

エ 指揮本部の設置及びその事務（被災地消防本部）

- (ア) 被害状況の収集
- (イ) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録
- (ウ) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施
- (エ) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項

オ 経費負担

- (ア) 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱
- (イ) 一般財団法人全国市町村振興協会 消防広域応援交付金交付規程

カ 受援体制の整備

4 その他協力要請

各担当班は、次のとおり協力要請を行う。

各部において協定先の協力が必要な場合は、各要請先の担当班を通して依頼する。

要 請 先	要 請 項 目	担 当 班
郵便局	情報収集	本部班
医師会	医療救護	医療救護班
高知県薬剤師会	医薬品等の提供及び薬剤師の要請	医療救護班
トラック協会	自動車による物資等の輸送	管財班
LPガス協会	LPガス、容器並びに燃焼器具の供給	管財班
スーパー等	食料、生活必需品等の調達	管財班
J A高知県	穀類、野菜類の提供 協力農地の使用	管財班
高知県建設業協会	災害応急復旧、災害廃棄物の除去及び搬送 資機材及び物資輸送	土木班 上下水道班 管財班 環境対策班
香美市上水道工事 事業者	上水道の復旧工事	上下水道班（上水道班）
香美市下水道工事 事業者	下水道の復旧工事	上下水道班（下水道班）
香長地区電気工事 業協同組合	電気の復旧工事	本部班

5 要請先の受入れ

(1) 国土交通省職員（TEC-FORCE（リエゾンを含む。）の受け入れ

受け入れ担当	市災害対策本部 本部班（総合調整も含む。）
市災害対策本部会議への参加	連絡所を香美市役所本庁舎3階に設置する市災害対策本部内に設ける。また、必要に応じて、市災害対策本部への参加を要請する。
ヘリポートの確保	「第1編第3章第13節緊急輸送」に基づく。
作業実施機関期間中の現場責任者の設定	作業実施機関期間中は、応援を受ける各担当部長が責任者をおき、TEC-FORCE（リエゾンを含む。）現地責任者と協議し、作業の推進を図る。
派遣部隊の作業に必要な資機材の準備	派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。
派遣部隊の宿泊または設営適地の準備	「香美市応急期機能配置計画」に基づく。

<経費の負担>

TEC-FORCE（リエゾンを含む。）の活動に係る人件費、宿泊費、通信費、光熱水費、事務経費、部隊装備品費は負担しない。特殊車両の活動に係る経費（機械損料を除く）や、資機材も含めた緊急的な土木工事に係る経費を負担することとする。ただし、権限代行や災害事案によっては、経費の負担を求めない場合がある。

(2) 応援職員の受入れ

応援職員（応援要請により派遣される県職員、協定市町村職員又は他市町村職員をいう。）の派遣が確定したときは、「香美市受援計画（人的支援の受け入れ編）」（令和4年3月）に従い各担当班は応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる等、受入れ準備を行う。

(3) その他協力要請先の受入れ

その他協力要請した場合の受入れについては、要請した各担当班で対応する。

応援部隊の食料等については、各担当班で必要人数を把握し、管財班がとりまとめ、確保する。

(4) 撤収要請

市長は、災害対策の状況を把握のうえ、派遣職員の撤収要請を行う。

第5節 自衛隊派遣要請

市長は、大規模災害による被害が拡大し、人命又は財産の保護のため自衛隊による応急措置が必要と認めるとき、災害対策基本法第68条の2に基づき、県知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

1 災害派遣要請

(1) 要請基準

激甚な被害が発生し、次に掲げる応急対策が不可能であると市長が認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

- ア 人命救助
- イ 消防、水防
- ウ 救援物資の輸送
- エ 道路の障害物除去
- オ 応急の医療、防疫、給食、給水、入浴支援、通信支援
- カ 緊急な公共施設の応急復旧

(2) 要請手続き

次の事項を記載した自衛隊災害派遣要請依頼書を県知事に提出し、派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 派遣要請依頼日時
- イ 災害状況及び派遣依頼理由
- ウ 派遣期間
- エ 派遣区域
- オ 現地連絡員
- カ 派遣活動内容
- キ その他必要事項

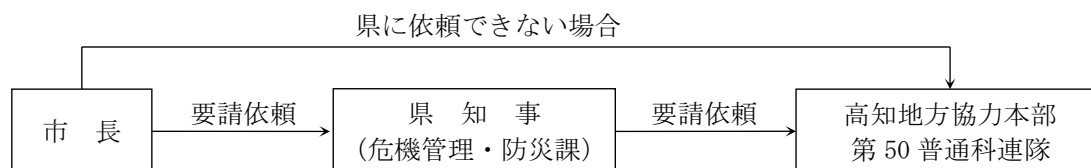
(3) 災害派遣要請の依頼ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し県知事に依頼する時間がないとき、又は通信の途絶等により県知事への依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を、指定部隊等の長に対し直接通知することができる。この場合、県知事に連絡が取れ次第、速やかにその旨の報告を行う。

(4) 派遣要請窓口

機 関 名	電 話 番 号	
	県防災行政無線	一般加入電話
高知県危機管理部危機管理・防災課 (危機管理・防災担当)	77-8001-9320 77-8001-9253 (F A X)	088-823-9320 088-823-9253 (F A X)
自衛隊高知地方協力本部	—	088-822-6128
第50普通科連隊(高知駐屯地)	77-941-60(第3科)	0887-56-3471(代表)

要請系統図



(5) 自主派遣

自衛隊は、大規模な地震等（震度5強以上）の災害が発生した場合、関係機関への情報提供を目的とした情報収集のための部隊等の派遣や通信途絶により県との連絡が、不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣できる。

自主派遣の基準は次のとおり。

- ア 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
- イ 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき
- ウ 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき
- エ その他上記に準じ、県知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

2 災害派遣部隊の活動内容

項 目	活 動 内 容
被害の状況把握	車両、航空機等により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難情報が発令され、避難や立ち退き等が行われる必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
交通規制	警察官が現場にいない場合、自衛隊車両の円滑な通行を確保するため、交通規制を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者の応急医療、救護及び防疫、病虫防除の支援を行う。
通信支援	災害派遣任務の達成に支障を来さない限度における通信支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸与及び譲与	被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
危険物の除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 派遣部隊の受入体制

(1) 派遣部隊との連絡

派遣部隊の任務等については、直接派遣部隊に申入れを行わず、県を通じて行う。

市長は、必要に応じて自衛隊に対し災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡員の派遣を要請する。

(2) 宿営施設

派遣部隊の宿営には、活動が必要な地区の学校、公民館等の公共建物を提供する。

(3) 派遣部隊指揮所の設置

自衛隊の災害派遣業務を調整し災害応急体制を確立するため、市役所内又は災害対策本部設置施設内に派遣部隊の指揮所を設置する。

(4) 派遣部隊の誘導

派遣部隊が応急対策に従事している間、関係各部署は、被災地域内における誘導並びに災害対策本部との連絡に当たるため、必要な職員を派遣部隊と共に行動させる。

(5) 応援作業

関係各部署は、必要に応じて災害派遣部隊の作業に応援するため、関係機関及び地元関係者と協議し、応援作業計画を立て、派遣部隊との連絡を取り作業を実施する。

4 経費の負担

(1) 市の負担

自衛隊の救援活動に要した下記の費用は、原則として派遣を受けた市が負担する。また、本市以外の他の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して決定する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費・燃料費（自衛隊装備品に係るものを除く。）、水道料、電話、通信費等

ウ 派遣部隊が活動するために必要な資材、機材等の購入、借上げ、修理費

エ 派遣部隊が救援活動に伴い発生した損害の補償（自衛隊装備品以外）

オ その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分について疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(2) 自衛隊の負担

ア 使用資機材の準備及び経費の負担区分

自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担する。

イ 災害救助のための無償貸与及び譲渡

(ア) 無償貸与

a 自衛隊は、期限を定め応急復旧に特に必要な物品を貸し付けることができる。

b 期限は次のとおりである。

- ・ 災害救助法による救助を受けられるまでの期間
- ・ 災害救助のため必要な期間（3か月以内）

(イ) 譲渡

自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品等、救援物資を譲渡することができる。

5 派遣部隊の撤収要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、県知事や派遣部隊と協議を行い、速やかに県知事に対し自衛隊の撤収を依頼する。

〈撤収依頼事項〉

- (1) 撤収日時
- (2) 派遣部隊名
- (3) 事故の有無
- (4) 派遣人員、機材及び従事作業内容
- (5) その他

6 災害対策基本法に基づく自衛官の権限

災害派遣を命じられた派遣部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において市職員、警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止並びに退去命令
- (2) 他人の土地、建物等の一時使用
- (3) 現場の被災工作物等の除去
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

第6節 災害救助法の適用

大規模災害が発生し、被災者が応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を要請するための所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施し、被災者の生活の保護と社会の秩序の保全を図る。

1 災害救助法の適用

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当の見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする理由
- (5) 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

2 救助の実施

- (1) 災害救助法の適用を受けたときは、県知事が救助を実施し、県知事からの権限の一部を委託されたときは、県知事の補助機関として市長が救助を実施する。その場合、県知事は事務の内容及び期間を市長に通知する。
- (2) 災害の事態が急迫して、県知事による救助を待ついとまがないときは、市長がその状況を直ちに県知事に報告し、その指示により災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

3 災害救助法による救助

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は「救助の種類及び基準」によるが、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

第7節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民等の生命・身体の安全を図るため、指定緊急避難場所の開放、指定避難所の開設等の適切な避難対策活動が必要である。

指定避難所の運営については、避難者の把握、生活物資の供給、良好な衛生状態の確保、要配慮者への対応等の対策が必要であるとともに、特定の指定避難所への避難者の集中により収容人数を超えることを防ぐため、混雑状況に留意し、周知等を行うことも重要である。

1 主な避難対策活動

指定緊急避難場所の開放	指定緊急避難場所の開放	市、施設管理者
避難誘導	避難情報の発令、警戒区域の設定等の実施	市、警察署、消防署、消防団
	避難誘導	警察署、消防署、消防団、福祉班、農政班、林政班、地域振興班
指定避難所の開設・運営・廃止	指定避難所の開設・避難者の受入れ	福祉班、避難所対応班、学校教育班、生涯学習班、市民生活班
	指定避難所の運営	福祉班、避難所対応班、学校教育班、生涯学習班、市民生活班
	避難者への配慮	福祉班、避難所対応班、学校教育班、生涯学習班、市民生活班
	指定避難所の統合・廃止	福祉班、避難所対応班、学校教育班、生涯学習班、市民生活班
飼育動物対策	飼育動物対策	避難所対応班、中央東福祉保健所

2 避難先の確保等

(1) 指定緊急避難場所の開放

ア 「警戒レベル4 避難指示」等が発令された場合には、指定緊急避難場所を開放する。その際、この場合における避難行動は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とされていること、また、避難時の周囲の状況等により、これらの場所への避難がかえって危険を伴う場合は、緊急安全確保を行うべきであることに留意する。

イ 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

ウ 指定緊急避難場所の開放は、職員又は施設管理者が行うものとし、開放する職員の選定に当たっては、開放をした指定緊急避難場所を指定避難所として開設することも想定されることに留意する。

(2) 指定避難所・福祉避難所の開設

ア 災害時には、必要に応じて指定避難所を開設し、または、要配慮者のため福祉避難所を開設する。

イ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努める。

ウ 指定避難所を開設する場合には、あらかじめ安全性を確認するものとし、開設したときは、住民等に対し周知徹底を図る。

(3) 緊急を要する場合の避難

ア 危険の切迫又は被災により避難する住民は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、前もって災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は防災対策課）へ避難先、避難予定人数を連絡する。その際、避難先として近隣の指定緊急避難場所又は指定避難所を確保する。

イ 危険の切迫による避難の際は、できる限り地域住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全と避難の補助を心がける。さらに、流水の中を避難しなければならない等の状況によっては、自宅の2階以上の場所に避難していた方が安全である場合があるため、住民各自の判断が必要であることに留意する。

ウ 住民が避難をするに当たっては、避難所対応班、学校教育班、福祉班は直ちに自主防災組織及び自治会等と連携を図り、避難行動の支援や指定避難所開設等を本部に要請する。

3 避難情報の発令・警戒区域の設定等の実施

(1) 避難情報の発令

市は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該地区の住民に対し、避難情報の発令を行う。なお、市長が避難指示の発令等を行えない場合、県知事がこれを代行する。

また、災害対策本部において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行う等、適時適切な避難誘導に努める。

市は、避難情報を発令した場合には、当該地区の近くに指定避難所を開設し、避難者の誘導と受け入れを行う。

警戒レベル3 高齢者等避難	避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が危険な場所から避難するべき状況において発令する。
警戒レベル4 避難指示	災害が発生するおそれが高く、居住者等が危険な場所から避難するべき状況において発令する。
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が発生又は切迫し、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容するように発令する。ただし、必ず発令するものではない。

(2) 高齢者等への配慮

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第56条第2項	警戒レベル3 高齢者等避難

(3) 立退き避難の指示

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長 (水防管理者)	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	警戒レベル4避難指示
	洪水	水防法第29条	
県知事	災害全般	災害対策基本法第60条第6項	警戒レベル4避難指示 (市長ができない場合に代行)
県知事 その命を受けた職員	洪水	水防法第29条	
	地すべり	地すべり等防止法第25条	
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項	警戒レベル4避難指示 (市長が立退き避難の指示をするいとまがないと認めるとき、又は市長から要求があったとき)
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき

(4) 緊急安全確保措置の指示

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条第3項	警戒レベル5緊急安全確保
県知事	災害全般	災害対策基本法第60条第6項	警戒レベル5緊急安全確保 (市長ができない場合に代行)
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項	警戒レベル5緊急安全確保 (市長が緊急安全確保措置の指示をするいとまがないと認めるとき、又は市長から要求があったとき)

(5) 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには、立退き避難が最も望ましいが、洪水等に対しては、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること（屋内安全確保）が可能な場合があり、そのような場合には、この行動を居住者等が自らの確認・判断でとり得る。ただし、土砂災害に対しては、立退き避難が原則である。

(6) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民等の生命を守るため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該地域への立入制限・禁止、又は当該地域からの退去を命じる。

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	
水防団長、水防団員、 消防機関に属する者	洪水	水防法第21条	
消防長、消防署長、 消防吏員、消防団員	水害以外の 災害	消防法第23条の2 消防法第28条 消防法第36条第8項において準 用する消防法第28条	第23条の2：火災警戒区域 第28条：消防警戒区域 第36条：消防警戒区域とし て水災を除く他 の災害に準用
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条 第2項	市長（委託を受けた職員を含む） がその場にはいないとき又は市長 から要求があったとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条 第3項	市長（委任を受けた職員を含む）、 警察官がその場にはいないとき

(7) 避難情報・警戒区域の伝達

ア 伝達事項

避難情報を発令し、又は警戒区域を設定した場合には、市は当該地区の住民及びその他の者に対し、次の事項を通知する。なお、住民の積極的な避難行動につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文を工夫する。

- (ア) 発令者
- (イ) 避難情報の発令又は警戒区域の設定の理由
- (ウ) 避難の日時、避難先及び避難経路

イ 伝達方法

避難情報・警戒区域の伝達は、次の方法を用いて迅速に行う。

【本部班】

- 防災行政無線
- 登録制メール

【広報広聴班】

- テレビ・ラジオによる報道
- 緊急速報メール
- 香美市公式ホームページ・SNS
- 広報車

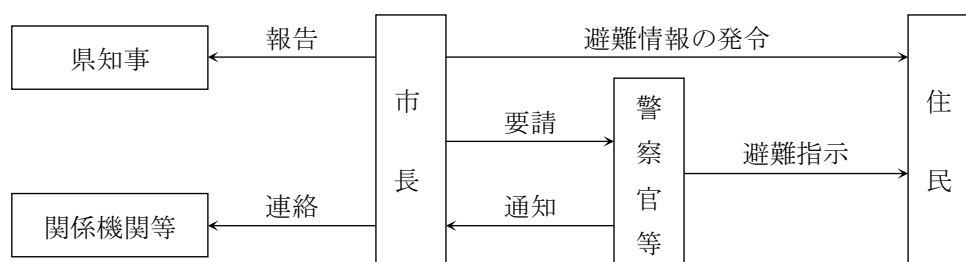
【警察官・消防吏員及び現地対応職員（建設部・産業振興部・消防団）】

- 警察官・消防吏員による戸別訪問（口頭）
- サイレン・警鐘

※ 現地対応職員（建設部・産業振興部・消防団）は、警察官及び消防吏員の対応補助に当たる。

(8) 避難情報・警戒区域に係る必要な措置

市長は、防災行政関係機関（市・警察署・消防署・消防団）に対して、必要な要請、連絡又は報告をする。



(9) 避難情報の解除

避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難誘導

(1) 危険地域における避難誘導

風水害時には、浸水等の被害を考慮して、指定避難所・指定緊急避難場所を選定し、避難誘導に努める。また、浸水又は浸水が拡大するおそれがある地域やがけ崩れや土石流のおそれがある地域から避難させる場合、又は指定避難所が危険となり他の施設等に再避難させる場合、避難誘導者は、自治会・自主防災組織単位等で集団避難を促し、避難行動要支援者及び乳幼児、外国人等に配慮して行う。

ア 警察官、消防吏員及び現地対応職員（建設部・産業振興部・消防団）

自主防災組織等の協力により住民等を危険地域から安全な地域へ避難誘導することに努める。

イ 施設の管理者

学校、幼稚園、保育園、事業者等その他多数の人が集まる場所における避難誘導を行う。

(2) 避難者への周知事項

避難誘導者は、避難誘導に際し住民に以下の事項の周知を図る。

ア 警戒区域と避難の要否

イ 非常持出品の携行

ウ 二次災害の防止

エ 避難の際のガス栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断

(3) 避難誘導の方法

避難誘導者は、次に示す事項に留意して誘導を行う。

ア 避難誘導

避難誘導に当たっては、自治会、自主防災組織単位等の集団避難を促し、「避難者への周知事項」に留意し周知を図る。

イ 経路の確認

状況が許す限り、指示者はあらかじめ経路の安全を確認する。

ウ 優先避難

避難行動要支援者、妊産婦、乳幼児を優先して避難を行う。

(4) 避難支援者の安全確保

消防団員等の支援者は、本人や支援者の家族等の生命、身体の安全を守ることが大前提になる。

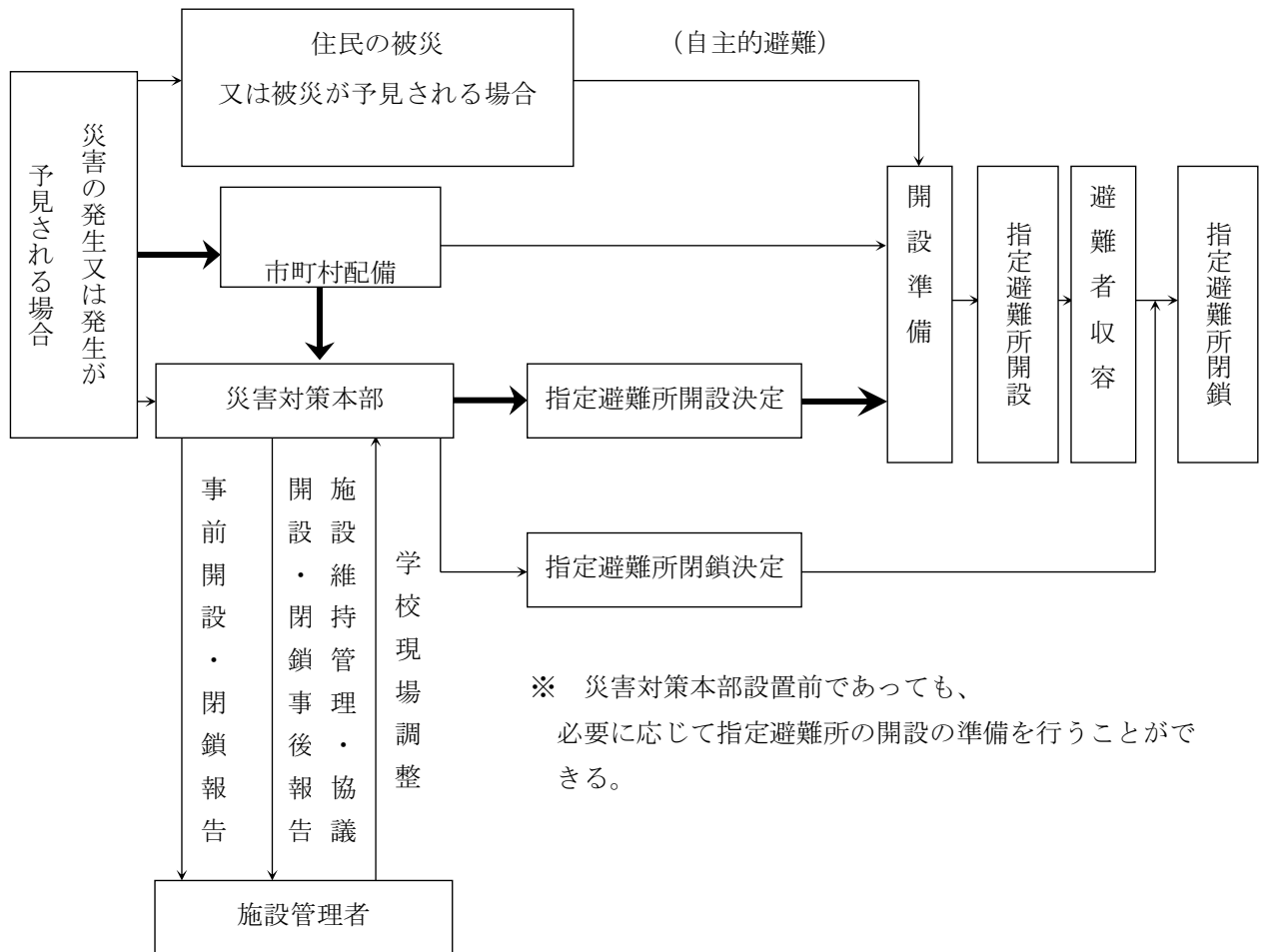
4 指定避難所の開設・避難者の受入れ

指定避難所の開設・受入れは、原則として、避難所毎に策定した「避難所運営マニュアル」に基づくものとし、避難所対応班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、市民生活班及び教育班が実施する。

(1) 開設の担当

- 開設は、避難所対応班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、市民生活班及び教育班が施設管理者の協力のもとに行う。
- 施設管理者がいない場合は、避難所対応班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、市民生活班及び教育班が対応する。
- 避難所対応班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、市民生活班及び教育班がいない場合は、施設管理者が開設する。
- 避難所対応班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、市民生活班及び教育班並びに施設管理者がいない場合は、避難所に集まった避難者が開設する。
- 開設に当たって学校教職員は、開設担当者に協力する。

(2) 開設の手順



開設担当者は、次の手順で避難所の開設を行う。また、福祉班は、避難所の中に、介護や医療相談を受けられることができる空間を確保する。

1	施設の安全確認	避難者数及び施設の周辺の被害状況等の確認
		施設が利用可能かどうか確認
2	施設の門の開錠	避難者の施設敷地内への誘導
3	避難者の受入れ準備	施設の開錠
		施設内の片付け
		収容スペースの確保・割当て
4	避難者の誘導・受入れ	収容スペースへの避難者の誘導
5	指定避難所内事務所の開設	

(3) 指定避難所内事務所の開設

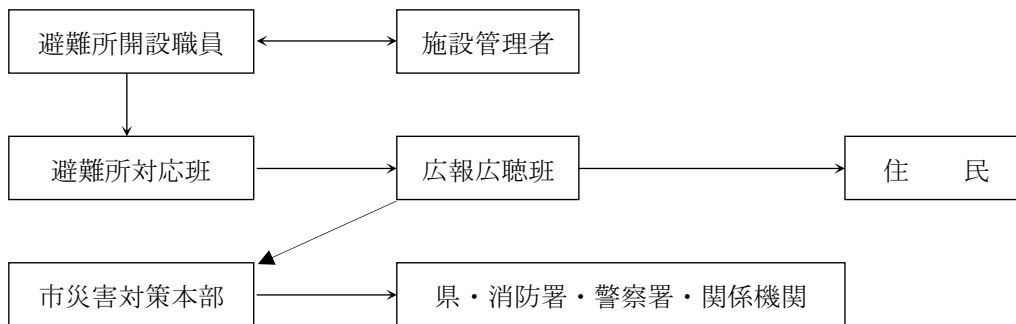
避難所責任者は、指定避難所内に事務所を開設し、看板を挙げて指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお、事務所には要員を常時配備し、避難者名簿を管理する。

(4) 指定避難所開設の報告

指定避難所を開設した者は、避難所対応班に電話、伝令等により、以下を報告する。

- ア 施設の被害状況及び開設日時
- イ 避難者数
- ウ その他必要事項

指定避難所開設の報告の流れ



(5) 避難者の受入れ

指定避難所では、市から派遣された職員、施設の職員、教職員が協力し、避難住民を受け入れる。

ア 受入れ場所

受入れ施設の場所については、施設の責任者と協議し、受け入れる箇所やその順序に従い受け入れる。

原則、徒歩による避難とする。自動車による避難については、策定された避難所運営マニュアルにおいて駐車スペースが確保されている避難所とする。

イ 居住区域の割り振り

指定避難所に収容する者は、被害を受け、又は受けるおそれがある者、来訪者、帰宅困難者とし、次のように居住区域を割り振る。

居住区域の割振り	できるだけ地域地区（自治会・自主防災組織等）ごとに設定
各居住区域	30人程度で編成し、代表者を選出
スペース指定の表示	床面に色テープ、掲示等わかりやすいもの

ウ 指定避難所の入居スペースの基準

指定避難所の入居スペースは、次のとおりとし、避難者数の状況に応じて、1人当たりのスペースの拡張等を適宜行う。

指定避難所の入居スペースの基準	居室 1人あたり2㎡ (新型コロナウイルス感染症対応時は4㎡)
-----------------	------------------------------------

エ 避難者の帰宅

避難の長期化に伴い、この基準での生活が困難となることが想定されることから、避難所責任者は、次の段階で避難者に帰宅を促す。

避難者に帰宅を促す段階	災害の危険性が去った段階
	交通機関等が復旧した段階
	住宅等応急危険度判定が修了した段階
	ライフラインが復旧した段階

(6) 指定避難所が不足・受入れ困難な場合

ア 野外受入れ施設の開設

指定避難所施設が不足する場合は、災害対策本部と調整し、一時的に被災者を受け入れる野外施設（テント、広場等）の開設を行う。

野外受入れ施設の受入れ期間は、新たな避難施設の開設又は応急仮設住宅が完成するまでの間とし、次の点に留意する。

- (ア) 野外受入れ施設の開設・運営・廃止については、指定避難所に準ずる。
- (イ) 開設エリアの衛生管理・火災防止等に配慮する。
- (ウ) 野外施設資材（テント等）が不足する場合、災害対策本部は県に調達を依頼する。
- (エ) 開設した場合、災害対策本部は、県及び関係機関にその旨を報告する。

イ 被災者の他の地区への移送（広域避難）

市長は、市内の避難所への受入れが困難なときは、他の市町村への移送を県知事に要請し、福祉班は各部と協力して被災者の移送を行う。

- (ア) 職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣し指定避難所の運営を行う。
- (イ) 移送時には、引率者を添乗させる。

5 指定避難所の運営

(1) 開設・運営の責任者・担当者

運営責任者	運営リーダー（大規模災害時）
運営担当者	避難所運営マニュアルに基づく（大規模災害時）
避難所の開設・運営	避難所対応班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、市民生活班及び教育班が実施する。その際、施設管理者、学校教職員等の協力のもと役割分担を定め、自治会、自主防災組織、ボランティア等により自主運営を目指す。

(2) 開設・運営の手順

1	避難者名簿の作成
2	居住区域ごとに代表者を選出
3	開設の報告
4	飲料水、生活用水、食料、生活必需品の請求、受取り、配給
5	運営状況の報告

ア 避難者名簿・台帳作成

指定避難所責任者（避難所対応班から選定された職員、自主防災会長等）は、指定避難所を開設した際、「避難者カード」を配り記入するよう指示する。「避難者台帳」は、集まった「避難者カード」をもとに作成し、保管するとともに避難所対応班へ報告する。

イ 運営状況の報告及び運営記録の作成

(ア) 運営状況の報告

指定避難所責任者は、指定避難所の運営状況について1日に1回避難所対応班へ報告する。

(イ) その他

食料、生活必需品等の請求や傷病人の発生等、特別の事情のあるときは必要に応じて報告する。

(3) 居住区域の代表者の選出と役割

指定避難所責任者は、居住区域ごとに代表者を選出するよう指示する。

選出された代表者は、代表者会議を開き、指定避難所を運営するために必要な役割分担及びルールづくりを行う。

(ア) 避難生活のルールづくり

(イ) 公的機関・指定避難所責任者から避難者への指示、伝達事項の周知

(ウ) 物資の配付活動等の補助

(エ) 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ

(オ) 防疫活動等への協力

(カ) 施設の保全管理

(4) 要配慮者の要望の把握と支援

指定避難所責任者は、指定避難所の運営にあたっては、乳幼児、高齢者、障害者等の要望を把握し、これらの者への情報提供に配慮する。

また、必要に応じて福祉避難所（要配慮者専用避難所）への移動を実施する。

(5) 指定避難所運営での配慮事項

ア 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性や男女のニーズの違い等、多様な視点に配慮した指定避難所の運営に努める。

- イ 集団的な避難生活が困難な要配慮者のために、指定避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、福祉班は状況によって福祉避難所等への移動を調整する。
- ウ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等への移動を避難者に促す。
- エ 避難生活に不足する物資を避難所対応班へ請求する。
- オ 指定避難所責任者等は、避難者の協力を得て、運営を図る。
- カ 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行う。
- キ 指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ク 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や指定避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切なレイアウト等の必要な措置を講じるように努める。
- ケ 性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院等との連携を図り、被害者への相談窓口情報の提供を行うように努める。

6 避難者への配慮

(1) 避難生活の長期化

市民生活部は避難生活の長期化に備え、仮設住宅が建設されるまでの1か月程度を目安として、次の対策を実施する。

	配 慮 す る 事 項
長期化対策	床敷マット、布団、間仕切り、入浴施設、冷暖房器具、洗濯機、仮設トイレ、テレビ・ラジオ、簡易台所、その他必要な設備・備品等
	報道機関等の取材立入制限
	防犯、被災者の精神安定
	衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ）

(2) 指定避難所以外で生活している避難者への配慮

- ア 指定避難所以外で生活している避難者（在宅避難者を含む）については、自治会、自主防災組織、消防団等がその状況及び要望等を把握し、福祉班に報告する。
- イ 福祉班は、状況に応じてその対応について検討する。
- ウ 特に自動車等の狭い場所で生活している避難者については、「エコノミークラス症候群」になる可能性もあるため、健康管理及び衛生管理等について啓発する。

7 指定避難所の統合・閉鎖

避難所対応班は、災害の復旧状況や指定避難所の人数の減少状況を把握し、関係部署との調整を図り、災害対策本部の決定に基づき、指定避難所の統合・閉鎖を行う。

指定避難所の開設準備及び開設中においては、災害対策本部が状況を把握し、準備の中止を行うことができる。

8 飼育動物（ペット）対策

災害時における飼育動物※については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。

市は、動物愛護の観点から、県、関係団体等と協力して、飼育動物の保護や指定避難所への受入れを行う。

※ 飼育動物とは、人に飼育されている犬、猫等の小動物とする。

(1) 指定避難所での飼育動物対策

指定避難所での飼育動物の対策は、次のとおりとし、避難所対応班は、関係機関等と協力し、指定避難所に同行した飼育動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行う。

- 指定避難所の飼育動物の管理責任は、飼い主が負う。
- 飼育動物用の飼料、水、ゲージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- 居住スペース内への飼育動物の同行を禁止する。ただし、介助犬については同行を許可する場合がある。
- 危険動物は避難所へ同伴できない。
- 飼育動物の避難場所は居住スペースと別とし、飼い主及び指定避難所へ通知を徹底する。
- 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、飼育ルールを遵守して行う。
- 飼育動物の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適正管理に責任を持つ。
- 飼育動物の避難場所の運営上、適正管理、公衆衛生上問題がある場合は、速やかに市に指導・援助を指定避難所責任者が求める。

9 福祉避難所の設置

(1) 設置の方法

要支援者数が多数の場合や、高度な介護が必要となった際には、障害者支援施設、特別支援学校等へ福祉避難所の設置を災害対策本部に要請する。

(2) 運営責任者の設置

指定された施設は、福祉避難所を設置したときは速やかに運営責任者を置くこととする。

(3) 避難状況等の報告

ア 避難状況等の報告順は、次のとおりとする。

- ① 開設初回報告
福祉班→避難所対応班→広報広聴班→災害対策本部
- ② 2回目以降の報告
運営責任者→福祉班→避難所対応班→広報広聴班→災害対策本部

イ 避難状況等の報告は、下記の事項について行う。

- (ア) 開設場所
- (イ) 開設日時
- (ウ) 周囲の被害状況
- (エ) 施設の状況
- (オ) 収容人数及び世帯数
- (カ) 傷病者数及び要配慮者の人数と状況
- (キ) 給食の要否及び給食必要数
- (ク) 毛布等物資の要否及び必要数
- (ケ) その他必要事項

10 福祉避難所の運営

(1) 運営体制の整備

運営責任者は、防災関係機関、自治会、自主防災組織、ボランティア、施設管理者等の協力を得て福祉避難所の管理運営を行う。また、具体的な運用は、上記「5 指定避難所の運営」を準用するものとする。

(2) 物資等の提供

運営責任者は、福祉班を介して必要物資の提供を避難所対応班へ要請し、管財班は需要状況に応じて物資の提供を手配する。

(3) 情報の提供

広報広聴班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供することとする。

11 福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の閉鎖の報告順は、次のとおりとする。

○ 閉鎖報告

災害対策本部→福祉班→運営責任者→避難所対応班→広報広聴班

12 広域避難

(1) 他の市町村への避難

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、その広域避難について、次のとおり協議を行うものとし、必要に応じて避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について、県に助言を求める。

ア 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村へ直接協議を行う。

イ 他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求め、協議要求を受けた県が他の都道府県と協議を行う。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、直接他の都道府県の市町村に協議することができる。

(2) 他の市町村からの避難

他の市町村から広域避難について協議があった場合は、指定避難所及び指定緊急避難場所の受入能力等を勘案した上で、可能限り当該市町村からの受入れを行う。

(3) 避難者等への情報の提供

防災関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

第8節 消防活動

1 消火活動

(1) 基本方針

災害時の火災に対応するため、基本事項を次のように定める。

住民、自主防災組織 及び事業者	自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
危険物を取り扱う事業者	二次災害防止に努める。
消防署、消防団	災害状況を的確に把握し、全消防力を挙げて消火活動及び救助・救急活動等人命の安全確保を最重点とした活動を行う。

(2) 消防署、消防団の活動

ア 消防署の活動態勢

災害により火災、救出・救護事象が多数発生し必要と認めた場合は、直ちに配備体制を発令し、事前計画書に基づく活動を開始する。

イ 消防署の活動の基本

- (ア) 延焼火災が多発発生した時は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- (イ) 災害応急対策活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- (ウ) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主に活動する。
- (エ) 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効果的な活動を展開する。

ウ 消防団の活動態勢

災害発生後、直ちに各分団屯所に参集し、活動を展開する。

エ 消防団の活動の基本

- (ア) 発災と同時に近隣住民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- (イ) 被災状況の情報収集と伝達を行う。
- (ウ) 火災拡大防止に努め、消防隊と連携した消火活動を行う。
- (エ) 救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動と負傷者の応急処置を行う。
- (オ) 避難情報が発令された場合は、住民への伝達と避難路の安全確保、指定緊急避難場所の防護活動を行う。

オ 情報の収集と活動留意事項

情報の収集	消防施設及び消防車両、道路啓開状況
	消防利水等の利用状況
留意事項	病院、避難(場)所、防災拠点施設等の周辺を優先的に消火する。
	風向き、建物分布を考慮し、効率的な消火活動を実施する。
	危険物がある地区は立入禁止措置を実施する。
	延焼火災の少ない地区を集中消火し、安全地区を確保する。
	延焼火災の多い地区は市民避難のため、避難路を確保する。
	防火水槽、自然利水を優先利用するとともに、充水体制を確立し、早めに使用防火水槽への充水を実施する。

(3) 住民、事業者、自主防災組織の協力

住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生時に、ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉栓、ブレーカーの遮断等の措置を講ずる。また、火災が発生したときは、消火器、汲置水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

(4) 消防隊の応援

運用可能な消防力での対応が困難な場合、消防組織法及び消防相互応援協定に基づき、緊急消防援助隊応援要請及び受援体制を確保する。

要請元	要請先	摘 要	関係法令
市長	近隣市町村長 協定市町村長	市町村長は、必要に応じて消防の相互応援に関する協定を結ぶことができる。	消防組織法第39条
消防長	協定市町村長		

2 火災のパトロール

消防署、消防団は、すべての消火活動が終了した後も、住民と協力して次の点を留意して市内をパトロールする。

- (1) 停電回復後の通電火災の警戒
- (2) 消火後の再燃警戒
- (3) 放火等の防犯、防止
- (4) ガス復旧時の火災の警戒

3 火災の調査

消防本部は、火災の原因及び火災のために受けた損害の調査を行う。

第9節 救助・救急活動

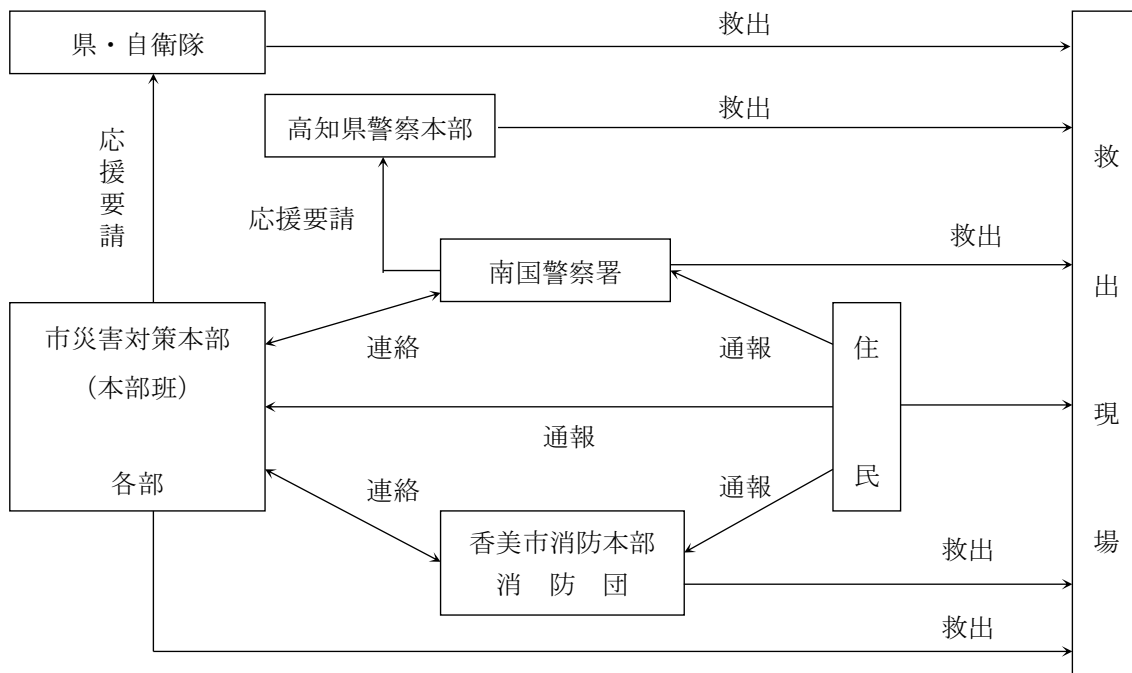
1 救出・救護、救助・救急活動

(1) 基本方針

救出・救護に当たっては、次のことを基本方針とし、より多くの人命を守ることを最重点とする。

- ア 救命処置を必要とする者を優先する。
- イ 軽症者は、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて救出する。
- ウ 多数の要救出者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。
- エ 多数の救出事象がある場合は、火災現場近くを優先する。

(2) 活動体制



ア 活動態勢

警察署、消防署、消防団は、自主防災組織等と協力連携し、救出・救護、救助・救急活動を実施する。また対応が困難な場合は、県・自衛隊に応援部隊の派遣を要請する。

機関名	活 動 内 容
警察署	救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
	救出した傷病者は、重傷者の順から速やかに現場救護所や医療機関に引き継ぐ。
消防署	救助活動は、救助隊、救急隊が連携し組織的な人命救助を行う。
	救助活動に当たっては、現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団と連携し、救急資機材を有効的に活用し傷病者の救護に当たる。
	傷病者の搬送は、トリアージに基づき緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用・要請して、医療機関へ迅速に搬送する。 ※ トリアージ＝傷病者の重症度と緊急度を判定して、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（タグ）を装着すること

消防団	救出・救護活動にあたっては、重機等装備資機材を有効に活用する。
	保有資機材を活用し、住民と一体となった救出・救護活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、救護所等へ搬送する。

イ 救出、救助資機材

初動活動期における救出・救助資機材は、市及び各機関が保有するものを活用するが、不足が生じる場合は、県や建設業者等に要請して調達する。

(3) 救出・救護、救助・救急活動の援護

ア 住民、自主防災組織、事業者の協力

住民、自主防災組織及び事業者は、要救出者を発見した場合は、防災関係機関に連絡するとともに、近隣住民と協力して可能な限り救出・救護に努める。また、救助隊員に要請された場合は、救出・救護、救助・救急活動に協力する。

イ 交通規制・調査等

警察署等の関係機関は、救出活動とあわせて、救出現場の交通規制・調査活動を実施する。また、自主防災組織は、警察に要請された場合、現場付近の交通整理等に協力する。

ウ 救急等

消防機関は、救出活動とあわせて、負傷者の救急活動を実施する。

(ア) 災害の状況等を判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救出・救護、救助・救急活動を行う。

(イ) 救命処置を要する者を優先して、後方医療施設等への搬送を行う。

2 行方不明者捜索

(1) 行方不明者の把握

ア 捜索依頼・届出の受付け

市は警察と連携し、所在の確認できない住民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼・届出の受付け及び要捜索者リストの作成を行う。

イ 行方不明者の把握

市（本部班）は警察と協力し、次の要領で行方不明者の把握を行う。

- ① 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- ② 市（本部班）は、「届出」リストを、「避難者名簿（福祉班・避難所対応班）」、「医療実施状況（医療救護班）」、その他市で把握している安否情報等と照合し、行方不明者をリストアップする（捜索者名簿）。また、その結果を警察へ連絡する。

(2) 行方不明者の捜索

捜索者名簿に基づく行方不明者の捜索を、消防署、消防団、自主防災組織、自治会、自衛隊、協力団体、ボランティア等の協力を得て次のとおり実施する。

ア 捜索活動中に行方不明者を発見したときには直ちに保護し、警察に連絡するとともに、捜索依頼者に連絡する。

イ 捜索活動中に遺体を発見したときには、警察に連絡するとともに、捜索依頼者に連絡する。

ウ 発見した遺体は、現地最寄りの遺体安置所に収容し、検案を行う。

エ 検案した遺体は、第11節「遺体の収容・埋葬」により手続きを行う。

第10節 医療救護

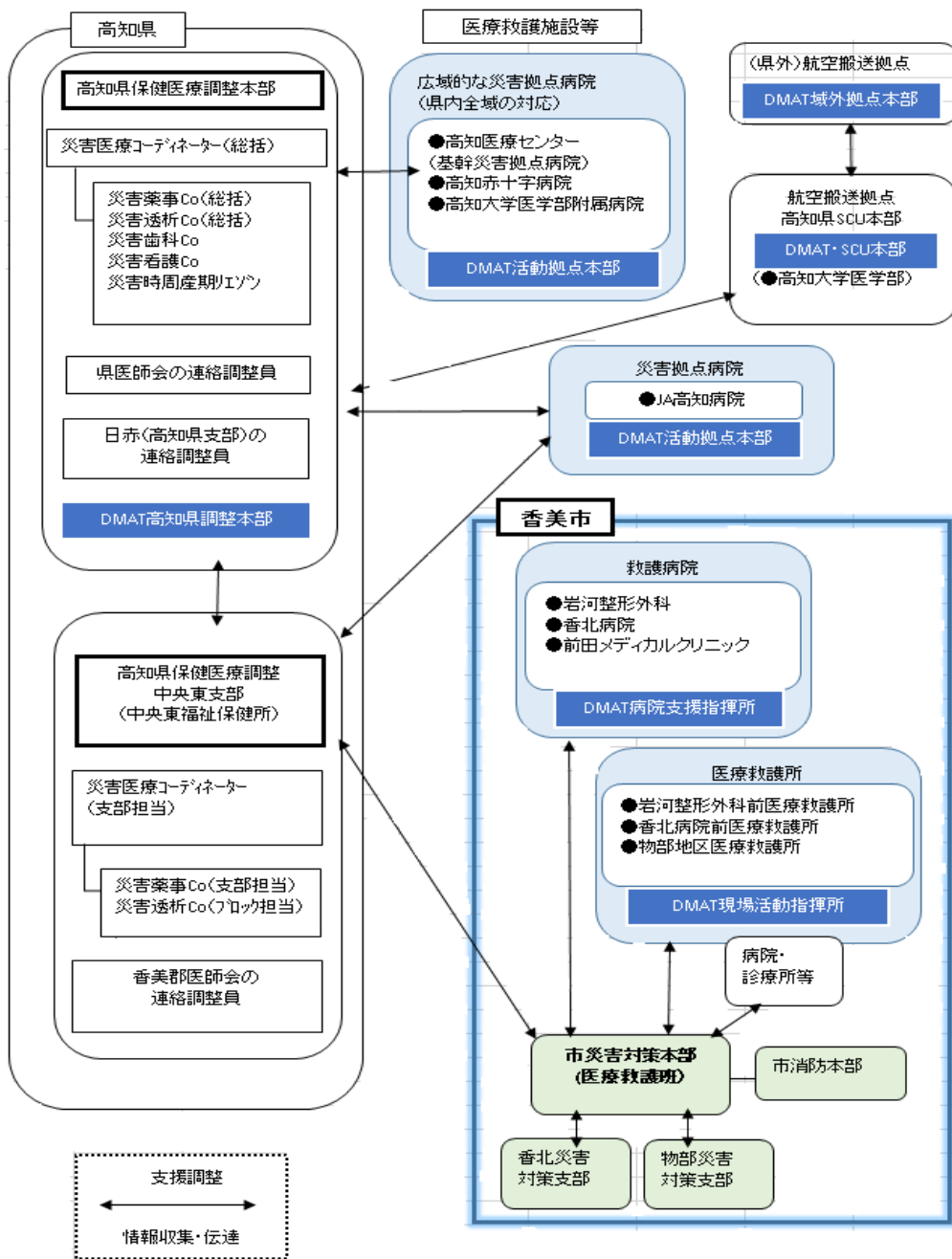
災害時には、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生や、医療機関の被災による混乱等が予想されるため、県及び関係機関との連携のもと医療情報の収集伝達に努め、一刻も速い傷病者の搬送を実施する。

なお、医療救護活動は、「高知県災害時医療救護計画」（平成31年4月一部改定 高知県）及び「香美市災害時医療救護計画」（ 年 月）に基づき行う。

1 医療情報の収集伝達

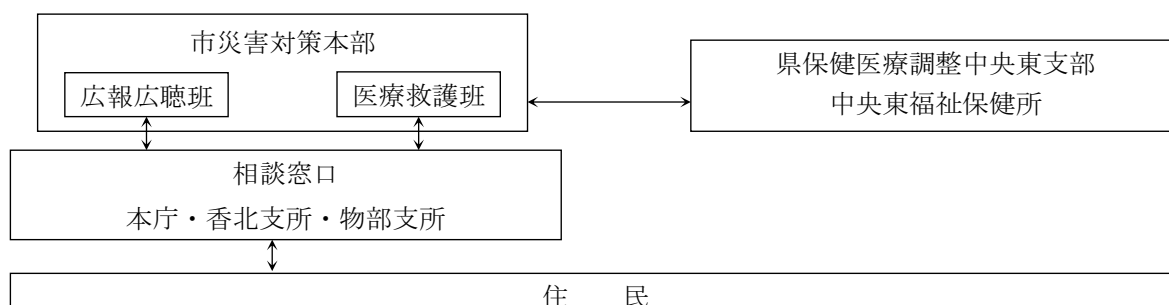
(1) 医療情報の連絡体制

医療救護班は、下図に基づく医療情報の連絡体制の早期確立を図り、医療機関の被害状況及び活動状況の把握に努め、傷病者、医薬品等の搬送連絡を行う。



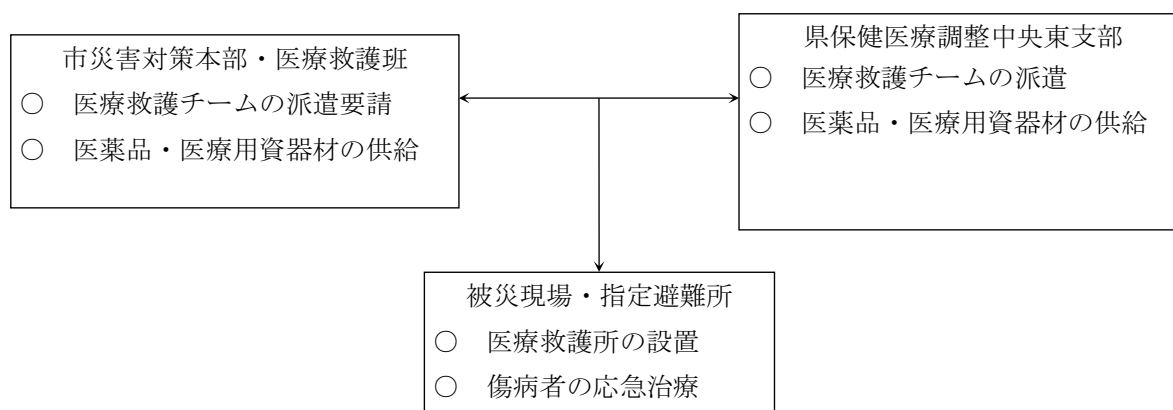
(2) 住民への情報提供

医療救護班は、住民への医療情報の提供・案内及び住民からの医療相談につき、本庁、香北支所、物部支所等に相談窓口を設置し、広報広聴班と連携して行う。



(3) 県保健医療調整中央東支部（中央東福祉保健所）への応援要請

医療救護班は、必要に応じて、災害対策本部を通じて県保健医療調整中央東支部に応急救護の協力を要請する。



2 医療救護チームの編成

(1) 医療救護チームの編成及び活動内容

医療救護班は、医師会の協力を得て「医療救護チーム」を編成し、市内の各医療救護所に派遣する。
チーム編成（1チーム）

区分	職名	人数	活動内容
医療救護チーム	医師 看護師 薬剤師 補助者	1人 3人 1人 3人	重症患者、中等症患者、軽症患者等の振り分け（トリアージ）
			中等症患者及び重症患者の応急処置並びに軽症患者に対する処置
			救護病院等後方支援病院への患者搬送の手配
			医療救護活動の記録
			遺体搬送の手配
			その他必要事項

(2) 県への報告及び応援要請

医療救護班は、医療救護所を設置し、医療救護チームを派遣した場合、県に派遣状況を報告する。

また、市の対応能力では十分でないと認められる場合は、県保健医療調整中央東支部（中央東福祉保健所）に応援要請を行い、その旨を本部班に報告する。

3 医薬品・医療用資器材等の調達

(1) 医薬品等の使用方針及び調達

医療救護所での医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の使用方針及び調達方法は次のとおりとする。

ア 備蓄の使用及び調達

原則として、市に備蓄している医薬品等を使用し、不足する場合には、「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、医薬品等の提供及び薬剤師の派遣の協力を要請する。

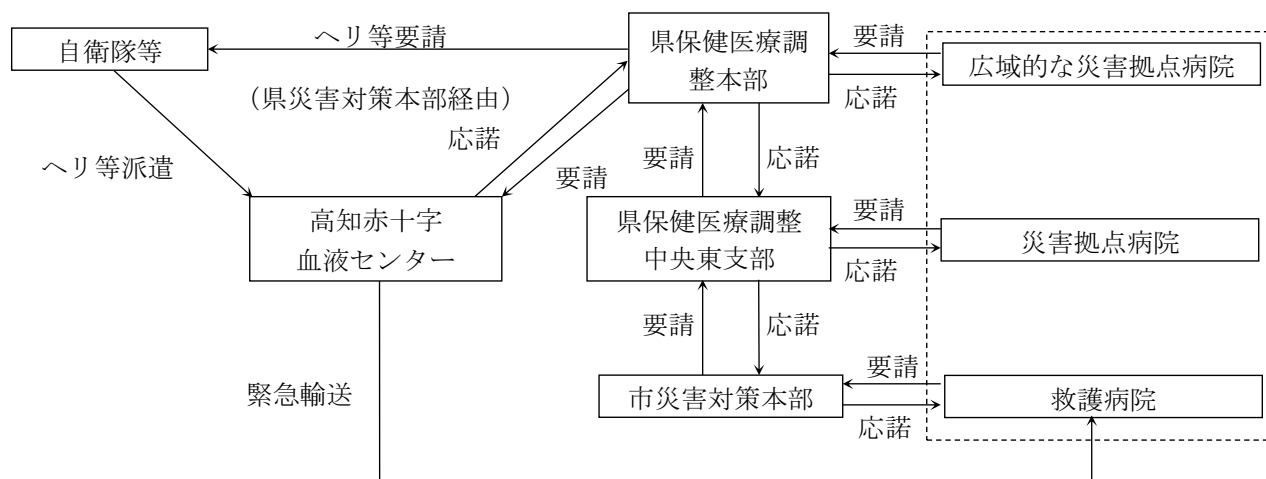
イ 県への要請

市は、医薬品等の入手が困難な場合には、県保健医療調整中央東支部（中央東福祉保健所）に調達の協力を要請する。

ウ 医療救護チーム等の医薬品の活用

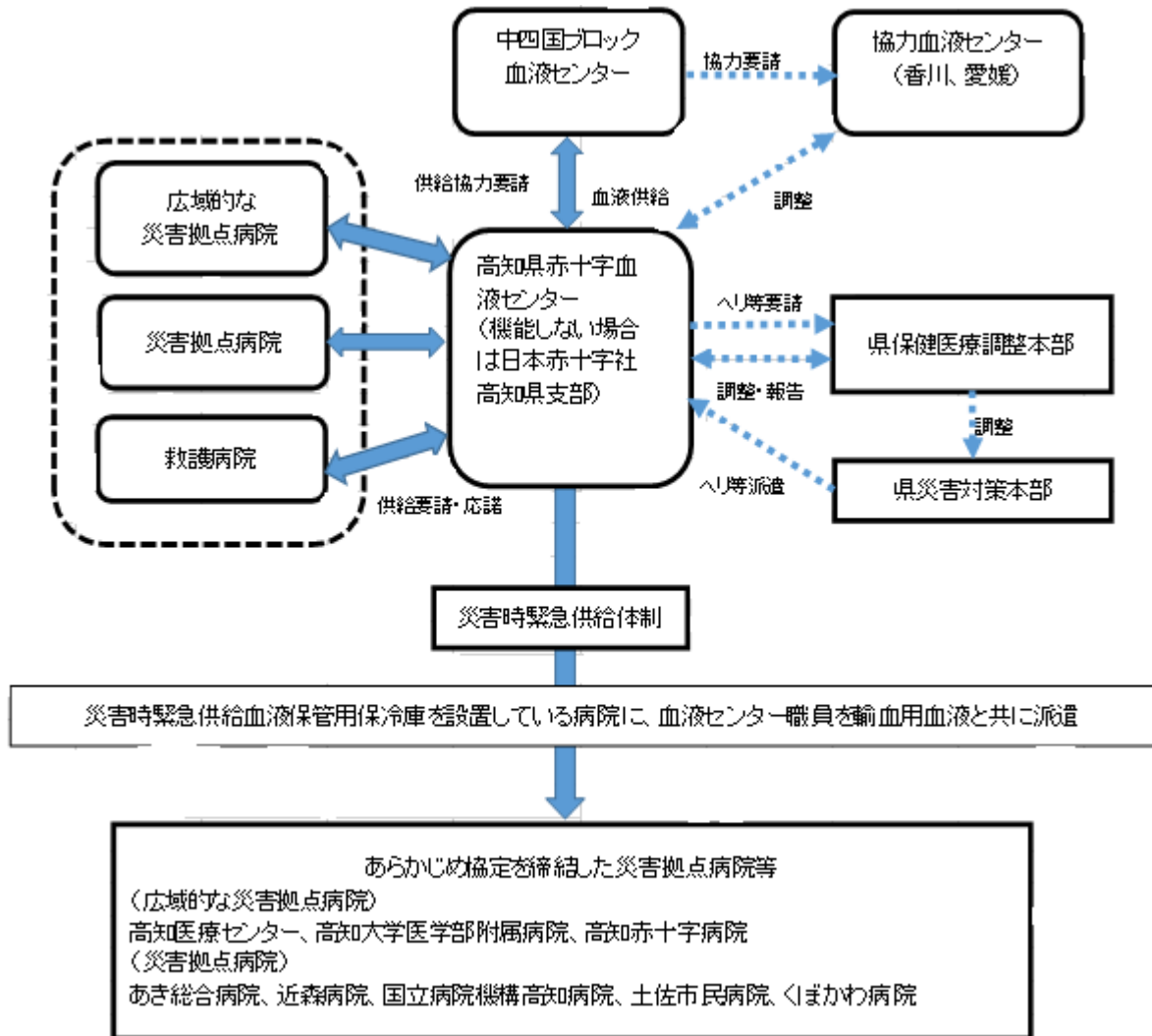
医療救護チーム等の携行した医薬品は、積極的に活用する。

※ 使用した医薬品の費用は、災害救助法が適用された場合を除き、市の費用負担とする。



(2) 輸血用血液調達

輸血用血液は、医療救護施設が赤十字血液センターに供給を要請する。供給については「高知県災害時医療救護計画」（平成31年4月一部改定 高知県）の定めるところによる。



(3) その他の要請

飲料水、洗浄のための給水は、上水道班に要請する。また、電気、電話等通信手段は本部班を通じて四国電力、NTT西日本に要請する。

4 医療救護所の設置及び活動

(1) 医療救護所の設置

医療救護班は、地域の被災者の救急・救護活動として医療救護所を設置する。なお、福祉班、市民生活班は、その設置に協力する。

(2) 救護活動

ア 医療救護所活動内容

- (ア) トリアージ（重症度と緊急度による治療や搬送の優先順位の振り分けをいう。以下同じ。）
- (イ) 中等症患者及び重症患者への初期対応並びに軽症患者に対する処置
- (ウ) 救護病院など後方病院への患者搬送の要請
- (エ) 医療救護活動の記録

- (オ) 遺体の搬送の手配（搬送及び遺体検案所への収容は市災害対策本部が関係機関・団体等の協力を得て行う。）
- (カ) その他必要な事項

トリアージの実施基準

順位	分類	識別色	症状の状態等
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤色(Ⅰ)	生命を救うため、直ちに処置を必要とする者。窒息、多量の出血、ショックの危険性のある者
第2順位	待機的治療群 (中等症群)	黄色(Ⅱ)	多少治療の時間が遅れても、生命に危険がない者 基本的には、バイタルサイン※が安定している者
第3順位	保留群 (軽症群)	緑色(Ⅲ)	上記以外の軽微な傷病で、殆んど専門医の治療を必要としない者等
第4順位	死亡群	黒色(Ⅳ)	既に死亡しているもの、又は明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生可能性のない者

※ バイタルサイン＝体温、意識、呼吸、脈拍等、生きている基本的兆候

(3) 出産できる施設等の確保

医療救護班は、県保健医療調整中央東支部と連携をとりながら、出産に関する必要な救護を行う。

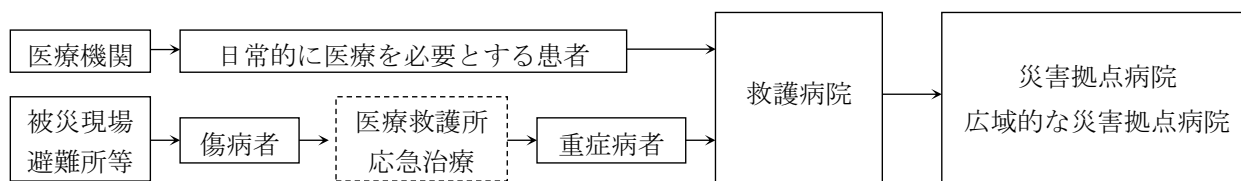
- ア 分娩可能な施設など後方病院等への妊婦搬送の要請
- イ 分娩に関する必要な援助
- ウ 衛生材料等の準備

5 後方医療

(1) 医療救護所からの搬送体制

医療救護班は、市内の救護病院の被災状況、稼動状況及び収容ベッド数を速やかに把握し、医療救護所等から搬送される中等症患者及び重症患者の後方医療機関の受入体制を確保する。

市内の病院で対応できない場合、医療救護班は、県（保健医療調整支部）に市外の後方医療施設への転院搬送を要請する。



(2) 後方医療施設への搬送

医療救護班は、医療救護所の医師の判断により傷病者等のうち後方医療施設に収容する必要のある者が生じた場合、消防署に搬送を要請する。

消防署で対応できない場合、医療救護班は、民間患者搬送車の要請や管財班の管理する緊急通行車両による搬送を要請する。

(3) 救護病院

救護病院は、次に掲げる業務を行い、中等症患者に対しては一定完結した医療を提供できるよう努める。

- ア トリアージ
- イ 重症患者及び中等症患者の処置及び収容

- ウ 災害拠点病院への患者搬送の要請（救護病院から直接要請可）
- エ 広域医療搬送適用患者の報告
- オ 医療救護活動の記録
- カ 遺体搬送の手配（搬送及び遺体検案所への収容は市災害対策本部が関係機関・団体等の協力を得て行う。）
- キ その他必要な事項

6 保健予防活動の実施

医療救護班は、「香美市災害時公衆衛生活動マニュアル」（平成27年3月）に基づき、巡回健康相談チームを結成し、避難所等における健康相談や巡回健康相談を行う。

- (1) 健康相談、ストレスに関する相談の実施
- (2) 保健予防活動の点検・指導
- (3) 避難者への健康維持・増進活動についての支援
- (4) 地域内の健康管理を必要とする者の把握及びケア
- (5) 健康調査の実施

7 こころのケア

医療救護班は、被災状況や健康調査等から精神保健医療に関するニーズ把握を行い、D P A Tの支援が必要な場合には、県保健医療調整支部にD P A Tの派遣を要請する。

- (1) 避難所や福祉避難所等での健康調査の実施
- (2) 避難所において被災住民を対象に心身の健康相談の実施
- (3) 在宅障害者、ハイリスク者の巡回相談
- (4) 障害者支援施設の活動支援
- (5) ストレスやP T S Dに関する健康教育、普及啓発の実施
- (6) P T S Dや災害を契機に発症した精神疾患、災害後に生じる心の病気の方への生活支援を基本とした総合的な支援
- (7) 支援者自身の心のケアへの対策

第11節 遺体の収容・埋葬

災害の発生により死亡者が発生した場合には、関係機関の協力を得て、遺体の処理、埋火葬の処理を速やかに行う必要がある。

1 遺体の捜索

市は、警察等の協力のもと遺体を捜索する。

2 遺体の収容所・安置所等の開設

災害により、多数の死者が出た場合又は出ることが予想される場合で、遺体の収容・安置所の開設が必要と思われるときは、災害対策本部は関係機関と連携し、被害の状況を考慮して、遺体の収容・安置に適切な場所を選定し、開設する。

- (1) 遺体収容所・安置所等の開設は、福祉班と関係機関が協力して行う。
- (2) 収容所・安置所等の開設に当たっては、指定緊急避難場所及び指定避難所と適当な距離を置く等、関係部局で調整を行う。
- (3) 適当な建物が確保できない場合は、テント等で代用する。
- (4) 安置所に必要な納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等の資機材や納棺作業の指導のための要員については、市内葬儀社等の協力を得て行う。
- (5) 安置所を開設した場合、市は遺体が速やかに収容できるように広報に努める。
- (6) 検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所にする。

3 遺体の収容及び検視・検案

(1) 遺体の収容

発見された遺体は、収容所に搬送し、関係法令の定めるところにより必要な措置を行い、検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。

遺体の収容から安置、引渡しまでの流れ

1	遺体の搬送	遺体の搬送は、検視・検案を受けるために、指定された収容所に搬送する。
2	遺体収容の受付	遺体収容の受付は、福祉班、警察が行う。
3	検視・検案	検視：警察は、遺体の検視及びこれに必要な処置を行う。 検案：警察の検案班の指示により医師が行い、遺体の検案、遺体の検案書及びその他必要な措置を行う。
4	遺体の安置	検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。
5	遺体の引渡し	福祉班は、安置所に引渡所を設ける。遺族が判明している場合は、検案書を交付し、遺留品と共に遺体を引き渡す。

(2) 身元不明遺体の身元確認及び遺留品の保管

身元不明遺体は、警察署、自主防災組織、医師会、歯科医師会の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。実施に当たっては、次の点を配慮し行う。

ア 身元不明者の人相・特徴・身長・体重・着衣及び発見場所等の状況を記録し、遺留品の保管を行う。

イ 後日の身元確認作業に備え、写真撮影を行う。

4 火葬等の相談と死体火葬（埋葬）許可証の発行

(1) 火葬等に関する相談窓口の開設

市民班及び市民生活班（香北災害対策支部・物部災害対策支部）は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、安置所に火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬・埋葬手続き等の相談に応じる。

(2) 死体火葬（埋葬）許可証の発行

死体火葬（埋葬）許可証の発行は市民班が行う。発行に当たっては、その場で迅速に発行できるような体制を整える。

(3) 応急的な火葬・埋葬

亡くなられた方の家族が埋葬を行うことが困難な場合は、応急的に火葬又は埋葬を行う。

5 身元不明遺体への対応

(1) 身元不明遺体の火葬

身元不明遺体については、一定期間内に処置することが望ましいので、次の要領で市が火葬を行う。

1	市長を身元引受人として、市民班が死体火葬許可証の発行手続きを行う。
2	福祉班は、「遺骨及び遺留品保管所」を設置し、火葬を終えた遺骨及び遺留品を一時保管する。

(2) 火葬後の対応

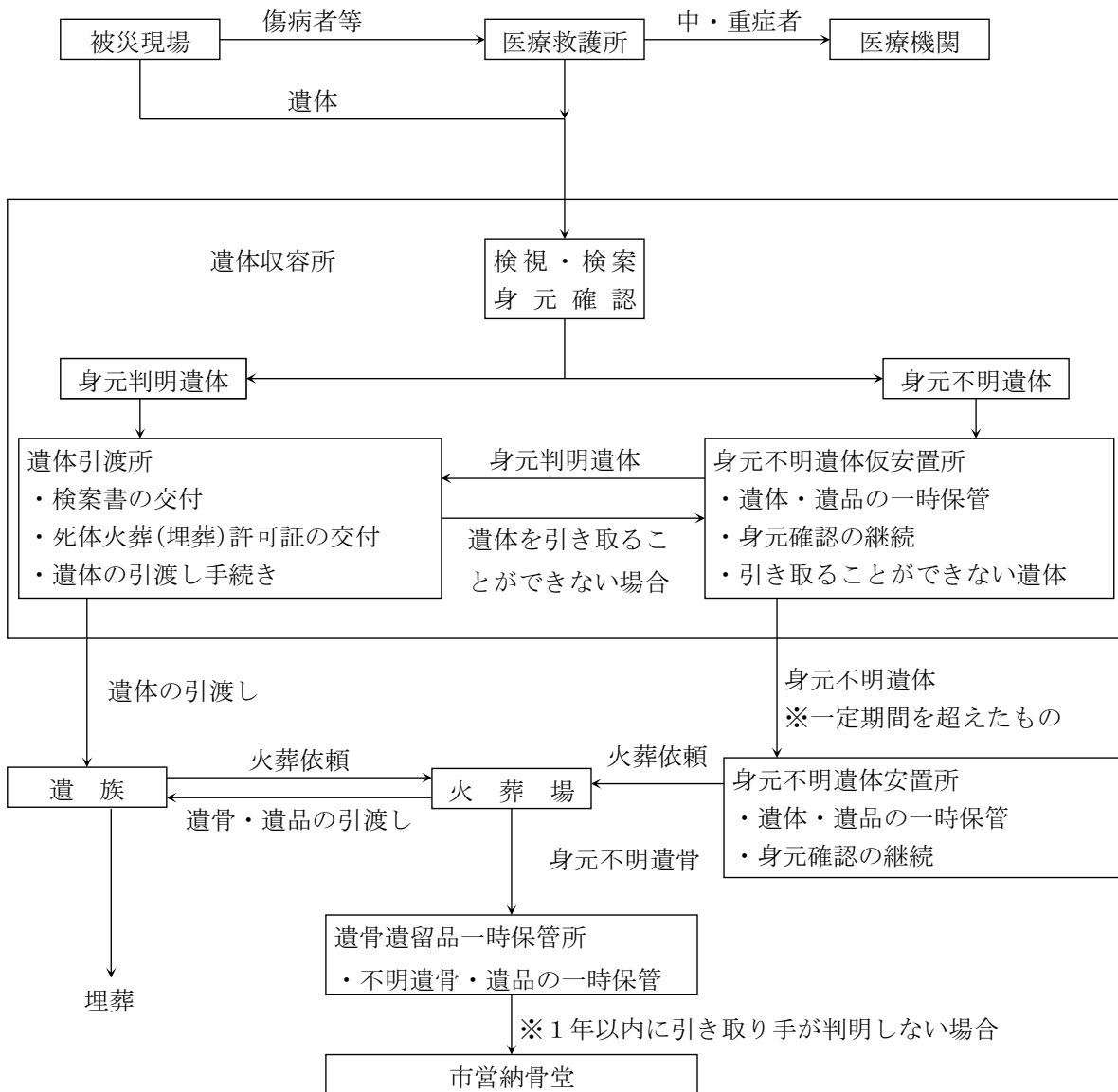
安置所の閉鎖に伴い、身元不明者の遺骨・遺留品は、福祉班に引き継ぐ。

身元不明の遺骨は、1年以内に引取人が判明しない場合、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

6 遺族が不明な遺体への対応

遺族が不明な場合は、身元不明遺体と同様の対応を行う。

遺体の収容及び埋葬・火葬の流れ



第12節 交通規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急活動を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施する等、交通の確保に努める。また、災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む。

1 交通規制

交通規制の実施責任者は次の状況において交通規制を実施する。

建設部、産業振興部は市道の危険箇所の交通規制を行うとともに、被害状況について警察に通報する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令
県公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認められる場合	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項
	2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条
警察署長	公安委員会から委任があった場合に、政令で定めるところにより適用期間の短い交通規制を行うことができる。	道路交通法第5条第1項 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第3条の2
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項
自衛官及び消防吏員 （警察官がその場 にいない場合に限る）	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となる場合	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者 国道・県道・市道	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項

2 交通規制情報の収集・周知

建設部、産業振興部は警察署から、交通規制の実施状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じ、各班に伝達する。また、交通規制の実施の報告を受けたときは、災害対策本部に連絡し、広報広聴班は、直ちにその内容を報道機関の協力を得て周知に努める。

3 災害対策法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者は、道路上において放置車両や立ち往生車両等の発生により、災害応急活動に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急通行車両の通行確保のため、緊急の必要があると認められるときは、災害対策基本法第76条の6に基づく、道路区間指定を行い、運転者等に対し、車両の移動等、必要な措置を命ずるものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

- ・緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

(2) 土地の一時使用等

- ・上記(1)の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を可能とする。

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・県知事は、道路管理者に対し、上記(1)の措置の要請が可能。
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、上記(1)の措置について指示が可能。

4 道路啓開

南海トラフ地震発生に伴う道路啓開は「高知県道路啓開計画 (Ver. 3.1)」（2022年3月 高知県道路啓開計画作成検討協議会）に基づき実施するものとし、応急復旧等を迅速に行うため、高知県中央東土木事務所と連携し、啓開ルートの優先順位の調整等を行う。

第13節 緊急輸送

1 緊急通行車両の届出

緊急通行車両の運行に必要な手続きは以下のとおりとする。

(1) 緊急通行車両の事前届出

管財班は、災害対策基本法第76条第1項に規定する災害応急対策を実施するため使用する緊急通行車両について、県公安委員会に事前に届出を行い、届出済証の交付を受けておく。

(2) 緊急通行車両の運行

事前届出車両の使用者は、次の手続きを行う。

ア 緊急通行車両の確認手続

災害による交通規制下において事前の届出済証の交付を受けた車両を運行する場合、事前届出車両の使用者（運転者を含む）は、県公安委員会（警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

イ 標章の掲示

緊急通行車両の使用者は、上記アにより交付された標章を、車両の助手席側（前面から見やすい箇所）に貼付した上で、緊急通行車両の運行を行う。

ウ 緊急通行車両の確認証明書の提示を求められた場合の措置

緊急通行車両の使用者（運転者を含む）は、上記アにより交付された確認済証明書を必ず携行し、警察官等から確認証明書の提示を求められたときは、これを提示する。

2 輸送の優先対象

車両による輸送は、次の対象を優先して行う。

- (1) 消防、水防活動等災害防止のための要員、資機材
- (2) 被災者の救出・救護、医療救護のための対策要員、資器材
- (3) 被災者の避難のための対策要員、資機材
- (4) その他初動期の応急対策に必要な応援要員、物資
- (5) 後方医療へ搬送する傷病者、要配慮者等
- (6) 拠点施設の応急復旧のための要員、資機材
- (7) 飲料水、食料等生命維持に必要な物資
- (8) 救援物資、生活必需品
- (9) 遺体の捜索及び処理のための物資並びに遺体
- (10) 埋葬のための物資
- (11) その他災害対策に必要な要員及び物資

3 輸送手段

緊急輸送手段	確保順位・方法等
自動車	1 応急対策実施機関所有の車両等 2 公共的団体の車両等 3 貨物自動車運送事業者等の営業用車両等 4 その他自家用車両等
鉄道	1 道路の被害等によって自動車による輸送が不可能な場合 2 遠隔地において物資、資材を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合
航空機	県に輸送条件を明示して要請を行う。

4 輸送車両の確保

市で行う輸送は、市が所有する車両を使用し、不足が生じる場合は、県（危機管理・防災課、災害対策本部）に調達の斡旋を要請する。

【要請事項】

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両の種類及び台数
- (4) その他必要事項

5 航空機等による空路輸送

(1) 航空輸送の確保

市は、ヘリコプター輸送の必要を認めるときは、飛行場外離着陸場で航空輸送の確保を図る。

(2) 管制及び誘導

ヘリコプター等の管制や発着場での誘導方法については、県や高知空港事務所、各実施輸送機関と協議して行う。

6 燃料の確保

車両等の燃料については、市指定の供給業者に対して燃料の供給を要請することとするが、確保が困難な場合は、県知事や関係団体に対して協力を要請し確保する。

7 救援物資等の集積・配送拠点

他市町村からの救援物資の受入れや調達した物資等の集約、各地区への配送仕分け等を行うため、物資輸送拠点を設置する。(物資輸送拠点は、「物資配送マニュアル(受援計画(物的支援の受け入れ編)・物資配送計画)」(令和4年3月)で定める。)

市有施設が不足する場合は、管財班に調整を依頼し、公共的団体、民有施設等に協力を依頼する。

なお、救援物資集積所の開設運営は、管財班が行う。

8 救援物資等の各指定避難所への配送

救援物資の受付け、配送等の対応業務を総合的に行うため、輸送拠点に管理・情報要員を派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示等の業務を行う。

なお、集積や仕分け等の人員について不足する場合は、各部等への動員要請、ボランティアの協力を要請する。(救援物資等の各指定避難所への配送の詳細については、「物資配送マニュアル(受援計画(物的支援の受け入れ編)・物資配送計画)」(令和4年3月)で定める。)

【業務内容】

- (1) 救援物資の受付
- (2) 救援物資の集積状況の把握
- (3) 救援物資の配送
- (4) 救援物資の配送指示
- (5) 集積、配送状況等の情報提供
- (6) 物資配送計画の作成
- (7) 食料、生活必需品の調達
- (8) 輸送車両等の配車指示、借上

第14節 障害物の除去

災害により発生した倒壊家屋や工作物等の障害物を速やかに除去することにより、被災者の日常生活の確保を図るとともに、道路等の交通を確保し、人的、物的輸送を確保する。

1 被災地における障害物の情報収集

被災地全体の状況把握のほか、救命、救助、緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路、河川等の公共管理施設について各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国、県等の関係機関との連携を図りながら、障害物除去を実施する。

また、南海トラフ地震発生に伴う道路啓開は「高知県道路啓開計画（Ver. 3.1）」（2022年3月 高知県道路啓開計画作成検討協議会）に基づき実施するものとし、応急復旧等を迅速に行うため、高知県中央東土木事務所と連携し、啓開ルートの優先順位の調整等を行う。

2 障害物処理の実施

(1) 障害物除去の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

(2) 各施設の障害物除去

ア 道路関係障害物処理

(ア) 緊急輸送道路は原則として1次、2次の緊急輸送道路の順で行うが、災害の規模や道路の状況に応じ、障害物除去路線を決定する。

(イ) 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた除去活動を行う。

(ウ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、災害対策基本法第76条の6に基づく道路区間指定を行い、運転者等に対し、車両の移動等、必要な措置を命ずるものとする。

(エ) 道路上の破損、倒壊等による障害物除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行き、交通確保に努める。

(オ) 県公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。

(カ) 道路障害物除去により発生するがれきの廃棄については、関係機関との調整を行う。

イ 建物関係の障害物除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、地域住民等の協力等により市が主体となり除去する。除去の対象者は次の場合に限る。

(ア) 居室、炊事場等生活に欠くことができない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある者

(イ) 自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者

(ウ) 住家が半壊又は床上浸水を受けた者

(3) 除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積場所は市が定めた場所とする。また、障害物処理の実施者は、がれき等の処理・処分方法に当たり、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めることとし、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行う。

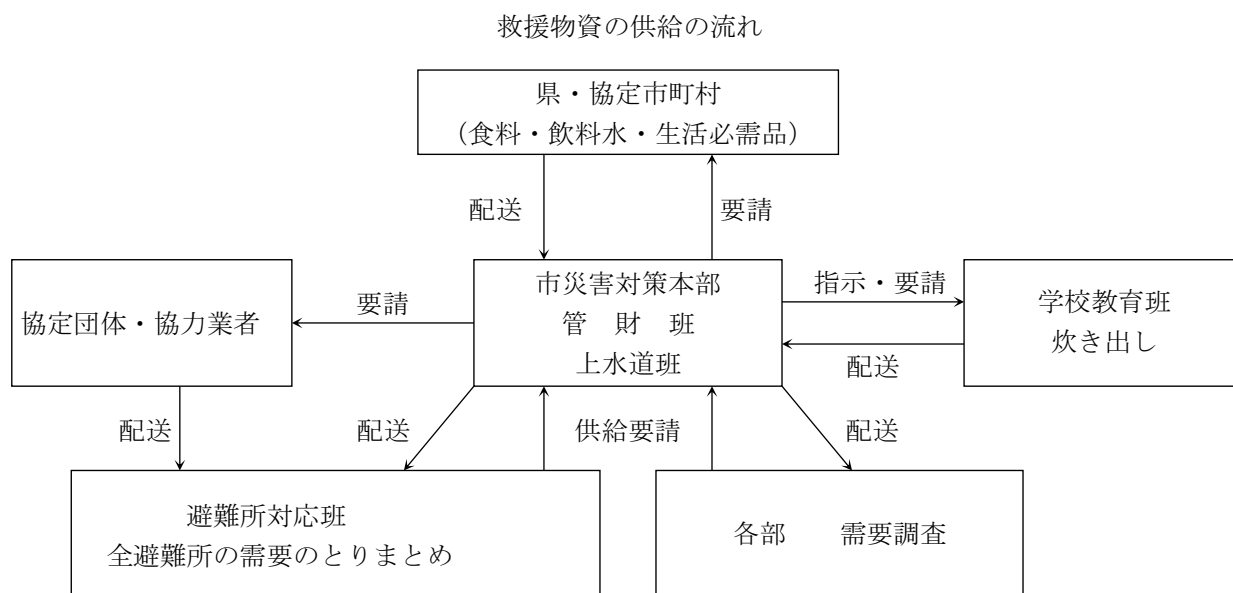
第15節 食料・飲料水及び生活必需品の供給

災害時における被災者に対し、食料、飲料水及び生活必需品を、迅速に供給する。また、物資の供給を円滑に行うため、避難所等における物資の需要把握体制を確立する。

1 救援物資の管理・供給体制

(1) 救援物資の管理体制

管財班は、各班からの救援物資の供給に関する情報を一元化し、救援物資の管理・供給体制を確立する。



2 食料の確保・供給

(1) 需要の把握

管財班は、避難所対応班、各部と連携し、次の方法で食料の需要を把握する。

避難所の必要数	避難所対応班が把握する。
災害応急対策活動の 従事者の必要数	各部が調査する。

(2) 食料の調達・輸送

ア 食料の調達

管財班は、把握された必要量に基づき備蓄食料のほか、必要に応じて国、県、他市町村又は災害時協力協定店より食料を調達する。なお、副食や調味料の調達の際には、要配慮者の特性や栄養バランスに配慮する。

調達が困難な場合、管財班は、食料の調達先の確保について、本部班を通じて要請する。

災害救助法が発動された場合は、災害救助用米穀の引き取りに関し、通信の途絶等により県知事の指示を受け得ない場合には、市長は農林水産省農産局に、直接引渡しを要請する。

イ 食料の輸送

食料の供給に関する輸送業務は、食料供給を依頼した先の協定団体、業者が行うが、必要な場合は管財班が行う。

応急対策活動に従事する者（職員・応援団体）についても、管財班が配送する。

(3) 食料の供給の手段・方法

ア 食料の供給の手段

被災者に対する食料の供給は、指定避難所において行う。

イ 食料の供給の方法

被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 各指定避難所における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- (イ) 住民への事前周知等による公平な配分
- (ウ) 要配慮者への優先配分、なお要配慮者への配布には食料の内容に配慮する。
- (エ) 食料の衛生管理体制の確保

炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品を支給する。

(4) 周知

避難所対応班は、供給拠点を設置し食料の配給を始めたとき、広報広聴班に食料の配給に関する広報を要請し、住民への周知を図る。

○ 設置場所	○ 配給時間	○ 配給方法
--------	--------	--------

(5) 炊き出しの実施

炊き出しは、各指定避難所で自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

必要な原材料、燃料等備蓄品で不足するものは、避難所対応班、学校教育班が把握し、管財班が調達する。

3 飲料水の供給

飲料水の供給は下記のとおりとする。ただし、長期保存水（ペットボトルの飲料水）を供給する場合には、上記「2 食料の確保・供給」の(1)から(4)までを準用する。

(1) 応急給水の必要量

被災地における最低給水量は、発生後3日間を限度として1人1日3ℓ（生命維持水量）の供給を目標とするが、復旧の状況により給水量を増減する。

(2) 需要の把握及び給水計画

上水道班は、災害が発生し給水機能が停止した場合は、応急給水が必要となる地域等の需要を把握するとともに、早急に給水計画を立案し、本部班に報告する。

ア 給水機能停止区域・人口・世帯

イ 施設被害の状況把握及び復旧の見込み

ウ 応急給水開始時期

エ 給水拠点の設置場所

オ 上水道班の活動状況

(3) 給水方法

ア 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

(ア) 避難所への応急給水は、給水車、給水タンク、ポリ容器等により行う。

(イ) 医療機関、社会福祉施設、医療救護所等の給水については、状況に応じて優先的に給水車等による給水を行う。

イ 拠点給水所での給水

(ア) 拠点給水所の開設を行い、応急給水栓、水槽等を設置し、応急給水を行う。

(イ) 非常用飲料袋の配布

ウ 仮設管、仮設給水栓を設置しての給水

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

エ 要配慮者への給水

高齢者や障害者には水の運搬が大きな負担となるので、自主防災組織、ボランティア等に対し、在宅の要配慮者への支援を要請して、給水を行う。

(4) 応援要請

上水道班は、給水活動が困難な場合、県及び近隣の市町村、協定業者に応援を要請する。また必要に応じて本部班は、県に対し、自衛隊の応援を要請する。

(5) 周知

拠点給水所を開設し、応急給水を始めたとき、広報広聴班に給水に関する広報を要請し、住民への周知を図る。

 設置場所 給水時間 給水方法

4 生活必需品の供給

(1) 需要の把握

管財班は、避難所対応班、各部と連携し、次の方法で需要を把握する。なお、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違い等、多様な視点に配慮する。

避難所の必要数	避難所対応班が把握する。
災害応急対策活動の従事者の必要数	各部が調査する。

(2) 調達・輸送

ア 生活必需品の調達

管財班は、把握された必要量に基づき備蓄物資のほか、必要に応じて国、県、他市町村又は災害協力協定店より生活必需品を調達する。また、必要に応じて、日本赤十字社高知支部に生活必需品の配布を要請する。

調達が困難な場合、管財班は、生活必需品の調達先の確保について、本部班を通じて要請する。

イ 生活必需品の輸送

生活必需品の輸送供給に関する輸送業務は、供給を依頼した先の協定団体業者が行うが、必要な場合は管財班が行う。

管財班は、市で調達した生活必需品及び県から支給を受けた生活必需品の輸送を総括する。

(3) 被災者への生活必需品の供給

被災者への生活必需品の供給は、原則として避難所に供給拠点を設置して行う。

供給拠点における供給は、避難所対応班が、避難所責任者及びボランティア等の協力を得て行う。

また、避難所対応班は、各供給拠点における生活必需品の配給状況を把握・総括する。

(4) 周知

避難所対応班は、供給拠点を設置し生活必需品を配給し始めたとき、広報広聴班に配給に関する広報を要請し、住民への周知を図る。

<input type="checkbox"/> 設置場所	<input type="checkbox"/> 配給時間	<input type="checkbox"/> 配給方法
-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

第16節 災害廃棄物の処理

1 し尿の処理

し尿の収集及び処理体制を確立し、し尿処理を実施する。

(1) し尿処理体制の確立

環境対策班は、被害の状況に応じたし尿処理実施のため、次の準備を行う。

ア し尿処理計画の作成

排出し尿量 : 1人1日当たり1.4ℓを想定

仮設トイレ容量 : 1基当たり350ℓを想定

計画作成のため、し尿処理施設の被害状況及び指定避難所の避難者数を把握する。

イ 収集業者への協力

収集業者に協力を依頼するとともに、バキュームカーを確保する。

ウ 広報

住民及び事業者等に対し、収集方式、仮設トイレの利用方法、平常時処理体制への復旧見通し等について広報する。

(2) 実施方法

し尿の収集及び処理は次のように実施する。

ア 汲み取りを必要とする地域の優先度を設定する。

イ 指定避難所及び医療施設等を優先する。

ウ 被災地における防疫面から、使用不可能となった便槽からも収集する。

2 生活ごみの処理

(1) 実施体制

生活ごみの収集運搬及び処理の応急対策計画を策定のうえ、実施する。

被害が甚大で、市での応急対策の実施が困難な場合、県及び他市町村等の応援を要請する。

(2) ごみの処理

ア 初期対応

(ア) 指定避難所をはじめ被災地域における生活ごみの発生量の推計をする。

(イ) 香南清掃組合（焼却施設）と収集運搬経路の被害状況と復旧見込を把握する。

イ 処理活動

(ア) 被災地の生活に支障が出ないように、生活ごみの収集運搬及び処理を適切に行う。また、収集運搬及び処理を円滑に実施できるように、地域住民に対して収集体制の周知を行う。

(イ) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

(ウ) 仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

仮置場及び一時保管場所での生活ごみの分別を徹底し、可燃ごみの排出量が香南清掃組合の処理能力を超えた場合、又は不燃ごみとの分別が困難な場合は、一時仮置きを実施し分別後に可燃ごみは焼却処理する。なお、仮置場等においては環境衛生上支障のないよう十分配慮する。

3 災害廃棄物の処理

(1) 対象廃棄物

- ア がれき類・・・建物等の撤去に伴って発生するコンクリート、瓦、廃木材等
- イ 粗大ごみ・・・災害により個人住宅等から多量に発生した家具類、家電製品、畳等
- ウ 適正処理困難物・・・平常時に市で収集しないもの、家電4品目、アスベスト等

(2) 災害廃棄物への対応

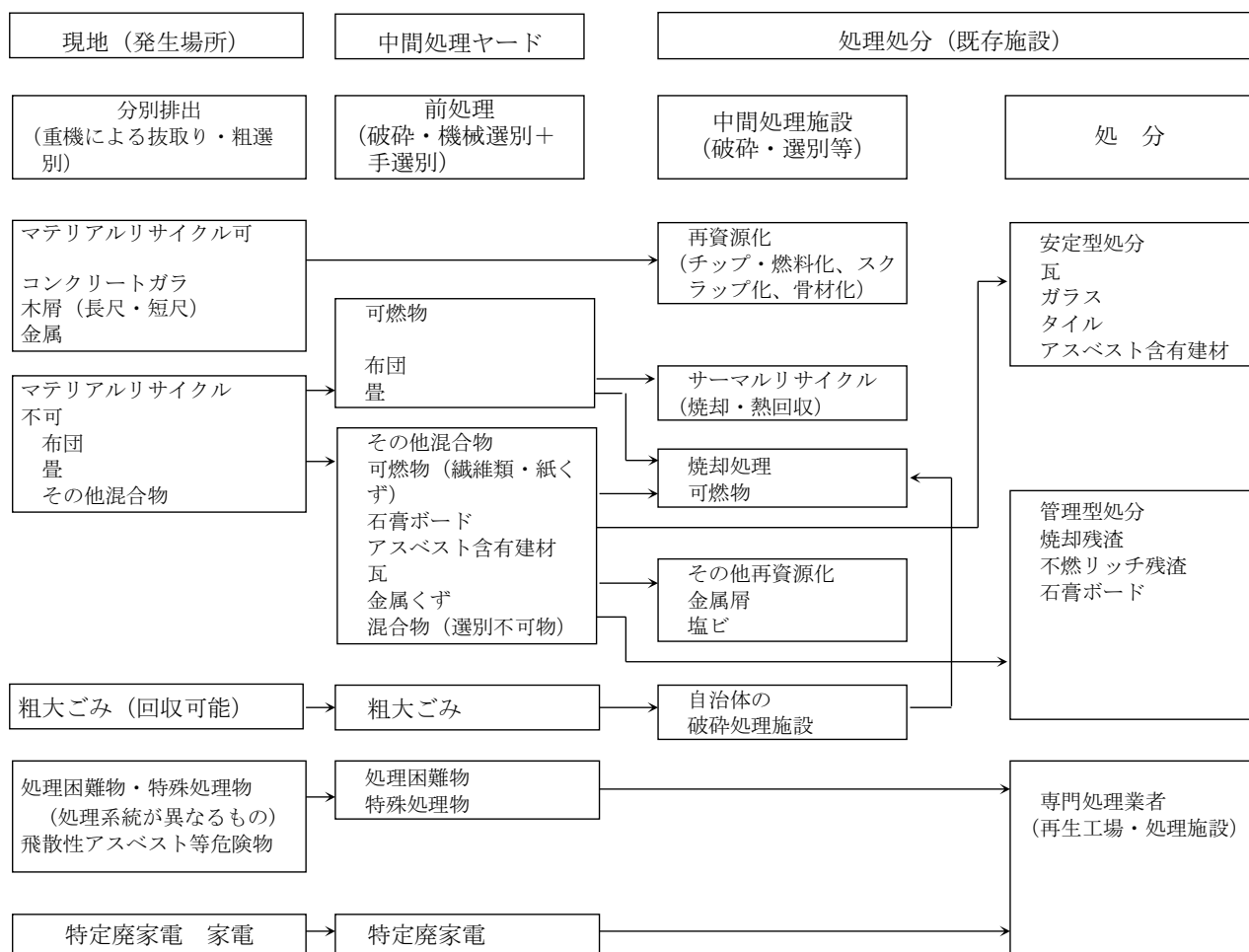
ア 初期対応

- (ア) 災害廃棄物の発生量を把握する。
- (イ) 災害廃棄物の分別及び保管するために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。災害の規模、被害の程度により運搬能力、緊急性等を勘案して収集計画を作成し実施する。

イ 処理方針

- (ア) 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬及び受入れを行う。
- (イ) 災害廃棄物の適正な分別及び処理を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (ウ) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (エ) 自己搬入を原則とするが、緊急性、危険性及び廃棄物の形状等により、臨機の措置をとるものとする。

災害廃棄物処理における主な廃棄物の流れ



4 死亡した獣畜等の処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜等の処理は、原則として獣畜の飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市は県との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

飼養者等からの要請があったときは、廃棄物処理施設で処理するよう指導する。

第17節 保健衛生・防疫

市は、災害時において生活環境の悪化、被災者の健康状態の悪化等のため感染症等の疾病患者が発生し、又はそのおそれがある場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び予防接種の規定するところにより迅速かつ適切な防疫活動を行い、感染症の発生、まん延防止に努める。

1 被害状況の把握

市は、災害発生時に迅速かつ的確な保健衛生対策及び防疫を実施するため、被災地内の医療救護所及び各指定避難所から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 指定避難所の設置及び収容状況
- (2) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (3) 防疫保健衛生資機材等の需要状況
- (4) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (5) 集団給食施設の被害状況

2 保健衛生対策

生活環境の悪化による被災者の健康状態の変化に対応するため、指定避難所等の適切な衛生状態の維持に努めるとともに、被災者の健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 健康相談・保健指導

被災者の健康の確保を図るため、「香美市災害時公衆衛生活動マニュアル」（平成27年3月）に基づき、必要に応じて巡回相談の形をとる等して、被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等は、相互に連絡調整を図り被災者に対し適切な処遇を行う。さらに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関への連絡調整を行う。

(2) 指定避難所等の衛生指導

指定避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導等を行うとともに、生活環境の維持に努める。

- ア 食生活の状況（食中毒予防等への対応）
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所等の清潔
- キ プライバシーの保護
- ク 心のケアの実施

(3) 栄養指導対策

被災者の栄養確保と自立支援を図るため次の活動を行う。

実施に当たっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて保健所、栄養士会、調理師会、食生活改善推進協議会等の各種関連団体に支援を要請する。

- ア 炊き出しの栄養管理指導

- イ 巡回栄養相談の実施
- ウ 集団給食施設への指導

3 防疫活動実施体制

関係機関の協力を得て、被災地の生活環境悪化による、感染症発生予防、被災者の健康調査、健康診断の実施及び感染症発生時の入院手続き及び防疫対策等まん延防止に努める。

(1) 防疫活動の実施

感染症法に基づき、県知事から次の指示があった場合には、災害の規模及び態様に応じ、その期間及び範囲を定めて速やかに行わなければならない。

ア 汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）

イ ねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）

ウ 物件の措置に関する指示（感染症法第29条第2項）

エ 水の使用の制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）

オ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項。ただし、市長をして実施されるのが適当な場合に限る。）

(2) 感染症発生予防対策

感染症の発生を未然に防止するため、指定避難所、浸水地区その他衛生状態の悪い場所を中心に、クレンジール及び石灰等の消毒剤を散布して感染症発生予防対策を実施する。また、情報紙の発行等による感染症発生予防に関する知識の啓発及び衛生指導を実施する。

(3) 感染症発生時の対策

感染症患者が発生した場合は、速やかに保健所に通報するとともに、保健所と連携し適切な処置に努める。

(4) 臨時予防接種の実施

防疫上必要と認めるときは、被災地区住民に対し臨時の予防接種を実施する。

(5) 結核定期外検診の実施

結核のまん延予防のため必要があると認めた場合は、結核定期外検診を実施する。

(6) 防疫用薬剤等の調達

防疫活動に必要な薬剤等について、市内の薬局等から調達するが、不足する場合には、県災害医療対策中央東支部（中央東福祉保健所）及び他市町村に対し、提供を要請する。

第18節 水害対策

市内には物部川、国分川の水防警報河川や、未改修の河川等が存在し、これらの地域では、風水害時において、堤防の決壊等の被害が発生するおそれがあるため、第4編「水防計画」により、水防体制を確立し、活動を実施する。

また、過去の災害等の事例、自然条件及び水防施設状況をもとに、重点的に水防活動を実施すべき地域をあらかじめ調査し、事前配備体制等を充実しておく。

1 水防体制の確立

河川施設に係る被害の拡大防止措置を図るための水防組織を、第4編「水防計画」の定める方法により確立する。

2 河川出水・浸水被害の拡大防止

(1) 水防情報の受信・伝達

ア 第4編「水防計画」の定める方法により、気象注意報・警報、台風情報及び水防警報を受信・伝達するほか、総合防災情報システム、川の防災情報等により得られた雨量・河川水位等の観測値を監視する。

イ 重要水防区域、危険な箇所及び二次災害につながるおそれのある河川、堤防、ため池等の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

ウ 集中豪雨等による急激な出水・増水の状況を把握し、避難対策の実施に迅速に対処するとともに、的確な情報収集・伝達に努める。

エ 市内の浸水被害箇所等、災害情報を住民等から得られることができるよう、連携を図る。

(2) 応急復旧措置

浸水防止	被害の実態に応じて、土のう積み等浸水防止措置を行う。
出水防止措置	河川堤防の損壊・亀裂等の被害実態に応じた出水防止措置を行う。
早期復旧	二次災害のおそれのある河川施設については、関係業者等を手配し早期に応急措置を行う。
水防活動	監視・警戒・水防作業
	通信連絡及び輸送
	水防報告と水防記録

3 洪水浸水想定区域における対策

水防法第14条の規定により、物部川について、洪水浸水想定区域が指定されている。

洪水浸水想定区域に居住する住民や要配慮者が利用する施設への洪水情報の伝達方法について定める。

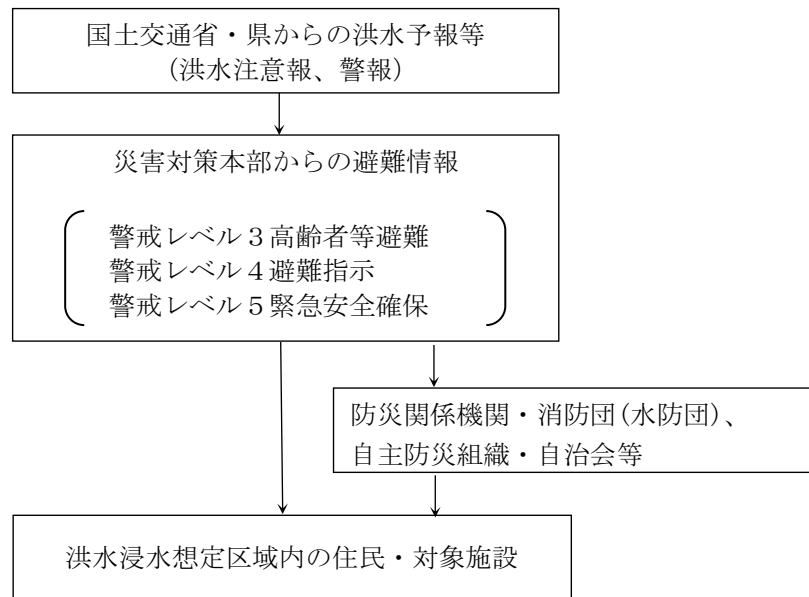
(1) 洪水予報等の伝達方法

水防法第15条第2項に定める「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりとする。

ア 伝達情報

国土交通省・県からの洪水予報等（洪水注意報・警報）及び避難情報（警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保）

イ 伝達系統



ウ 伝達方法

緊急情報は、その内容に応じて、次の方法のいずれかにより周知を図る。

- (ア) 広報車等の拡声
 - (イ) 水防計画によるサイレン、警鐘の使用（水防信号）
 - (ウ) 電話、口頭等による戸別の通知
 - (エ) 戸別訪問
- (2) 洪水時の迅速な避難の確保
洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、消防団・自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立等、迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。
- (3) 洪水浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設への情報伝達
水防法第15条第1項の規定による洪水浸水想定区域内にある地下街又は要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への洪水情報の伝達方法は、以下のとおりとする。
- 【要配慮者が利用する施設】**
防災上の配慮を要するものが利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要がある施設への連絡網を作成するとともに、電話、FAX等を用いて、氾濫注意水位等の到達に関する情報や避難情報を伝達する。
- (4) 安全配慮
水防団（消防団）員自身の安全に配慮した活動を行う。

第19節 土砂災害対策

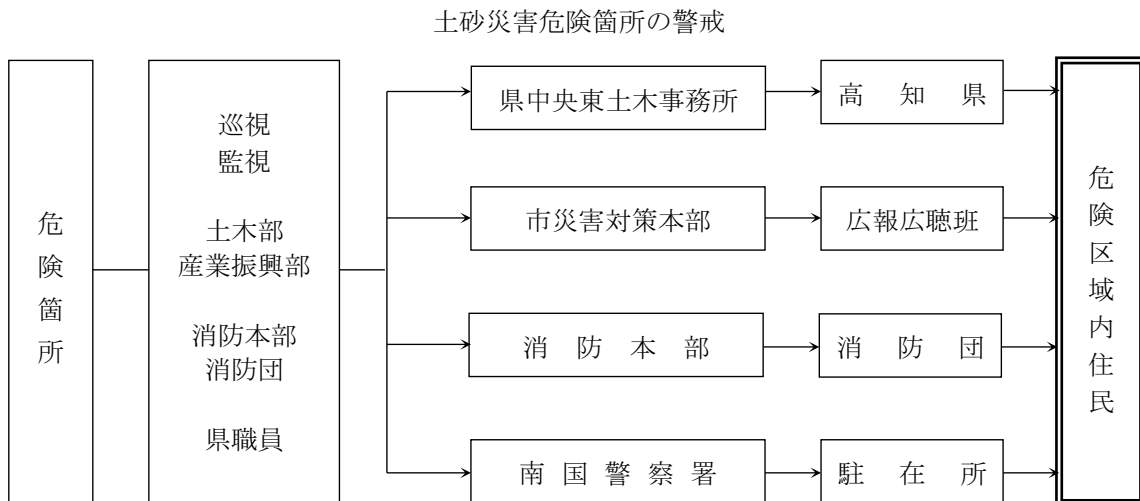
土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握するとともに必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所の巡視・警戒活動を行う。

1 土砂災害防止体制の確立

気象情報、局地的な降雨等の情報及びパトロール等による土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報の発表により土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策を行う。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

- (1) 土砂災害の前兆現象が認められる等の実態が把握された場合は、警戒監視体制を強化する。
- (2) 土砂災害発生後は、被害実態の早期把握に努めるとともに、所管施設の被害の把握に努める。
- (3) 土砂災害発生後は、二次災害の発生に対処するため、気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面等の危険箇所について、安全に留意し監視を実施する。



3 土砂災害等による被害の拡大防止

(1) 土砂災害防止の措置

土砂災害が生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、関係機関と協力し、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等による応急的な再崩壊防止措置を講じる。

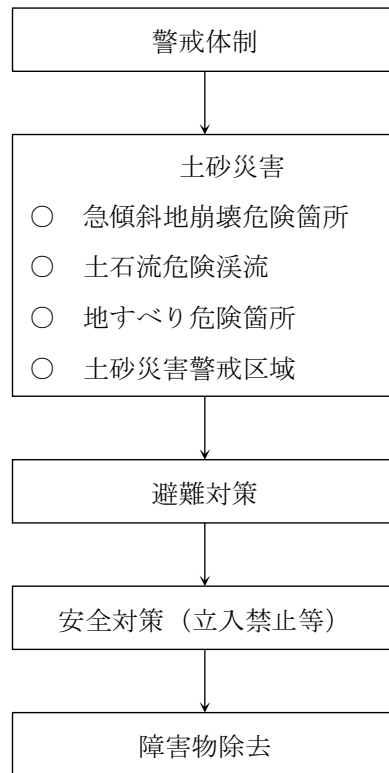
(2) 警戒避難体制の確立

ア 情報の指示・伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合等、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、関係機関等に早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達により最優先で伝達する。

イ 警戒区域の設定

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係地域住民の避難措置を実施する。



第20節 孤立地区対策

土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに、被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

1 被害状況の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話等の通信手段のほか、職員の派遣、消防団や自主防災組織等の人力による手段やドローンの活用等、あらゆる方法により情報伝達手段を確保し、被害状況の把握を行う。また必要に応じ、県の消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害情報の提供を受ける。

2 救助の実施

(1) 救助の実施

人命の救助を最優先し、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用する等、迅速な救急・救助活動を実施する。

(2) 物資の供給

アクセス道路が復旧するまでの間は、孤立地区住民の生活維持のため、食料、飲料水及び生活必需品の輸送を状況に応じた方法で実施する。

(3) 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断したうえで、必要に応じた集団避難を実施する。

3 道路の復旧対策

道路の被災情報を速やかに収集し、関係機関で共有するとともに、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ障害物の除去や復旧作業を行い、被災箇所への迅速な対応を行う。

第21節 教育対策

児童生徒等、教職員及び学校その他文教関係施設・設備が被害を受ける等、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給付等の措置を講じ、応急教育を実施する。また、保育園・幼稚園における対策は学校教育対策に準じて行う。

1 学校教育対策

(1) 災害発生時の措置

ア 在校時の措置

児童生徒が在校している時に災害が発生した場合、児童生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

(ア) 状況の判断

教職員は、屋外への避難の要否、指定緊急避難場所等への避難に関して、迅速かつ的確に状況を判断する。

(イ) 避難誘導

教職員は、避難経路の安全確認を実施したうえで、児童生徒を指定緊急避難場所等の安全な場所へ避難誘導する。

(ウ) 安全確認

学級担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、学年主任、教頭、校長の順に報告する。

学校長は、人命救助が必要な場合、全教職員を指揮して、救助に当たる。

学校長は、把握した状況を教職員に対し周知を図るとともに、児童生徒に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努める。

イ 下校措置

学校長は、帰宅経路の安全確認のうえ、児童生徒を速やかに下校させる。小学校・中学校・特別支援学級生徒については、あらかじめ保護者へ連絡のうえ、教職員等による引率又は保護者への直接引渡しにより安全を確認する。

ただし、保護者への連絡ができない場合又は帰宅しても保護者がいない場合は、保護者が引き取りにくるまで学校で保護するものとする。

下校に際しては、事故のないよう十分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、必要に応じて教職員が地域別に付き添う。

(2) 災害発生後に学校が行う措置

ア 被害状況等の収集・伝達

学校長は、被害・被災状況（児童生徒、教職員、施設・設備）、住民の避難状況等を調査し、その結果を直ちに教育部へ報告する。

教育部は、情報を整理し、災害対策本部事務局へ伝達するとともに、必要な措置について、関係機関へ要請する。

イ 休校措置

学校長は、次に該当する場合は、休校措置をとる。

なお、休校措置を児童生徒の登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者又は児童生徒に連絡する。

(ア) 災害発生のおそれがある場合

(イ) 校舎の破損、倒壊により、授業が困難な場合

- (ウ) 通学路の壊滅等により児童生徒の通学が困難な場合
- (エ) 教職員の確保が困難で児童生徒の学習が困難な場合
- (オ) その他校長が休校を必要と認めたとき

また、臨時休校の措置をとった場合は、振り替え授業を実施する。

(3) 応急教育の実施

応急教育の実施については、教育委員会と学校長が協議のうえ、実施する。

ア 文教施設・設備の確保

指定避難所が開設され、指定避難所と応急教育施設が重複するときは、避難生活との調整に配慮しながら、教育の低下をきたさないよう努める。

- (ア) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行い、使用する。
- (イ) 校舎の一部が使用できないときは、特別教室、体育館等を利用し、場合によっては二部授業を行う。
- (ウ) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長期間を要するときは、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置し、授業を行う。また、早急に再建の計画を立てる。

イ 教職員の確保

- (ア) 被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保する。
- (イ) 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障を来すときは、県に教職員の応援について要請する。

(4) 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急措置を行い、給食の継続に努める。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理等、衛生面には十分に注意する。

また、学校が指定避難所として開設された場合に、学校給食施設・設備が避難者の炊き出し用に供される場合は、非常給食と学校給食の調整に留意する。

(5) 学用品の給与

災害により住家が被害を受け、学用品を消失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒に対して、学用品を支給する。

2 保育園・幼稚園対策

保育園・幼稚園における対策は、学校教育対策に準じて実施する。

(1) 災害発生時の措置

ア 在園時の措置

園児が在園している時に災害が発生した場合、園児の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

(ア) 状況の判断

職員は、屋外への避難の要否、指定緊急避難場所等への避難に関して、迅速かつ的確に状況を判断する。

(イ) 避難誘導

職員は、避難経路の安全確認のうえ園児を指定緊急避難場所等の安全な場所へ避難誘導する。

(ウ) 安全確認

担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、園長に報告する。

園長は、人命救助が必要な場合、全職員を指揮して、救助に当たる。

園長は、把握した状況を職員に対し周知を図るとともに、園児に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努める。

イ 降園時の措置

園長は、保護者へ連絡のうえ、保護者への直接引渡しにより安全を確認するものとする。保護者への連絡ができない場合は、保護者が引き取りに来るまで保育園・幼稚園で保護する。

(2) 災害発生後に保育園・幼稚園が行う措置

ア 被害状況等の収集・伝達

職員は、直ちに勤務先に参集する。ただし、交通事情等により勤務園に参集できない職員は、最寄の保育園・幼稚園に参集し、その施設の責任者の指示に従って、災害対策に従事する。

園長は、被害・被災状況（園児、職員、施設・設備）及び住民の避難状況等を調査し、その結果を直ちに教育部へ報告する。

教育部は、情報を整理し、災害対策本部事務局へ伝達するとともに、必要な措置について、関係機関へ要請する。

イ 保育園の休園措置

市長は、次に該当する場合は、休園措置をとる。

なお、休園措置を園児の登園前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者に連絡する。

(ア) 災害発生のおそれがある場合

(イ) 園舎の破損、倒壊により、開園が困難な場合

(ウ) 通園路の壊滅等により園児の登園が困難な場合

(エ) 職員の確保が困難で園児の保育が困難な場合

(オ) その他園長が休園を必要と認めたとき

(3) 応急保育の実施

保育園・幼稚園及び地域の復旧状況を踏まえ、速やかに園の再開に努める。

第22節 農林業対策

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜等及び林産物等に対する被害防除について定める。

1 農業用施設及び農作物に対する応急措置

(1) 農地及び農業用施設に対する措置

土地改良区及び農業協同組合等、農業団体の協力を得て、河川の氾濫等により農地が冠水した場合の排水作業、排水ポンプ等、排水施設の保全、ため池の警戒及び応急措置並びに用排水路の取水樋門立切の操作等の応急措置を行う。

なお、状況によっては、応急工事の実施のための資機材の確保等に努めその万全を期す。

(2) 農作物に対する措置

気象状況を事前に察知し、各農業団体に通報し、災害に対する防災措置を指導する。災害発生後は速やかに農業団体の協力を得て、状況を把握し、直ちに実態に即した作物別の技術対策を立て、広報活動、団体指導及び必要に応じ、個別指導を行う。また、種苗、資材の斡旋等の措置を講ずるよう指導する。

2 家畜等に対する応急措置

農業及び畜産関係諸団体の協力のもとに、被災地の家畜等の処置及び飼養管理について現地指導を行うとともに、防疫指導及び汚染地域の消毒等防疫の万全を期す。

また、緊急を要する飼料等については、状況により県に対して放出又は斡旋を依頼する。

3 林業に対する措置

森林所有者に対し、県と協力して倒木の処理及び病虫害の防除について技術指導等を行うとともに、林業施設等の安全管理、防災措置、被害箇所早期復旧を行う。

第23節 ライフライン施設の応急対策

上下水道、電力、ガス等のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合には大きな混乱の原因となり、また、応急対策上の障害となる。このため、これらライフライン施設の関係機関は、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保に努めるものとし、迅速な応急復旧を行うため、機関相互において、緊密な連携の確保に努める。

1 上水道施設

(1) 応急対策

ア 被害調査

上水道班は次の要領で被害調査を行う。

1	災害情報の収集
2	取水場、配水池の被害調査
3	送水管の被害調査
4	配水管の被害調査
5	配水可能地域の把握

イ 応急対策活動

応急対策活動は次の要領で実施する。

1	漏水を確認したときは、バルブ操作により配水池の水量を確保する。
2	配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
3	原水から給水栓に至るまでの水質保全に努める。

(2) 復旧対策

ア 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、まず市所有のものを使用する。また、必要に応じて協定団体、民間事業者、他市町村の水道業者の協力を得る。

イ 情報の広報

被害情報、応急給水所及び復旧情報について、災害対策本部を通じて住民に周知を図るとともに、上下水道部の機動的な広報を行う。

ウ 復旧の優先順位

以下の優先順位を基本として復旧計画を策定する。

1	取水施設、浄水施設、配水池
2	主要送水管・配水管の送配水機能
3	災害拠点病院・指定避難所・社会福祉施設等の重要施設への管路
4	災害復興にかかる公的機関施設への管路
5	その他の一般配水管

2 下水道施設

(1) 応急対策

ア 被害調査

下水道班は次の要領で被害調査を行う。

1	災害情報の収集
2	汚水処理施設の被害調査
3	管渠・マンホールの被害調査

イ 応急対策活動

処理場の機能確認を最優先とし、応急対策活動は次の要領で実施する。

- (ア) 汚水疎通に支障ないように移動式ポンプを配置し、応急措置を講ずる。
- (イ) 管渠マンホールが水没している場合は、マンホール内への浸水防止措置を講ずる。
- (ウ) 停電のためポンプ場及び処理場が停止した場合、自家発電装置により排水機能を維持する。

(2) 復旧対策

ア 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、協定事業者、排水設備等工事指定店等から調達する。

工事施工中の箇所は、工事請負人に被害を最小にとどめるよう、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

イ 災害時の広報

破損箇所、排水禁止箇所、排水できない場合の措置の広報を行い、住民への周知を図る。

3 電力施設

(1) 応急対策

ア 被害調査

災害発生時においては、四国電力の定める各マニュアルに基づき被害状況等の収集、把握を行う。

イ 応急対策活動

災害発生直後は被害規模及び被害状況の把握を優先し、巡視へ優先的に要員を配置する。巡視は公共機関、社会的影響の大きい箇所から優先的に実施する。あらかじめ定めておく重要施設等については、被害状況の確認と各作業班の調整を行いながら、設備の復旧を行う。

(2) 復旧対策

復旧の実施に当たっては、医療機関、交通・通信・報道機関・指定避難所等を優先することを原則とするが、災害の状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、復旧効果の最も大きいものから復旧する。

ア 資機材確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品の確保に努める。

イ 災害時の広報

停電時における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う。電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、住民に対し次の事項を広報する。

- (ア) 切れた電線による感電の防止
- (イ) 漏電による出火の防止

4 電気通信施設

(1) 応急対策

ア 被害調査

電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報を迅速に収集する。

イ 応急対策活動

災害対策用機器、応急用資機材等での復旧工事により、通信の疎通を早急に確保する。

・重要通信の確保

通信の利用制限、災害時優先電話の設定等により重要通信の確保を行う。

(2) 復旧対策

ア 資機材確保

応急復旧に必要な資材については、支店保有の資材及び全国からの調達によって行う。

イ 災害時の広報

災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について広報する。

(ア) 災害に対して取られている措置及び応急復旧状況

(イ) 通信の途絶又は利用制限をした理由

(ウ) 通信の途絶又は利用制限の状況

(エ) 災害用伝言ダイヤル利用案内

(オ) その他必要な事項

ウ 復旧対策順位

1	災害救助、秩序の維持等の緊急活動のため必要と認められる最小限の回線復旧
2	交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等のため必要と認められる回線復旧
3	公衆電話及び平常時の通信サービスを維持するために必要と認められる回線復旧

5 LPガス施設

LPガス災害が発生し、又はそのおそれがある場合、高知県LPガス協会と協力し、消費者及び販売店における二次災害の発生の防止及び救済活動を行う。

(1) 応急対策

ア 被害調査

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講ずる。

イ 応急対策活動

(ア) 危険箇所からの容器の回収

(イ) 漏洩ガスの停止（容器バルブの閉止）

(ウ) 消費者世帯の安全点検

(エ) 指定避難所・病院への緊急支援物資の手配

(オ) 指定避難所等での使用済み容器の回収

ウ 指定避難所への支援及び救済活動

(ア) 小型容器、コンロ等の炊き出しや給湯に必要な緊急支援物資の調達と指定避難所への輸送

(イ) その他救済活動

エ 広報活動

二次災害の発生防止について、報道機関を通じ消費者へ広報活動を行う。

第24節 施設等の応急対策

1 道路・橋梁の応急対策

災害が発生した場合、道路管理者は、それぞれ所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。

(1) 道路管理者

高速道路	西日本高速道路株式会社
国道・県道	四国地方整備局土佐国道事務所 高知県中央東土木事務所
市道	香美市

(2) 応急対策

ア 被害の調査・把握

施設に災害が発生した場合、被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を建設部を通じて災害対策本部に報告する。また、関係機関から道路に関する情報を収集する。

イ 道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等により通行に支障を来す場合は、道路管理者に通報し、応急復旧を実施する。また、道路占用施設（水道・下水道・電気・電話等）の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。

ウ 交通規制

通行が危険な路線・区間については、警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。広報等住民の安全確保のための措置をとる。

(3) 復旧対策

ア 道路の応急復旧・道路啓開

被害を受けた市道について、高知県建設業協会南国支部の協力により応急復旧を実施する。

なお、市道以外の道路について、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限の範囲で、応急復旧を実施する。また、道路の応急復旧が困難な場合は、県知事、自衛隊に対し応援を求める。ただし、南海トラフ地震発生に伴う道路啓開は「高知県道路啓開計画（Ver. 3.1）」（2022年3月 高知県道路啓開計画作成検討協議会）に基づき実施するものとし、応急復旧等を迅速に行うため、高知県中央東土木事務所と連携し、啓開ルートの優先順位の調整等を行う。

イ 仮設道路の設置

道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議のうえ、仮設道路を設置する。

2 河川管理施設の応急対策

地震、洪水等により、河川及び排水路の堤防・護岸・水門等の施設が被害を受けた場合は、各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努め、排水に全力を尽くす。

(1) 施設管理者

1級河川	国土交通省・高知県
2級河川	高知県
普通河川	香美市

(2) 応急対策

ア 施設の巡視

施設に災害が発生した場合に水防活動と並行して巡視し、その状況を建設部を通じて、市長、県、国に報告する。

<input type="checkbox"/> 重視箇所	<input type="checkbox"/> 重要水防箇所	<input type="checkbox"/> 管内施設
-------------------------------	---------------------------------	-------------------------------

イ 被害発生時の措置

対策各班は、災害によって河川管理施設に被害が発生した場合、直ちに災害対策本部、県、国に報告し、次の措置を行う。

- (ア) 内水被害の拡大防止
- (イ) 移動排水ポンプの派遣要請
- (ウ) 排水作業
- (エ) 技術指導の要請

ウ 復旧対策

対策各班は、堤防、護岸、水門等の被害について調査し、速やかに応急復旧対策を要請する。

3 建築物及び宅地の応急対策

建築物及び宅地に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、関係各課を中心に応急対策実施体制を確立するとともに、県と密接な連携をとり応急対策に当たる。このとき、被害のあった建築物等から有害物資の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合には、これらを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関の連絡等を行う。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

(1) 建築物の応急危険度判定

ア 建築物の応急危険度判定の実施

県と協力して、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、地震発生後、可能な限り速やかに被災建築物の応急危険度判定を実施し、所有者、管理者並びに付近の通行者等に周知を図る。

イ 応急危険度判定実施本部の設置

判定の実施に当たっては、災害対策本部の中に応急危険度判定実施本部を設置し、応急危険度判定士について（公社）高知県建築士会へ参集要請を行い、かつ、県に対しても支援要請を行い、判定コーディネーターの指導・支援のもとで実施する。

ウ 判定結果の表示及び周知

応急危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載し、建物の入口等の見やすい場所に貼り付ける。

エ 危険と判断された建物の所有者等への対応

応急危険度判定により「危険」と判断された建築物の所有者・管理者からの相談を優先して対処し、修理・復旧を促進する。

(2) 被災宅地危険度判定

ア 被災宅地危険度判定の実施

地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）による被災宅地危険度判定を実施し、被害状況の迅速かつ的確な把握と二次災害の発生を防止・軽減し、住民の安全を図る。

イ 被災宅地危険度判定実施本部の設置

判定の実施にあたっては、災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、判定実施計画を策定のうえ、必要に応じて県に対し宅地判定士の派遣を要請する。

ウ 判定の結果の表示及び周知

被災宅地危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）を当該宅地の所有者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。

エ 危険と判断された宅地の所有者等への対応

被災宅地危険度判定により「危険」と判断された宅地の所有者・管理者からの相談を優先して対処し、修理・復旧を促進する。

第25節 住宅の応急対策

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与する。また、破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

1 応急的な住宅の確保

(1) 公営住宅

ア 入居可能な公営住宅の確保

速やかに入居可能な公営住宅の把握に努める。

イ 公営住宅への入居

入居可能な公営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、入居を認める。

(2) 民間賃貸住宅の情報収集等

入居可能な民間賃貸住宅の情報提供等について、宅地建物取引業団体へ協力要請を行い、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

2 応急仮設住宅の供与

(1) 建設型応急住宅の建設

ア 建設実施の決定

(ア) 災害救助法適用前

建設型応急住宅の建設の実施の決定は、市長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

(イ) 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の建設型応急住宅の建設の実施は、県が行う。

市長は、相当の被害があると判断され、県の実施を待つことができない場合に、県知事の補助機関として行う。

イ 建設地の選定

建設型応急住宅の建設地候補地を事前に選定しておき、その中から建設地を選定する。

ウ 着工期間

災害発生の日から20日以内に着工する。

エ 建設の実施

建設型応急住宅の建設の工事については、(一社)プレハブ建築協会等に協力を要請して行う。

(2) 賃貸型応急住宅の借上

ア 借上時期

災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げる。

イ 民間賃貸住宅の借上げ

あらかじめ協定を結んだ民間賃貸住宅の関係団体と連携し、速やかに借上げる。

(3) 入居者の選定

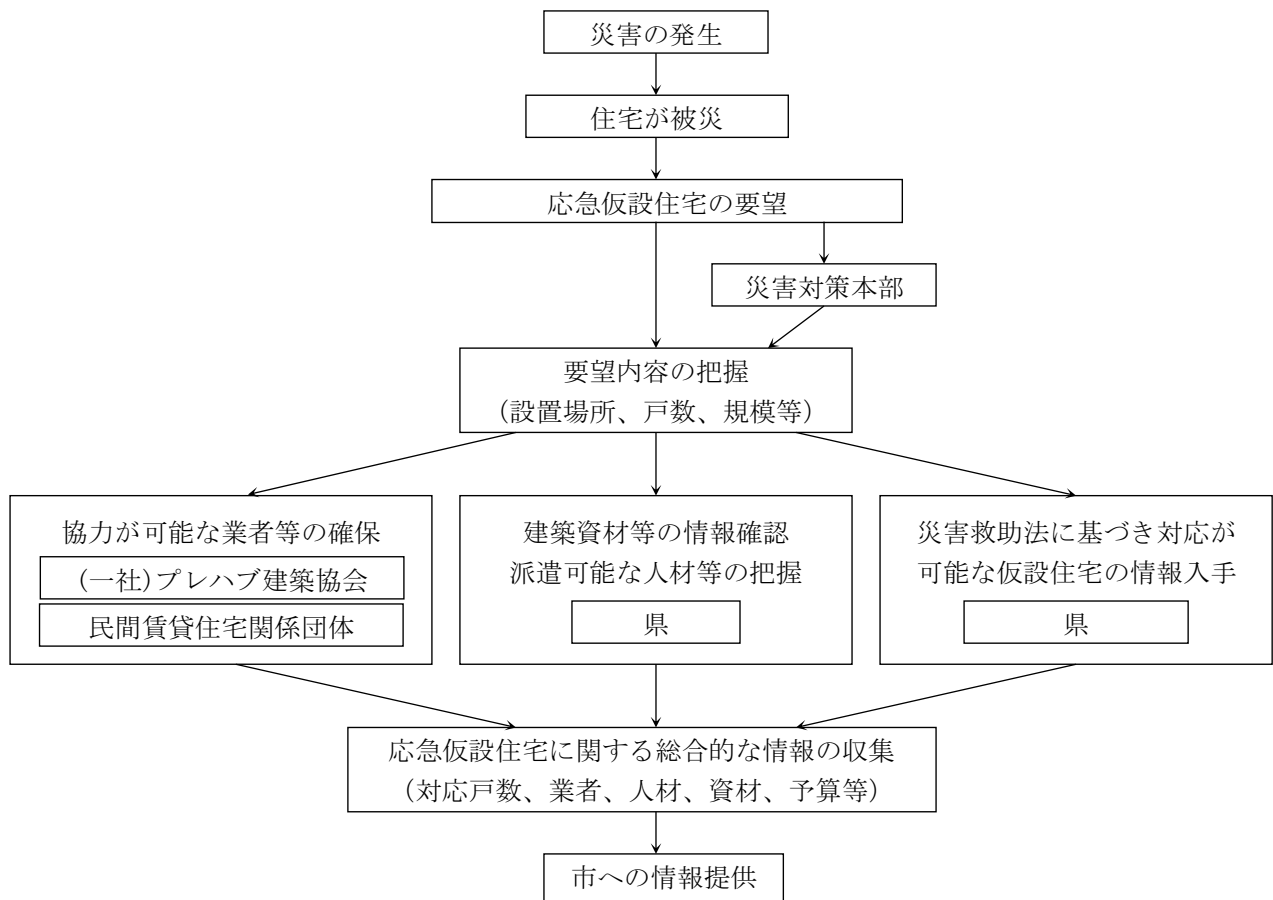
ア 入居資格基準

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

イ 入居者の選定

- (ア) 応急仮設住宅が必要であると認めるときは、入居申請受付窓口を設置する。窓口を設置したときは、その旨住民に周知を図る。
- (イ) 入居資格基準に基づき、民生児童委員等の意見を聞いて、入居者を選定する。選定に当たっては、次の者を優先する。
 - a 特定の資産のない高齢者、病弱者、障害者
 - b 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - c 特定の資産のない母子、父子、寡婦（寡夫）世帯

ウ 供与期間
最長2年



3 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の実施者

災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、県からの通知に基づき、市長が実施する。なお、市において処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対象者

- ア 住家が半壊、半焼等の被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- イ 自らの資力では、住家の修理ができない者
- ウ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる者

(3) 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において、実施（給付）する。

(4) 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じて行う。

(5) 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

(6) 修理の実施

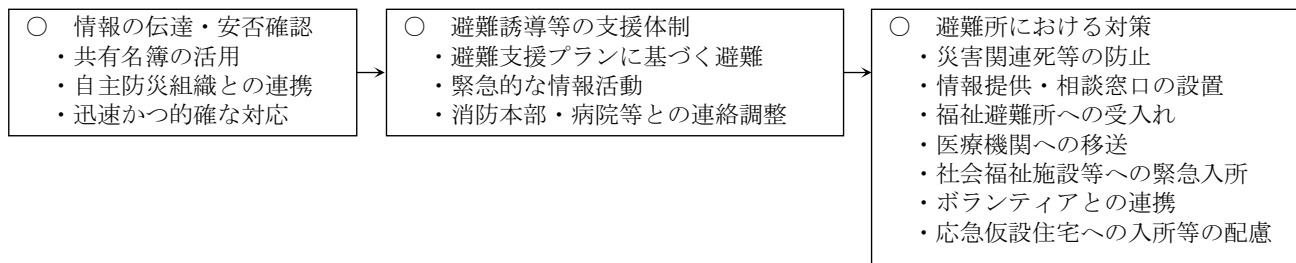
住宅の応急修理実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、建設業協会等に協力を要請して行う。

4 野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者を収容する必要性が生じ、かつ付近に適当な収容施設がないか被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置するものとする。

第26節 要配慮者対策

要配慮者は、災害が起こったとき、自分の身体・生命を守る対応能力が不足していて、的確な行動がとりにくい場合、被害を受けることが多い。このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。



1 災害発生時の支援対策

(1) 要配慮者への情報伝達

福祉班は、自主防災組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう早期の情報伝達に努める。

(2) 要配慮者の安全確保

自主防災組織及び社会福祉関係団体は、警察署及び消防署等に協力し、事前に把握している避難行動要支援者名簿等の情報をもとに避難誘導を行う。

避難誘導にあたり、誘導者は責任を持って指定避難所での登録手続きまで行うものとする。

(3) 要配慮者の安否確認

福祉班は、避難所責任者、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署・消防団及びボランティア等と協力して、要配慮者の所在及び安否の確認を行う。

ア 指定避難所での所在確認

福祉班は、避難者名簿に基づき要配慮者を把握する。

イ 在宅している要配慮者の安否確認

福祉班は、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署・消防団及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している要配慮者の安否確認に努める。

ウ 指定避難所及び居宅で所在・安否が確認できない場合

福祉班は、指定避難所及び居宅で所在及び安否の確認ができない場合、本部班に行方不明者として報告する。

2 指定避難所における支援対策

(1) 指定避難所における応急支援

ア 応急介助支援措置実施のためのリスト作成

福祉班は、応急的な介助支援措置の必要性を把握するためのリストを、次に示す点に留意して作成する。

(ア) 指定避難所単位で作成する。

(イ) 必要な介護・介助要員の種別・規模を把握するため状況項目別で作成する。

(ウ) 車椅子・杖等介助用具の要否を把握する。

(エ) 福祉避難所又は特殊医療等の対応可能な医療機関への移送の必要性を把握する。

イ 応急支援の実施

要配慮者の指定避難所における生活を支援するに当たり、福祉班、避難所対応班は、以下の応急支援を実施する。

必要な設備及び生活スペース等の確保	段差の解消及び手すり等の設置、専用トイレの整備、間仕切り・カーテン等の設置、車椅子・杖等の介助用具の確保等
必要物資の配給	飲料水及び食料の優先的な配給
	紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保
ボランティアの配置	手助けが必要な人及びその状況を把握し、災害ボランティアセンターを通じて介護・介助、手話、通訳等必要な人員を確保し配置する
その他指定避難所での配慮	健康状態のチェック、健康診断や相談対応
	聴覚障害者向け掲示板の設置、要配慮者の状態を考慮した情報提供
	避難所での生活が困難な人の福祉避難所への移送

(2) 在宅している要配慮者の応急支援

福祉班は、自主防災組織及び福祉団体の報告により、指定避難所等での受入れが望ましい在宅している要配慮者が把握された場合、その状況に応じて指定避難所、福祉避難所又は医療機関等の受入れ先及び移送手段を確保する。

3 福祉避難所等の確保と移送

(1) 福祉避難所等の確保

ア 福祉避難所の開設

福祉班は、指定避難所からの要配慮者支援要請に対して、要配慮者専用の福祉避難所を開設する。

イ 福祉避難所では対応できない場合

福祉班は、福祉避難所では要配慮者の対応ができない場合、また福祉避難所での介助等の措置ができない場合は、以下のように受入れ先を確保する。

- (ア) 市内の介護施設・障害者福祉施設への受入要請
- (イ) 市内の社会福祉施設・病院等への特別受入要請
- (ウ) 他の市町村社会福祉施設への特別受入要請
- (エ) 民間アパートの斡旋

(2) 福祉避難所への移送

福祉班は、福祉避難所が確保され次第、管財班及び関係機関に要請して、トリアージ結果により、必要な場合は要配慮者を移送する。

ア 管財班による移送措置

イ 災害ボランティアセンターの依頼による移送措置

ウ 指定避難所入所者の協力支援による移送措置

エ 市内バス会社、自衛隊等への依頼による移送措置

オ その他可能な手段による移送措置

4 巡回ケアサービス・広報・相談窓口の設置

(1) 巡回ケアサービス

福祉班及び医療救護班は、指定避難所及び社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設において、要配慮者向け巡回ケアサービスを関係機関と協力して実施する。

ア 各要配慮者支援組織によるニーズの把握及び全般的なケアサービス

イ ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談

ウ 医師会（医療救護班を中心として）との連携・協力による健康チェック

エ ヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助

(2) 相談業務

福祉班は、被災者相談窓口を開設し、必要に応じて福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、要配慮者やその家族からの総合的な相談に応じる。

(3) 広報活動の要配慮者への配慮

広報広聴班の広報活動並びに福祉班が開設した相談窓口では、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、次の点に留意しながら行う。

ア 視聴覚障害者に対する配慮

イ 周囲の住民に理解を得られるような配慮

ウ 日本語を話せない外国人等への配慮

5 要配慮者向け応急仮設住宅の供給と復旧期ケア対策

(1) 要配慮者向け住宅の供給企画案の策定

要配慮者向け住宅の供給計画案の策定は福祉班が行うが、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、次の点に留意する。

ア 要配慮者の住宅仕様別のニーズの把握

イ 要配慮者が優先的に入所できるような配慮

(2) 復旧期ケア対策の実施

福祉班及び医療救護班は、関係各部及び関係機関等の協力を得て、要配慮者向け応急仮設住宅に必要な措置として復旧期ケア対策を概ね次のとおり行う。

ア 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック

イ ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談、各種行政支援サービスの利用相談、要配慮者向けのサービスの実施

(3) 復旧期ケア対策に関する広報並びに相談受付業務

被災者相談窓口設置期間中は、「被災者相談窓口」により行う。

また被災者相談窓口閉鎖後は、福祉班が窓口となり関係各部、関係機関の協力のもと実施する。

6 社会福祉施設等における利用者の安全確保

施設管理者は、施設の被害及び利用者の状態を把握し、迅速に避難誘導を実施する。

施設職員だけで避難誘導等の安全確保が困難な場合は、近隣の自主防災組織、社会福祉関係団体、警察、消防署・消防団及び福祉班、幼保支援班等に協力を要請する。

第27節 ボランティア活動支援

大規模災害時に、被災者の救援活動等を効果的に実施するためには、ボランティアとの連携が必要である。効果的なボランティア活動を行うため、ボランティアニーズの把握、情報の提供、派遣調整等の支援体制を整備する。

1 災害ボランティアセンターの開設

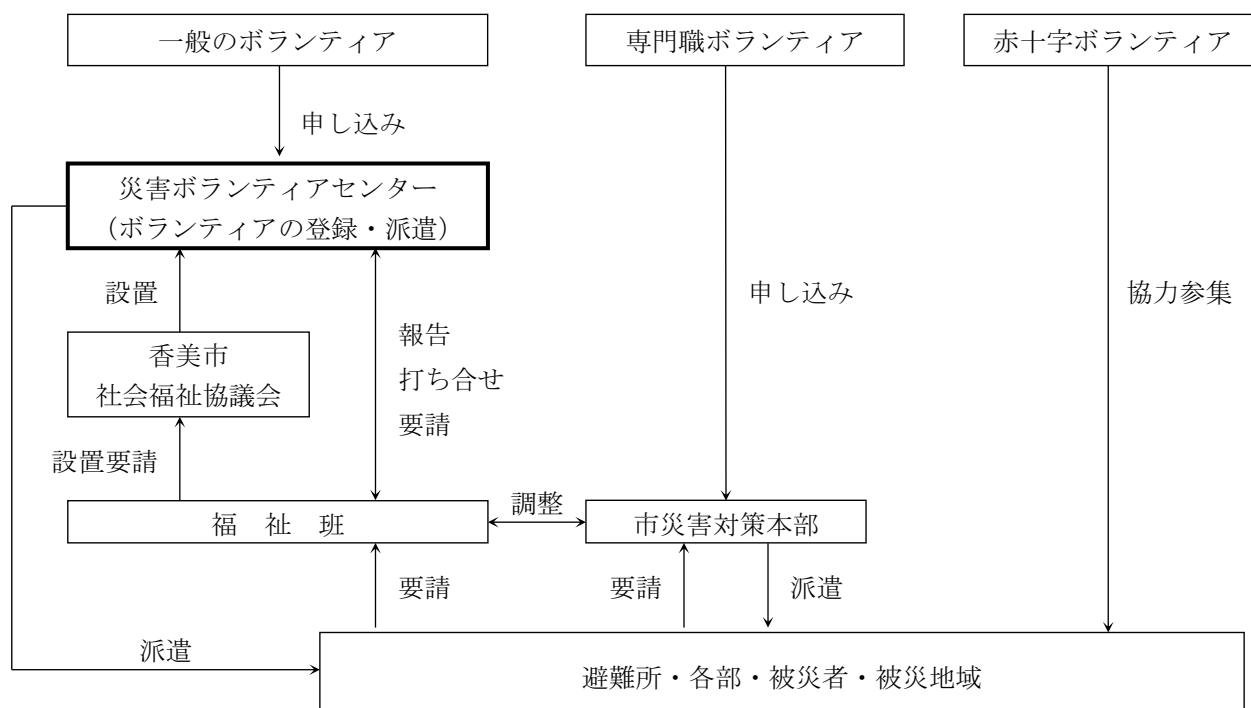
災害発生後、市社会福祉協議会と連携のうえ、必要に応じて「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の調整等を行う。

災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会を中心に、日本赤十字社高知支部やボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、災害ボランティア本部自らの決定に委ねることとし、市はその運営に協力する。

災害ボランティアセンターの主な役割は次のとおり。

- (1) ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示
- (2) ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報提供
- (3) 災害対策本部からの要請に基づくボランティアの派遣及び災害対策本部との連絡調整
- (4) ボランティア活動情報の集約・管理
- (5) 活動に関するボランティアへの事前説明（活動内容、宿泊、食事等）
- (6) 外部ボランティア組織や地元ボランティア組織との活動調整
- (7) ボランティア保険加入業務

ボランティアの受入れと派遣の流れ



※ 県等から事務の委任を受け、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 災害ボランティア受入業務

(1) 一般ボランティアの活動内容

- ア 災害情報、生活情報、安否情報等の収集及び伝達
- イ 指定避難所の運営補助及び避難所生活者の支援
指定避難所の運営の補助、情報伝達、飲料水・食料・生活必需品等の配給・炊き出し・清掃、救援物資の仕分け・配送等
- ウ 物資配送拠点における支援
物資の搬入・搬出、仕分け、配送・輸送等
- エ 要配慮者の支援
要配慮者の安否情報、生活支援等
- オ 臨時動物保護所の運営協力等
- カ その他被災者等の支援のための必要な活動

(2) 専門職ボランティアの活動内容

分類	活動内容
医師・看護師、保健師等	医療・保健に関すること
被災建築物応急危険度判定員	建築物の当面の使用の可否を判定すること
被災宅地危険度判定士	宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度を判定する
建設防災ボランティア	公共土木施設の被災状況の点検業務を支援すること
語学ボランティア	語学力を活用し、被災外国人等を支援すること
弁護士・建築士等	災害相談に関すること

(3) 赤十字ボランティアの活動内容

分類	活動内容
赤十字災害救護ボランティア	赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。
赤十字奉仕団及び個人ボランティア	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団で、災害時には市と連携し、指定避難所において被災者への支援をはじめ他のボランティアに対する支援活動を行う。 2 特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時には各団体の特色を生かし、指定避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。 3 赤十字個人ボランティア 日本赤十字社及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時には個人の能力・技能、活動希望により被災者への支援活動を行う。

3 ボランティア活動への支援

市は、ボランティア活動に対し、次の支援を行う。

- (1) 災害の状況、災害応急状況等の情報提供
- (2) 机や電話、市内地図等の資機材の提供
- (3) 会議室等の活動拠点の提供
- (4) 職場や学校へ提出するための従事証明書の発行
- (5) 光熱費等の経費の負担
- (6) ボランティア保険への加入奨励

第28節 義援金、救援物資の受付・配分

1 義援金の受付・配分

義援金の受付けは、県、市、日本赤十字社、共同募金会、報道機関等が、主な窓口となる。配分にあたっては、義援金配分委員会を設置し、支給対象者の範囲や配分金額等を決定する。

(1) 義援金の受付

- ア 災害対策本部は、被害の程度に配慮し、積極的に義援金の受付けを行うか否かを判断する。
- イ 金融機関に預金口座を開設し、受付けを行う。
- ウ 受付先の口座番号等を県に報告するとともに、報道機関等を通じて広報する。
- エ 寄託者から義援金を受領したときは受領書を発行し、義援金受付簿に記録する。

(2) 義援金配分委員会の設置と交付内容等の検討

- ア 福祉班は、義援金を募集、配分するための義援金配分委員会を設置する。
- イ 義援金配分委員会では、被害の程度や受付額を考慮し、支給対象者の範囲、配分額を設定する。
- ウ 指定避難所や被災地に居住する住民に対し、義援金の配分項目、配分要領等について広報する。

(3) 義援金申請書類の受付・交付

- ア 被災者の提出する申請書類について、義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合していることを確認し、義援金を交付する。受付・交付に当たっては身分証明書の提示を原則とする。
- イ 支給者を正確に記録することにより重複支給を避ける。

2 救援物資の受付・配分

(1) 救援物資の受付

- ア 災害対策本部は、救援物資の受付・配分・配送の対応業務を総合的に行うため、管財班、特命班の職員からなる専門班を設け、市民生活部が作成した避難施設等における不足物資のリストを集約し、県、報道機関等を通じて募集依頼を行う。
- イ 募集依頼を行う場合は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確な情報を提供するとともに、次の事項に配慮してもらうよう要請する。
 - (ア) 梱包のダンボールに物資名、数量がわかるように明記すること
 - (イ) 未使用品に限ること
 - (ウ) 小口の救援物資よりは、大口の救援物資が好ましいこと
 - (エ) 生鮮食品は避けること

(2) 受入窓口及び受入場所の確保

- ア 災害対策本部は、物資受入れのための連絡窓口を設置する。連絡窓口では、運び込みを希望する物資量を確認し、送付先を指示する。
- イ あらかじめ定めた物資受入場所において、整理を行ったうえで、搬入する。

(3) 物資の仕分け・配分

- ア 指定避難所では、ボランティアの協力等により物資の搬入及び仕分けを行い、避難者に配分する。
- イ 配分にあたっては、高齢者や障害者等の要配慮者を最優先する。
- ウ 配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

1 基本方針

- (1) 迅速な原状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行う。
- (2) 復旧・復興の基本方針を決定する。
- (3) 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興にあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3 財政措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、県及び国等に必要な財政支援を求める。

第2節 災害復旧対策（迅速な復旧の進め方）

1 被災施設の復旧等

- (1) 物資、資材の調達計画及び人材の応援要請等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、二次災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努める。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

第3節 復興計画（復興計画の進め方）

風水害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興を早期に実施するよう努める。

1 復旧・復興に関する調査

詳細に被災状況を把握し、応急仮設住宅対策、生活再建支援等、復興対策及び復興対策に係る応急対策を迅速かつ的確に行うため、復興に関する調査を行う。

(1) 建築物の被災状況に関する調査

応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況調査を行い、その結果を整理して県に報告するとともに、市の行う調査に対する職員（及び判定士）の派遣要請等を行う。

(2) 都市基盤復興に係る調査

ア 公園・緑地等の被災状況調査

県と連携し、広域避難地や応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被災状況を調査する。

イ その他の都市基盤に係る調査

県と連携し、下水道施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

(3) 応急仮設住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うため、家屋の被害状況調査、建設戸数調査を行い、応急仮設住宅必要戸数を把握するとともに、県に報告する。

(4) 生活再建支援に関する調査

ア 被災証明に係る住宅被災状況調査

災害見舞金等を支給するために必要なり災証明書を発行するため、被災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

イ 被災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

ウ 住宅再建に関する意向調査

恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等について確認し、県に報告する。

エ その他生活再建に係る調査

県と連携し、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる施設についての被災状況を調査する。

(5) 地域経済復興支援に係る調査

県と連携し、被災地全体の概要の把握、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

ア 事業者等の被害調査

被災直後の緊急対策及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林業等の被害について調査を行う。

イ 地域経済影響調査

産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

2 復興計画等の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされる。復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりとする。

- (1) 復興に関する基本理念
- (2) 復興の基本目標
- (3) 復興の方向性
- (4) 復興の目標年
- (5) 復興計画の対象地域
- (6) 個々の復興施策の体系（被災地域、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- (7) 復興施策や復興事業の事業推進方策
- (8) 復興施策や復興事業の優先順位

3 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強く、より快適な都市環境整備

ア 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。

イ 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指し、住民の理解を求めるように努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

ウ 被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図る。

エ まちづくりにあたっては、浸水の危険性の低い地域を居住地域とする等の土地利用計画及びできるだけ短時間で避難が可能となる避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の整備を行う。

(2) 復興のための市街地の整備改善

ア 被災市街地復興特別措置法等を活用する。

イ 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

ウ 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全なまちの形成及び機能の更新を図る。

(3) 河川等の治水安全度の向上等

ア 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。

イ 都市公園及び河川公園（緑地を含む。）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、指定緊急避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用等、防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るように努める。

(4) 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(5) 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

(6) 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

4 復興計画等の公表

住民と協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、市広報紙等により復興施策を具体的に公表する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

1 被災者の生活相談

発災後速やかに被災者の相談窓口を開設し、必要に応じて他の関係機関と連携のうえ、次に示す事項を主とした相談業務を実施する。

- (1) り災証明に関する事項
- (2) 環境衛生に関する事項（ごみ処理、家屋等の消毒、汲み取りの実施等）
- (3) 住宅に関する事項（片付け、補修、解体等）
- (4) 生活安定に関する事項（税、保険料の徴収猶予・減免、制度融資・給付等）
- (5) 健康相談、要配慮者等の支援

2 り災証明

(1) り災証明の目的

り災証明は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に定める自治事務として、市が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税、保険料の減免等）の適用を受けるに当たって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

(2) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次のとおり証明を行う。

り災証明の対象	被害家屋調査の実施	り災証明を行う者
全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水	税務収納課固定資産税班・市民税班	市長
火災による焼損、水損	消防本部	消防署長

(3) り災証明書の発行

ア 被害家屋調査の実施

被害家屋を対象に、外観目視による調査を実施する。

イ り災台帳の作成

固定資産課税台帳をもとに、り災証明書の発行に必要な被害情報により、り災台帳を作成する。

ウ り災証明書の発行

り災証明書の発行は、申請のあった被災者に対し、り災証明書を原則として1世帯あたり1枚発行する。

(4) 再調査の申し出と再調査の実施

ア り災証明書の発行後、以下のような場合には、被災者からの申し出により、再調査を実施する。

(ア) 被災者がり災証明の判定結果に不服であった家屋

(イ) 周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

イ 再調査の受け付け及び実施方法

り災証明の受付窓口とあわせて、再調査の受付窓口を開設する。受付後、被災者立会いのもと、再調査を実施する。

ウ 判定委員会

再調査において、判定困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。

なお、判定委員会の構成は専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から3名の委員を市長が委嘱する。

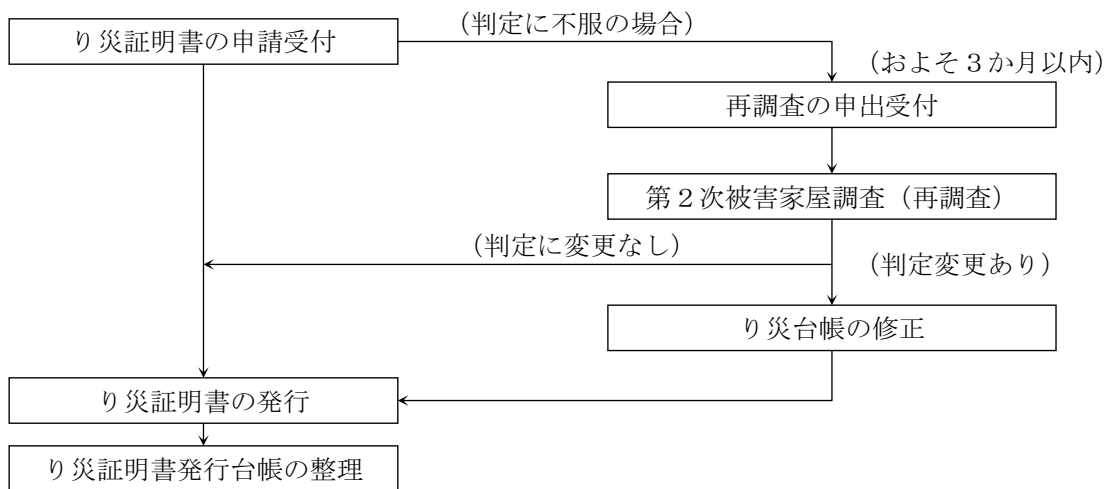
(5) り災証明に関する広報

り災証明手続きを円滑に行うため、相談窓口を設置するとともに、広報紙等により周知を図る。

(6) 発行の迅速化

り災証明書を迅速に発行するため、家屋図データ及びり災証明書発行支援機能を搭載した地理空間情報システムの整備を検討する。

り災証明書の発行の流れ



3 融資・貸付その他資金等による支援

各種法令等に基づき、融資・貸付その他資金等による支援を次のとおり実施する。

(1) 生活一般（税の減免、生活給付、条件の緩和措置）

- ア 税の減免
- イ 償還条件の緩和
- ウ 納付金等の減免
- エ 見舞金の支給等
- オ 生活融資
- カ その他の生活救済

(2) 住宅関係（住まいの確保や住宅の修繕資金の調達等）

- ア 家屋の復旧
 - (ア) 融資
- イ 住まいの確保
 - (ア) 危険住宅の移転
 - (イ) 融資

(3) 農業関係（農作物被害の軽減や農業用施設の改修等）

- ア 農作物被害救済

- (ア) 融資
- (イ) 補償
- イ 農業用施設の復旧
 - (ア) 助成
 - (イ) 融資
 - (ウ) 補償

(4) 林業関係（森林被害の軽減や林業用施設の改修等）

- ア 森林被害の回復
 - (ア) 助成
 - (イ) 融資
 - (ウ) 補償
- イ 林業用施設・共同利用施設の復旧
 - (ア) 助成
 - (イ) 融資

(5) 漁業関係（水産物の被害軽減等）

- ア 水産施設等の被害救済
 - (ア) 融資
 - (イ) 補償

(6) 商工関係（商工業施設の改修や営業の復旧再開等）

- ア 融資

(7) 社会福祉・医療・環境衛生関係

- ア 融資
- イ 健康相談

(8) 相談窓口の設置等

4 期限の延長・徴収猶予・減免等

被災した住民や事業者の自立復興を支援するため、災害の状況に応じ次の対策を行うとともに、広報による情報提供窓口を設置する。

市税等の期限の延長・徴収猶予・減免	法令等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税等の徴収猶予及び減免を行う。
後期高齢者医療被保険者に係る一部負担金の免除	被災者が保険医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。
国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免	被災者が保険医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。
介護保険被保険者に係る一部負担金の減免	被災者が利用した介護保険サービス利用者負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。
福祉施設の費用負担の減免	福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者に対し法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を行う。

5 広報連絡体制の構築

- (1) 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- (2) 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努める等、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築する。

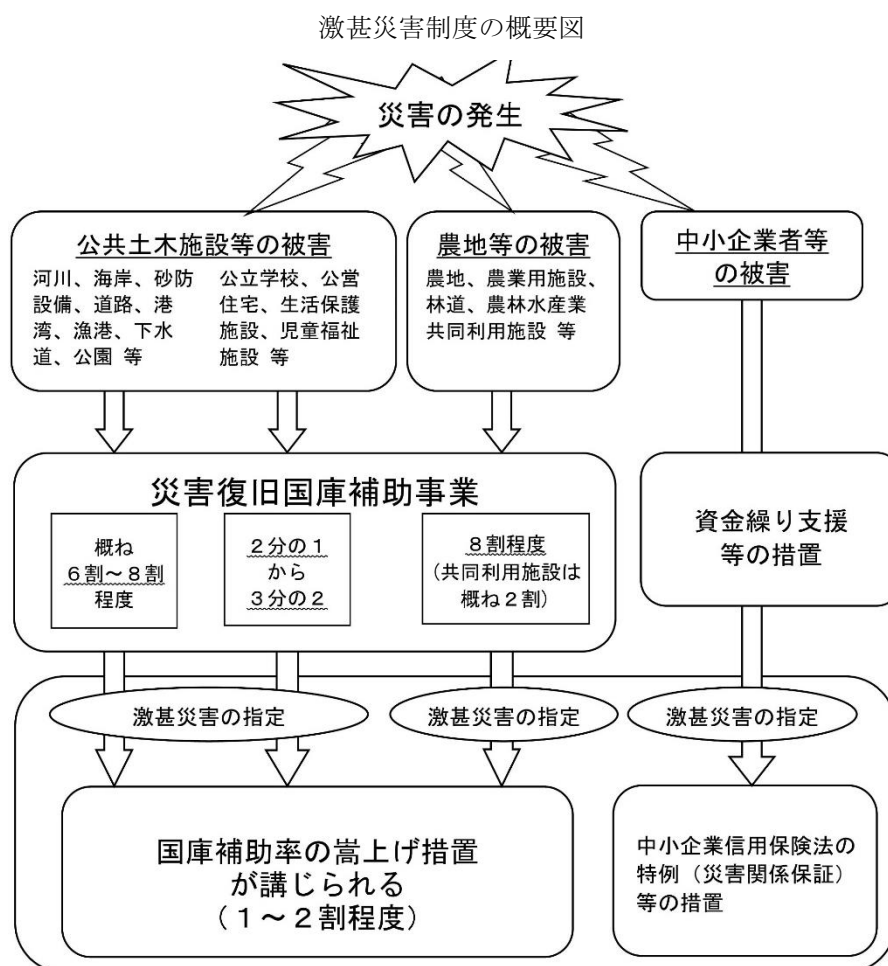
第5節 激甚災害の指定

大規模災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、災害の早期復旧に努める。

1 激甚災害制度の概要

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政府が中央防災会議の意見を聴いた上で、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき措置を併せて指定するものであり、激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）によることとなる。

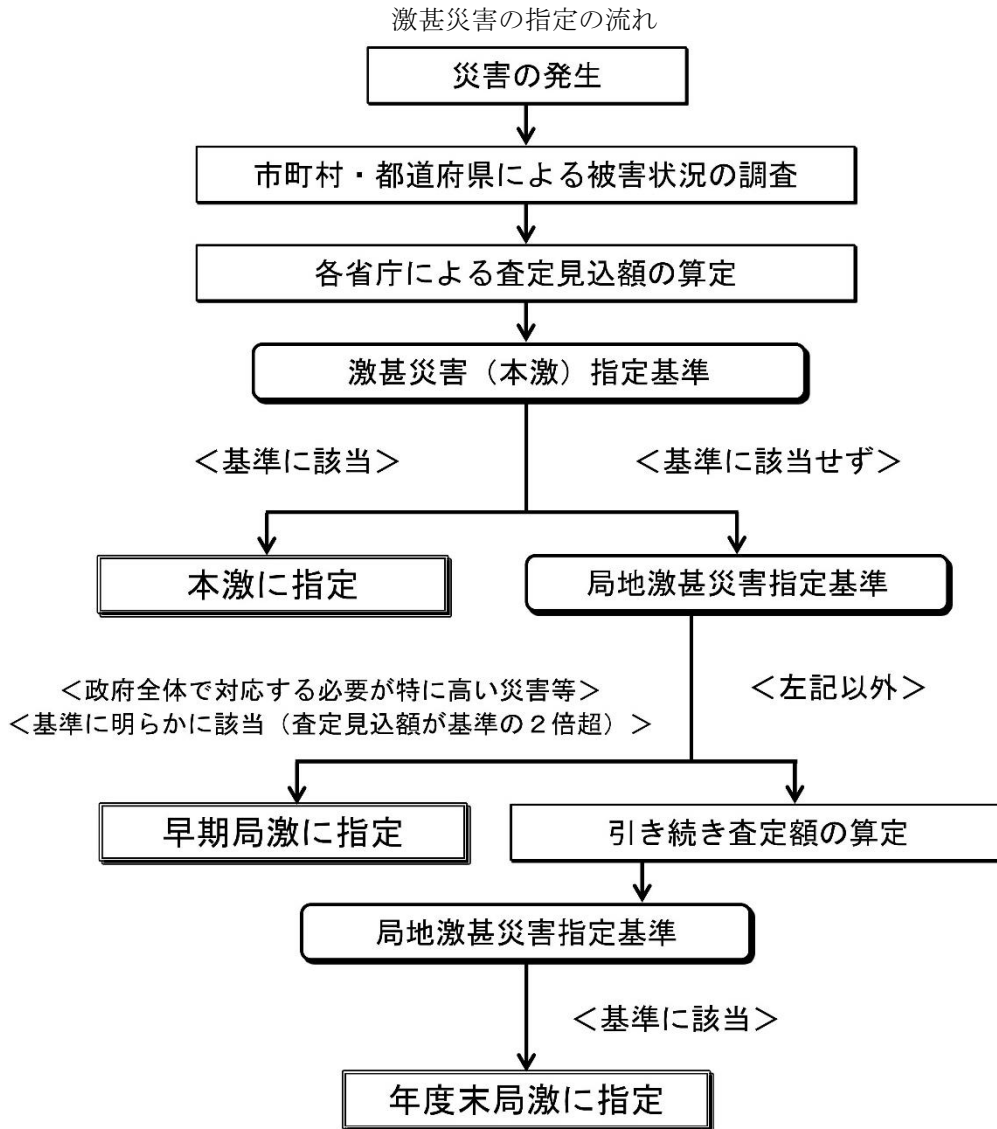


出典：「激甚災害制度の概要」

※ 内閣府ホームページ「防災情報のページ みんなで減災」の「激甚災害からの復旧・復興対策」に掲載。

2 激甚災害の指定手続

激甚災害指定は、大規模災害が発生した場合において、内閣総理大臣が県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断するものであり、市は、被害を受けた施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、県に報告する。



出典：「激甚災害制度の概要」

※ 内閣府ホームページ「防災情報のページ みんなで減災」の「激甚災害からの復旧・復興対策」に掲載。